

特 224

149

昭和十三年十一月十二日

時局に處する我が校經營の實際

田方郡三島西尋常小學校



0050818000

0050818-000

特 224 - 149

時局に處する我が校經營の實際

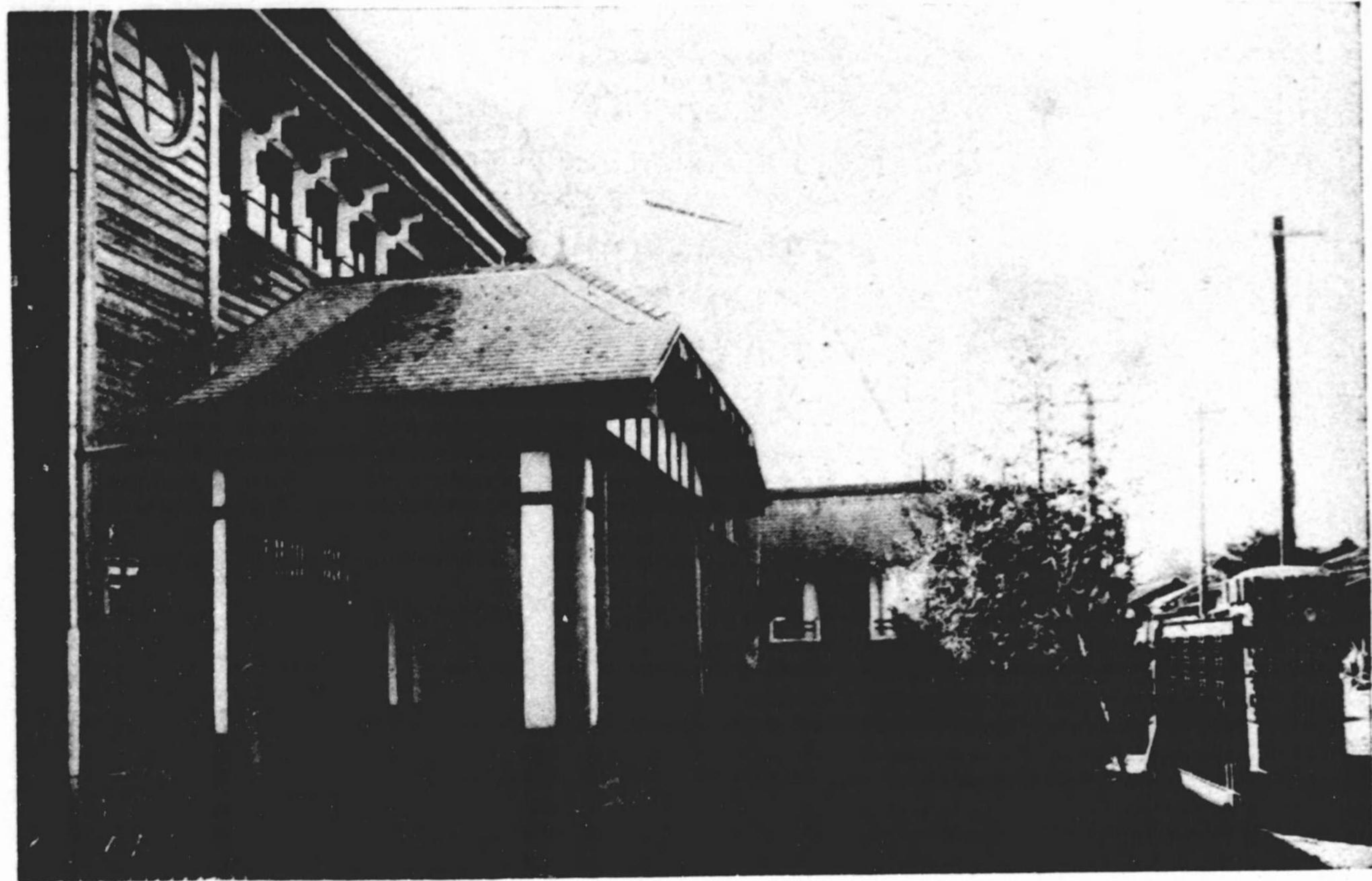
静岡県三島西尋常小學校

昭和 13

AHM

特 224

149



我 校 の 殿 堂

與 國 一 致
盡 忠 報 國
堅 忍 持 久
質 實 剛 健
勤 勞 奉 仕

目次

序論

第一章 時局に處する我が校經營の方針

第二章 我が校教育活動の概要

第三章 時局に處する我が校學習指導の實際

第一節 時局と學習指導の方針

第二節 時局と各科指導

第三節 學習指導より見たる我が校の時局的施設

第四節 學習指導上の其の他の問題

第四章 時局に處する我が校訓練

第一節 時局と訓練

第二節 訓練の方針

一

三

一三

二〇

二〇

二二

四五

五〇

五四

五四

五四

第三節 我が校訓練の目標

第四節 教師

第五節 訓練の背景

第六節 時局に處する我が校訓練の實相

第七節 作法教育

第八章 時局に處する我が校體育經營の實際

第一節 國家總動員と體育の指導精神

第二節 本校體育の精神並其の目標

第三節 經營の實際

我が校に於ける武道教育

三島西尋常小學校兒童愛護會

五五

五五

五六

五九

七二

七四

七五

七八

八〇

一

一一



序論

外にありては、皇師百萬全支の野に高らかなる進軍の歩武を進むるの時。

内にありては、教學刷新の聲一段と吾人の耳朵に響く時。

教育奉公の大旗を翳して、初等教育界が進まん途は？……巍然として立つべき姿は？……唯吾人は其の職責の重大なるを知るのみ……

本校其の乏しきを以て此れが研究の指定を受けたるは眞に光榮の至りである、爾來二ヶ月有半日夜孜々として驚鈍に鞭打てども、研究半にして遂に今日を迎ふるに到りしは、餘りにも御趣意に添ひ兼ねたるの恨みなしとせず、聊か其の一端を發表して各位の高教を仰ぐは本校の最も欣快とする處である。

頃は一八〇六年の秋である、捷ち誇りたる奈翁の軍は獨逸に攻め入つた。

佛軍は各地に轉戦、意氣彌々昂つた、それに引きかへ獨逸軍の運命は日に日に傾くの有様、國は荒され自由は奪はれ見る影もなかつた。憂國の士が何條この有様を黙すべけんや、かゝる時敢然起つたのは哲人フイヒテであつた、彼は愛國の熱血を街路に灑いで獨逸國民に訴へた、そして祖國愛の心に火を點じて民族の自覺を呼び醒ましたのであつた。

この史實を思ひ出す時吾人は今日の祖國日本の現状を顧みないでは居られない、現時こそ重大時局と云ひ將又超非常時と云ひ、眞に以て開闢以來の重大時機である。

吾人は等しくフイヒテの絶叫せる如く、一に祖國愛に燃える日本精神否八紘一字の肇國精神を振起して、この非常時の受難に直面しつゝも日本民族の理想原理とせる本來の姿に立還り、日本建國の大精神に基きたる自主創造の大方策の下に、世界的創造への雄圖を振ひ起し悉くの日本人が一段と精神的紐帯を新にし、俱々に心眼を開いて宇宙に聳立する日本の使命の顯現につとめ、心耳を澄して宇宙に轟き渡る日本の大音聲に和鳴し、以て……櫻咲く國……焰の國……常久に老せぬ滄浪のどよめける國……天地と共にあるべき國……天地と共にあるべき民……圓心たる皇室と圓周たる臣民を繋ぐに

血の經線を以て無窮に榮行く……祖國日本の三千年の歴史ある皇國の譽を彌増さんと赤誠を捧ぐべき秋である。翻つて日本の教育道を案するに、元來教育は如何に時局が逼迫するも、時局そのものに即する教育のみを求むべきものに非

すして、邦家不變の莊嚴なる精神是に起源を發し、日本独自の生命觀に立つ教育道の卓然たる命題を確認し、その搖かざる根底の下に發展する論證を通して以て日本の實踐への歩みを辿る事の中正なるを信するものである。

吾校教育も飽くまでも大地に立つ教育を指し、かゝる根源的態度の下に設営これ勉めつゝある次第なるも、敢て茲に時局に處する我校經營を標榜したる所以のものは、現時の時局の實相に關し單に時代相を加味せんとするが如き皮相なる取扱的態度を念するものに非ずして、次代に於いて國家を双肩に擔ふべき幼童の心境に強く深くこの時局を印象づけ、以て日本人的知徳体の渾然たる一体觀に立つ心情の陶冶を圖り、やがて活躍せん信念日本人としての性格を鍊成せんとする強烈なる教育意識の眞摯なる發露であり度い精神なる事を卷頭に於て是非にも一言し度いのである。

故にこの記述たるや勿論教育全野への展開に非ずして前述せる如く、時局に處する教育經營といふ言はゞ一斷面相に過ぎざる記録である。まして記載内容に近つては不備欠陥の多分ならん事は吾人の齊しく認める處なれど、教へる者教へられる者の魂と魂の同行の旅の中に統一せんとして求むる白光への啓示であり、より高き日の創造への縁とせんものである。それは過去に於ける吾々の流轉の相を了解する事は現在のより深い生活を招來し、やがて全き未來への生活が擴充される契機たり得る事を念願する所以のものである。幸に細大漏さざる御叱正と御教示を仰ぐを得ば幸甚の至りである。

時局に處する我が校經營の實際

第一章 時局に處する我が校經營の方針

一、自主日本の教育を念願して

既往に於ける我國の教育の實相は、歐米教育そのものの紹介品であり、その理論の實驗所たるの觀を呈し、それから主義主張は殆ど無批判的に採用せられ、しかもそれが一時期を劃して、次から次へと去來するのあさましき姿を繰返したのであつた。

しかしかゝる結果西歐の學術文化が我國運の進展に寄與せし處は勿論鮮なからざりしも、その反面に於て、立國の本義と歴史とを異にする思想文化は、動もすれば教學乖離して思想の想刻、文化の混亂、生活の動搖を招來する憂ひをかもしたる現實的社會相も決して見逃し得ざる事實である。

然るに今次に於ては、かゝる流轉の相を反覆する事なく、所謂偏知拜外教育の弊を見限り、敢然茲に日本主義に立つ教育即ち日本民族的教育の提唱となり、概念的抽象的斷片的知識の收授を避けて、綜合的全体觀に立つ日本に迄歸るの教育が力強く叫ばれる事は誠に一大轉換的事象として、その發展性を實證するものと思惟されるものである。

しかしながらそれは單に外來の教育思想、或はその方法等の絶對的排撃に非ずして、國民の性格を通し中正不偏穩健の歩みの中に攝取し、以て圓現的發展の實相を過程としての歩みを辿らんと企圖される状態である。

まして今日の時局に處する重大國策として、最近外交の自主或は經濟の自主文化の自主生活復興の自主等絶叫され、以て國家不動の姿を建設せんと鋭意官民一体その實を擧げんと努力精進しつゝある、現時の重大國家意識より考慮するも、國家百年の大計たる教育こそ、最も永い意味に於て我國独自の立場を持続すべき當然性を認めざるを得ぬ次第である。

かゝる意味に於て、無批判的なる歐米の追從教育の態度を抛擲し、以て日本主義再生復興の時機として、我國教育の永遠の生命たり得る根本指導原理を確立するの必要を痛感するのである。

かゝる独自の教育原理を要望する時に、それは日本精神の發揮とその擴充とその徹底を圖り、以て日本道の再發見とその實行により、益々自國の内的優越性を認識せしめ一段の徹底的理解によつて日本人の信念を培養し、そこに打建てる教育こそ、念願する自主日本の教育であらねばならぬのである。

二、日本教育の理念を求めて

小學校教育の本義は、それを何處までも小學校令の明示する處に準據を求め、一般陶冶並に基礎陶冶に勵精すべき根本的存在たる事は、初等教育が人生始發の教育であり、幼童の教育である点からも、又陶冶の實際が生理的に心理學的に教育的價値に影響する事の深刻なる事實より觀るも、實に重要なものである事は、言を俟たぬ處である。

しかし自主日本教育の窮極の理想は、國體の本義に基ける日本教育道の建設を凝視し、西洋の思想文化に捉はれる事なく此を攝取醇化し、以て日本人の教育そのものであるべきである。

蓋し今次教學刷新の叫ばれる所以も此点を深く考慮しての措置ならんか。

然らば吾人の思考する日本教育とは如何なる意志を持つか、その外廓を述べんに、眞に日本人教養といふ國家永遠の觀點に立脚して過去を究め將來を察しての根柢ある教育本然の本使命遂行に道を求めて純正なるべき國民の生活を指導して國家永遠の發展を期すべきであつて、教育は決して概念的觀念的中性的「人間性」を想定しての不遍妥當性の教育であり、又單なる文化の傳承を目的とする事のみ満足すべきものに非ずして、この國土三千年の歴史一君萬民一君臣一家一君臣一徳……の國柄に於て一億の臣民の團結する、現實の日本人そのもの基礎的對象に立つ教育そのものであるべきである。まして今次の重大時局から考へても、日本人といふ存在から發展する時に日本人の教育が生れるのである。

然らば日本教育とは何か、それは祖宗の御遺訓並に祖先の遺風に現實の姿を求むるに、我身も我身ならず、我物も我物ならず、我事も我事ならず、我の日夜の營みの一切が、そのまゝ御國の爲といふ尊嚴なる國體の中に我を生かし、天地と共に不滅不壞の生命を獲得せんとする、我を止揚し我を包含する國體に基礎を置いた、その日本精神が發揮され實踐された處に日本教育の姿があつた事を思ふべきである。

然らば日本教育の最高目標並に指導の根柢を何處に求むるか？ それは日本精神の骨組であり日本教育の意義、目的、方

法を神意のまゝに詔はり、下々の心のまゝに明示せられたる教育行の極致とも申すべき『教育ニ關スル勅語』の御趣旨を奉体し萬古不易の國體精神に規つて日本人といふ魂を打込み、日本人の性格の陶冶並に其の強化を圖り、独自の國民生活に内在する法則に従つて其の生活を向上發展せしめ、忠良なる日本臣民の教養を圖り、以て皇道の具現と天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの實を擧げ得る人格の養成こそ、我國教育の最高理念と爲すべきである。

三、特に時局をみつめて

國民政府が陽に日支親善提携を稱へつゝも、陰に執拗なる排日抗日毎日の氣勢を煽り、やがては國共合流を策動してまで我輩國の大精神たる東洋平和を根柢より破壊せんとする暴舉の限りを盡す彼の政策に對しては、我國の絶對許容すべき處にあらず斷呼として膺懲の鐵槌を下し我國是に向つて邁進せんとする、今次の聖戰も茲に一年有餘、戦績の顯著なる吾人の等しく感激措く能はざる處である。

是偏に 御稜威の然らしむる處なれ共、又忠勇無双の皇軍將士が生命を鴻毛の輕きに比し、鋒鏑の下に或は傷き或は墜れて顧みざる滅私奉公の赤誠と、之に加ふるに銃後國民の愛國の至情に依る學國一致の精神的紐帶の強固なる賜と云ふべきである。

かゝる重大時局に臨み我等は飽く迄も、東洋文化を共通する日滿支三國の提携を以て東洋安定の樞軸とし、これを通して世界平和の確立に自主的に參與せんとする、明朗東亞建設の歴史的大事業の目的達成を念じ、現政府の重大聲明に隨順し只管奉公の誠を盡すべきである。今や支那事變も外に在りては戦線は北支中支南支へと極めて廣汎なる地域に亘り現地に於ては世界列強の權益利害相錯雜し國際狀勢亦微妙複雑なる動きを示し、事態の推移は終に長期抗戰を覺悟せねばならぬ有様に立ち到つたのであり、かゝる事態は内にありては國民精神總動員の態勢も愈々第三段階に入り、國家凡百の施設及公私經濟は戰爭の目的貫徹に集中されるの時機を迎ふるに至り、それが物資の統制となり消費節約の徹底の強調となり、此の新事態に即應すべく國民各自は日常生活をしてかゝる國策に準據協力し、以て經濟戰の難關を突破克服するに遺憾なき様萬全を期せざるべからざる秋を迎ふるに至つたのである。

かゝる一大轉回を觀たる時局の新情勢の嚴然たる事實に鑑み、更に一段の覺悟を深めて信念日本人の完璧を期すべく一億

蒼生の悉くが尊嚴無比なる國体に基き、只管日本精神の昂揚に力め、自肅自戒、今後如何なる艱苦欠乏に對するも堅忍持久の精神を把握し一段と國民生活を眞摯ならしめ苟も輕佻浮華、萎靡退嬰等の氣風は一擲し、専ら質實剛健、勤勞奉仕の美風を作興して、時艱克服の勇猛心を發揮し、各自分に應ずる献身報國の至誠を持し、以て八紘一字の大精神に燃える我が民族の歴史的な使命の實現遂行に邁進すべく、碎勵の誠を捧ぐべきを信する次第である。

四、我が校の児童觀の概要

一体學校教育は教育の本質を通じて、時に即し、土地に即し、児童に即してその要求に應ずる有意的具體的運營を企圖すべきであるが、その直接の關心事は被教育者即ち児童である、それ故児童の有する特質がその學校の教育方針にある程度の制約を與へる事は自明の点である。

然も児童は就學前より無爲的有爲的に環境の自然的情勢、及び人間的關聯に對して、深き影響を蒙りつゝある事を考へるとき、郷土の調査並に児童性の調査こそ、一校教育方針の樹立には必要缺くべからざるものである。

かゝる意味より本校児童の特質觀の概要を述べんに、勿論縣民性の長短は等しく認められる處なるも、當校學區の環境に育つ特殊の児童觀の概要を擧ぐれば、先づ身体の状態に於て都會人の特徴を多分に持ち、身長のみあつて胸廓の發達それに伴はざるもの少なからず、尙頑丈なる体格を有する児童に比し、虛弱なる児童の多き事も農山村児童に比べて、大いに遜色あるを免れざる處である、又その性格については溫順性は誠に長所として賞揚すべき處なるもその反面氣魄に乏しく堅忍持久、以て撓まざる努力的意志の遂行に缺くる處なしとせず、尙又輕卒事を處するの風習をも認められるのである。殊に本學區は舊三島町の郊外として数十數年間に發展したる土地にして土着民の割合に外來者並に新世帶者多く又俸給生活者の多き事も他學區に比して高率を示す特殊相を認めるのである。かゝる關係上児童の服裝も稍々華美に溺れ易く又社交性の偏狭はやでて児童の生活にも連帶性を欠くる点等を見受くる状態である。

要するに身体的にはあまりに強健ならず氣風は何となく柔弱にして實行性決斷性の意志力に欠くる点並に生活がやゝもすると華美に溺れんとする相當考慮すべき状態を認むる時に此が教育的對策こそ重視すべきである。

次に斯の如き児童性の根源を爲す郷土の特殊相についても是非とも一言すべき必要を感じる次第なれ共、紙面に限りある

事なれば別記に於て時局に處する教育環境として日々の教育教授の織込むべき郷土の諸様相は調査集録したのである。

五、我が校經營の理想を時局に處する教育道に求めて

前述せる我國教育の自主性、並に日本教育の理念を要約するに、それは明治維新以來の西歐文化陶醉思想と、その實現的展開から生ずる種々の弊害より醒めて、眞實なる我々日本人の教育への念願である確乎たる日本教育建設への實踐躬行の雄叫びである。

即ちその宰呼不動の教育是は、

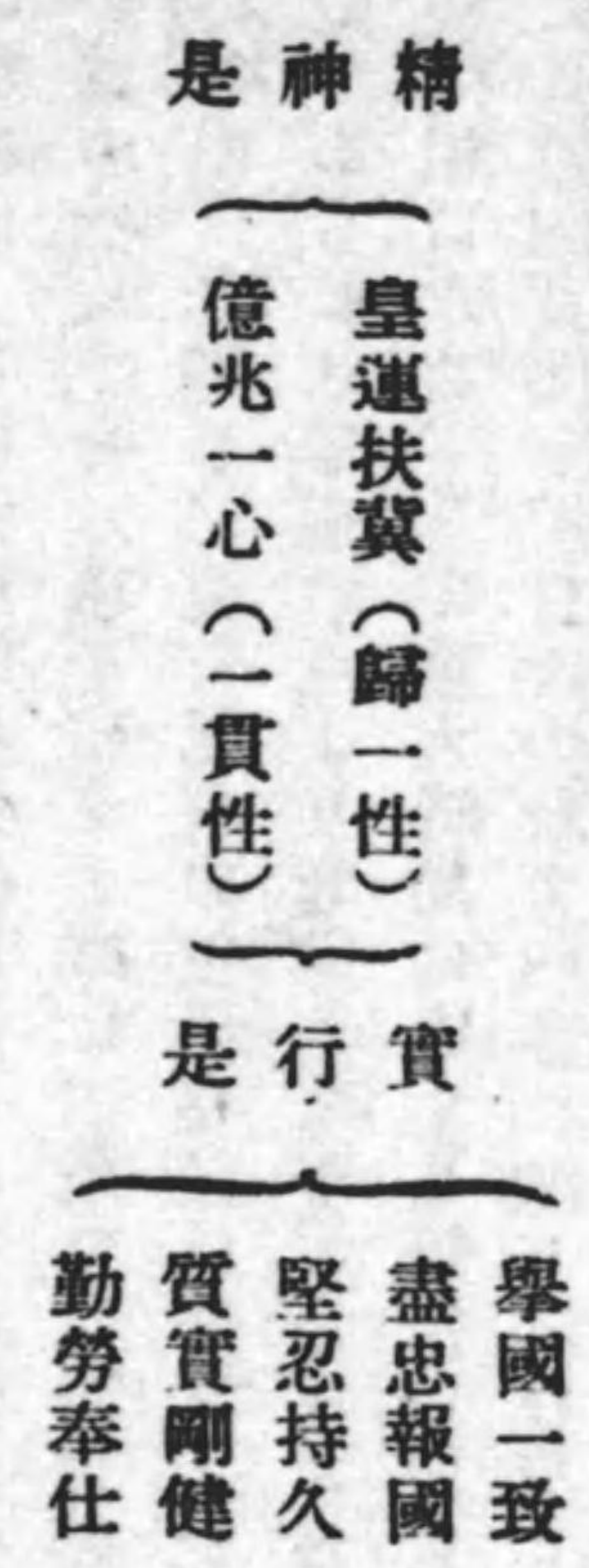
「尊嚴無比なる國體觀念を明徴にし只管日本精神の着實なる顯現を通して以て皇運を扶翼し奉る」

歴史性に立つ國民的信念を凝視しての日本人の教育と云ひ得るのである。斯の如き確乎不動の教育的理念は根基的なるべき性質上あまりにも抽象的辭句を以て終始されるのであるがそれが目的達成の爲には、その一般的抽象的理念そのものは具體的なるものを十分に理解せんが爲の一般であり、抽象は具體に復歸せんが爲の抽象である事を信する時に、今日の教育經營の實際的態度は過去を通じて現在否未來の國家情勢をみつめ、尙郷土の特殊相に立脚し、更に児童の生活姿態の如實相を達觀洞察し、以て國家發展の要望に迄一致せんとする、切々たる文化活動であらねばならぬ点より考慮するも、かゝる日本教育の理念遂行は前項に於てその一端を擧げし如き時局といふ現實的具體相に求め、その重大時局に處する覺悟を児童の腦裡に深く感ぜしめ、尙且戰場に或は銃後に咲き匂ふ忠勇義烈の活きた具體的實例を、日々の教育内容に織り込む事も、必然的に日本人教育の中核に徹する有力なる手段なる事を考へ、ここに本校教育經營の方針を時局に處する教育實踐へと念願し、以て至誠奉公の微力を捧げまつらんとする強烈なる教育意識の充實と、それが眞摯なる實踐行への徹底を期せんとする事こそ喫緊の急務であり、又最も時宜に適したる否實際教育教授の本道を歩むものとしての重要性を確信する次第である。

六、我が校の教育是

(時局に處する我が校經營の方針)

前述せる本校の教育理想を實現せんとする方針即ち本校の教育是とする處を述べんに、それは飽くまでも今時に於ける重大時局に處する教育を念願して、國體精神を明徴にし、只管日本精神の着實なる顯現を通して皇運を扶翼し奉る、信念日本人の育成といふ不動の精神是に歸一性を認むるものなれ共、それが教育經營實踐の全機會に亙る指導精神、即ち實行是としては所謂人間活動の基本的事象たる時、處、位、を總合した時に、特に本年度は左の五項目を掲げて、教育全野への充目的活動の對象としたのである。



左に五項目に對する本校の意圖する内部意志の表明を聊か述べる事とする

(1) 學國一致

今事變はその深刻味と、それが推移の將來性に於て帝國建國以來の重大時局と叫ばれつゝある今日、吾々日本人のとるべき態度こそ、國民性の長所として、祖先の遺風として幾多の尊き歴史に明瞭にうかゞはれる、學國一致、文武一如、官民一體、専ら和協一心の實を擧げ、滅私奉公の誠を持し只管聖旨を奉体し、速かに宸襟を安んじ奉らんとする、日本精神の如實なる顯現並に國民性の尊き決意の實行によつて、時艱は必ずや克服される事を信ずるものである、この精神的強固なる結團心を日々の教育經營に十分に織込む事も、皇運を扶翼し奉らんとする、日本精神の核心につき進む教育たるを疑はぬ次第である。

(2) 盡忠報國

兒童をして時局に對する正しき認識を與ふると共に、特に我が尊嚴なる國體の優れたることを了解感得せしめ、我が臣

民たる事の他に比類すべからざる光榮を深く感ぜしめ、國史上炳として輝く先人の總てが私の物心一如の生活は、全く君國に捧げて顧みざりし日本精神の漸養こそ、時局に處する教育のみならず國家永遠の教育の本質であらねばならぬと信ずるのである。

(3) 堅忍持久

帝國の大使命たる東亞の平和確保と世界平和確立の大理想實現の爲には、今事變が今後如何に長期に涉るとも、如何なる困苦欠乏に對するとも、不撓不屈、刻苦勉勵、終始金剛不壞の非常時体制を強化持續し、以て所期の目的達成に邁進すべき重大時局の精神を體し兒童教養上かゝる氣概を横溢せしむる事こそ、眞に時代に處し郷土の兒童性に立脚する教育道と信ずるのである。

(4) 質實剛健

重大時局に處する國民精神の昂揚、國民志氣の振作へと一向専念すべきは、急務中の急務なるも、それが爲には社會風潮を一新し、専ら質實剛健の氣風を馴致作振し、國民生活を一層眞摯ならしめ、苟くも輕佻浮華、萎靡退嬰の風に陥らしめ、以て國民の活力を弛緩頹廢せしむる事のなき様、相互に戒心すべき處である。かゝる意味よりしても兒童生活の簡易化、規律節制ある生活化への訓練を十分に爲し、以て克己的努力的心情の陶冶こそ、時局に處するのみならず、我が校教育の立場に於ても誠に重要視すべきものなりと信ずるのである。

(5) 勤勞奉仕

かゝる時局に處する吾々の心情並に活動は眞に滅私奉公、君國の爲にといふ汗の體驗勞作の勤行によつて、はじめて爲し得られるものにして、その汗の體驗を眞に愛好する習慣の實踐化を通してのみ健全有爲の國民を養成し得られるものと信ずる時に、今日教育陶冶の重要な一條件として、かゝる精神の体得に對しては師弟共勵、以てその實を擧ぐべきである。

（時局に處する我が校經營の方針）

(時局に處する我が校經營の方針)

1101

さて以上の五項目の實踐に當つては、それが實現の重大問題として國民体位の向上觀を、その根底に確実すべきである。

体育考

一體國民の旺盛なる体力や強靱なる精神力が民族發展の物理的原動力であることは、今更こゝに云ふまでもないのである。假令歴史の上に最も暗黒なる時代であつても、國民の雄心の存する限りは、一方に光彩陸離とした發展の新生面をきり開き得られし事は、從來一切の民族史が教へるところである。

實に身體の健康の重要さは唯吾人一個の關係に非ずして、國家の休戚に直接關係する一大問題である、それは國家の發展といふも畢竟その成員即ち國民の發展に外ならぬのであつて、その成員の健康に缺くところがあらんか、全体として健全なる發展を望む事は不可能である。

翻つて我國國民体位の概況を検討するに、その平均壽命、幼兒死亡率、一般死亡率等を点検すれば、決して身体的に恵まれたる体位を持つ國民とは云ひ難く、殊に滿洲事變以後の結核死亡率は飛躍的に増加を來しつゝある事實を見ても最も悲しむべき一途を辿るの觀あるを遺憾とする次第である。

茲に於て現政府は最も重要な國策の一つとして國民体位の向上に躍起となり、そこに厚生省の誕生を見たのであるが此点は吾々育英の道にいそむものゝ一刻も等閑視すべからざる、最も基本的重要事實として向上への實踐指導を人間活動の根本に於て念すべきである。

以上を以て時局に處する本校經營の本年度の實行是の五項目の指導内容の一端と、それが根本問題たる体育の重視について畧述したのであるが、その歸一性として強く認むる点は、全く日本精神の強調を中核として皇運を扶翼し奉らんとする教育最後の奉公を念願ししかも一人の怠りなまけるものなき總和の力、打つて一丸となつた億兆一心の歩調も強

き高き齊美の實を擧げるより外に他意なき次第である。尙其の實際指導に當つては先に示されし本縣教育指針たる

教授の實際化

教授要旨の徹底化

全人格の練成化

体位の向上化

並に師道の實踐化(後述)

を座右の銘とし、以て時局に處する教育經營に専念せんと驚鈍に鞭打つ、吾々二十有七名の活動が、國家全体の波と共に動き國民全体とその歩調が合するものであるべきを思ふ時に、はじめて尊き臣民道の力強き歩みを繼續されるものと信ずるのである。

最後に本校教育是を擧げん

一切の教育的勞作を通して特に時局に處する實踐的生活性を啓培し以て信念日本人の涵養に努む。

七、教師論

結局教育最後の問題は「教育者」の問題である。

昭和六年十月三十日教育者に下し給へる御勅語に

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タル者ノ徳化ニ俟ツ

と仰せられたる聖慮の程誠に恐懼感激に堪えざる次第なり、我等はこの優渥なる 聖旨を奉体し教育の根本を此の点に確立すべきを信ずるものである。

それは教師そのものが、教育の主動力でありその精神的態度の如何は、直ちに次代の人生を刻まんとする、幾多の尊き兒童そのものに對し、又永遠性を持つ教育全野の成敗に影響する重大性を痛感する所以である。

殊更に現下の重大時局と教育の重要性たる観点に立脚する時、如何に吾々教育者がより高次の目的觀と、理想觀とを以て躡起し、今後斯くして立たんとする、そして吾人の尊き生命の研鑽に邁進すべき意氣と着實さを生命付けられて居るかの深刻味を感すべきである。

一體教育者としての吾々の實相は如何なるものなるか？ 教育者としての吾々は人生創造者として、尙又文化の體驗創造者としての尊き典型的存在である。

故に常に現代教育の思潮的結合の歸趨を求め、尙歐米文化に對しては所謂攝取醇化の根本的態度を持し、専ら皇運國體に

(時局に處する我が校經營の方針)

1111

(時局に處する我が校經營の方針)

一一一

基く日本精神の本義を中核としたる独自の學問文化の創造にと邁進すべく、驚鈍に鞭打つべき事を痛切に感ずるのである。尙又日々の生活を通して、教育の對象たる兒童が絶對信頼を以て朝な夕な慕ひ寄る、自己の幸福と責任觀をも味得すべきである。更に突込んで考察する時に日本教育の實体は如何なる点にその特異の姿を見るのであるか。それは自己否定の人格が他の人格を包攝し、絶えず本源を培つて生成發展する行の學問といはれる事より考へるも、師に仕へる事によつて始めて行する間の感情を通して人格を慕ふ心の誘發が、遂に私淑の境地にまで到らしめる。體驗化による陶冶價值觀に立脚したる精神的原理なる事に考へを及ぼし教へるものと教へられる者との對立を捨て去つて、主客一如の世界に迄溶け合ひ兩者の魂の抱合によつて飽くまでも教育は「愛なり」「敬なり」としてその根底には彼のベスタロツチの云ふ神人合一の世界にまで發展する「信」のある事を思ひ、その三者の一元化した、人生の價值生活を具現せんとする、透徹したる信念の下に造次も顛沛も教育奉公の道を盡すべき使命のあるを個々の教師として感ずべきである。次に吾々は個々の教師として終始すべきのみでなく、有機的一體觀に立つ「學校經營の一分子なり」といふ個と全の調和的融合即ち二者一元の必然的相關原理の境地を保ちつゝ、全我的社會的原理によつて、全校職員が共通性の感激に滿されそして春風の如き、和やかなる、しかも發展的气分の下に同行の誠を捧げ得られる時に、異格なる力となつて職責に對する充目的價值生活が開闢されるものである事を思ひ、只管にその實現を念願すべきである。

八、教師の信條

- (1) 現下の重大時局を再認識し吾人は人生の創造者とし文化の體驗創造者としての典型的存在であるを思ひ垂範輔導以て皇國國民教育の第一線者たるを自覺せよ。
- (2) 國本培養の基礎は初等教育の徹底にあるを再検討し自己責任の重大さを痛感し自制自肅以てこの尊き生命への研鑽に邁進すべき意氣と着實さの具現者たれ。
- (3) 愛し子が絶對信頼を以て自己に慕ひよるの責任と幸福を思ふ時に自ら日本精神に廻り信ずる心の熾烈さを以て兒童の精神生命に對し純正なる日本精神の發揚顯現に献身せよ。
- (4) 教育の本道を明究すると共に郷土に即し兒童生活の實相を確把し以て本校教育理想並に方針への全一的總和的意志の

忠實なる實行相たれ。

- (5) 愛なき教育は枯死せる人格の養成であり文化の破壊である兩者の魂に抱合なき對立の教育こそ個性の指導も開拓もあり得ない教育愛の發動する即ち自己否定の人格が他の人格を包攝しやがて私淑の境地にまで到達したる指導はより價値ある生活への理想化に於ける生活指導である事を思へ。
- (6) 職員相互親和協力を圖り一圓融合の讓道を體して一校一心の實を擧げよ。
- (7) 教師は常に自己身体の鍛練並に保健衛生に注意し常に潑刺たる生氣を持し以て兒童と共勵の道に邁進せよ。

第二章 我が校教育活動の概要

(我が校教育活動の概要)

一一一

静岡縣田方郡三島西尋常小學校一覽表

昭和十三年度

御影	昭和三年四月十一日	非常	村社若官神社
勅語贈本	昭和五年四月十八日	奉遷所	官幣大社三島神社
學校	三島町木町	敷地坪數	三九五、〇〇
位置		體操場坪數	二六二、〇〇
創立	大正十四年四月三日	兒童一人ニ付全	一三七、〇〇
年月日		水泳場	一、七四
大正十四年四月三日開校 三島第三尋常小學校ト稱ス 昭和七年四月一日三島西尋常小學校ト改稱ス		植樹地坪數	一、七四
		學校園坪數	一五、〇〇
		物建屬附及舍校	
		通常教室數及其ノ坪數	二四教室 四〇、〇〇
		兒童一人ニ付全上坪數	〇、三
		特別教室數及其ノ坪數	三 八五、〇〇
		附屬建物及其ノ坪數	三 一七三、五〇
		建物總坪數	七三七、五〇

學入及業卒	就學	置設
數童兒業卒前以年前	就學者 一五六〇 不就學兒童數 一〇一〇 就學歩合 一〇〇	地屬附及地校學
科等高	前年度出 〇、九 尋常科 一〇三三 高等科 一〇三三 席歩合 一〇〇	數地坪數
科常尋	兒童 二〇 貯金 一〇三三、四三〇、〇四 人員 一〇三三 金額 一〇三三、四三〇、〇四 最多額 一〇三三 最寡額 一〇三三 平均額 四〇、三	體操場坪數
計		水泳場
男	七三	兒童一人ニ付全
女	九四	一三七、〇〇
計	一、七〇四	附屬建物及其ノ坪數
		三 一七三、五〇
		建物總坪數
		七三七、五〇

町村及字名	三島町 茅町 木町 茶町 國分町 六反田 大中島 小中島 芝町 五、六四戸 二、八二一人
人口	農産 三〇、一三〇 商業 一、四七〇 交通業 一、九一〇 公務自由業 七〇 家事使用人 三三 其他 一九一
生 產 物	農産物 七五、六六六 林産 三、二〇三 蠶繭 一、二五五 工業品 三〇、八四〇 畜産物 八、八三三 水産 一、〇〇〇
重要物産	一、五軒
交通距離	
本村教員給料	一七、八五〇圓〇〇 消耗品費 八七五圓〇〇
專科教員給料	
補助教員給料	一、三〇〇 營繕費 三〇〇、〇〇
使丁給料	五、六〇〇 贈費 三三、〇〇
校醫手當	四、〇〇〇 兒童獎勵費 一、〇〇〇
旅費	四、〇〇〇 印刷費 五〇、〇〇
勉勵手當	八、〇〇〇 其他 四三、〇〇
恩給基金	一七、〇〇〇 雜費 三三七、〇〇
備人料	二四、〇〇〇 臨時費 四〇、〇〇
備品費	五、〇〇〇 合計 三、八六六、〇〇
考備	小學校兒童救助費 四九五 兒童保健費 四〇〇 本科正教員平均月俸 五九、五〇 臨海學校費 二〇〇 兒童給食費 六〇〇 補助教員平均月俸 三五、〇〇

校區內民地	田 二五九町九二 九二七九圓三三
島地	二九六町九二 二九七八圓八一
宅地	四三三坪七八 二六八九五圓九七
山林	九〇町〇二 四四九四圓四
山	一六三町五三四 二八七四圓八三
廣野	七四畝〇三 一三四〇〇
雜地	三九三町〇〇八 三九四三圓三〇
合計	四三三、一七七坪四八

市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇
市町村稅	一四、九八〇圓〇〇

(我が校教育活動の概要)

二 職員會

毎月一回定期開催其他隨時必要に應じて開催す尙施設方針につき改善する必要があるときは毎學期又は隨時開催し教育内容の充實發展を期す

三 教務會

上席訓導四名を以て組織し本校教育に關する進展上の事項を研究處理す尙職員會に提出すべき議案の討議をなす

四 學年主任會

毎月一回開催學年主任を以て組織し縦の研究統一を計り尙本校教育の全一的事項を打合をなす

五 修養研究

イ、視察、縣内外の學事視察、三師範學校視察

ロ、研究會及講習會 隨時出張をなし出席訓導の報告會をなす

ハ、讀書會 新刊書籍教育雜誌の購入讀書

ニ、其他

六 打合會

イ、學級打合會 同一學年に於ける學級間の教授訓育養護の聯絡統一を圖らんが爲毎週一回學年打合會を開き學年主任之を統括す審議協定の結果は學年主任之を學年記録に記載し教務主任に報告す尙學期末に於て生徒の操行に關し協議し慎重考慮の上操行を決定す

ロ、分掌事務の打合 隨時又は毎學期研究打合を行ふ

ハ、禮儀作法客儀の打合 女先生が主体となり隨時研究打合せをなし其の結果を教務主任に報告す

ニ、其他

七 教育研究部

低學年教育研究部 尋三以下の受持を以て組織し低學年教育の研究をなす

高學年教育研究部 尋四以上全前

八 教授法研究會

低高學年教育研究部員一名づゝ輪番に一ヶ月一回研究授業をなす更に知名の訓導を招聘し研究に努む

九 親睦會

職員相互の親睦心身の健全を圖り常識を養ふ目的を以て毎月積立をなし茶話會、旅行、見學、登山、會食をなす

二 時局座談會並講演會

イ、歸郷軍人の講演會並座談會

ロ、社會情勢につき(警察官の講演會)

ハ、其他

二 家庭連絡

イ、母姉會 毎月一回行ふ行事として授業參觀懇談をなし校長より學校の方針を示し教育の完璧を期す

ロ、家庭訪問

ハ、中等學校志望者父兄會を毎年五月に行ふ

三 學校行事豫定

一、週間定期行事豫定

月 國旗掲揚 週訓發表

(我が校教育活動の概要)

(我が校教育活動の概要)

- 火 身装検査 課外運動
 - 水 大掃除 合同体操(低)
 - 木 職員運動 合同体操(高) 少年團訓練
 - 金 教案 週案提出 食事訓練
 - 土 學校新聞書替 學年主任會
- 二、一ヶ月定期行事豫定
- 一日 三島神社參拜 奉安殿清掃
 - 七日 感謝日 默禱 募參と慰問
 - 十日 貯金日
 - 十二日 感謝日 默禱 募參と慰問
 - 十五日 學校參觀日
 - 十六日 三島神社參拜 職員室整理整頓
 - 二十日 貯金日
 - 二十二日 諸會計
- 第四週金、研究授業
- 三十日 勅語奉讀式 聖跡參拜
 - 末日 月末統計
- 備考 體重測定 堅忍持久戰

三一ヶ年間豫定行事

四月

入學式 始業式 學級受持 教室配置決定 時間割調製 兒童役員任命 研究部決定 度量衡記念日 身体検査 草花播種 天長節

五月

遠足 端午節句 種痘 少年團役員任命及編成 海軍記念日 少年團入團式

六月

父兄連絡會 時の記念日 ムシ齒予防週間

七月

第二回考查 授業短縮 プール使用開始 夏休の友 休暇課題配布 大掃除

八月

臨海學校 兒童召集 學校園手入 三島大社祭典ニ職員兒童參列 水泳大會

九月

乃木祭 授業短縮復舊 滿洲事變記念日

十月

成中詔書、教育勅語下賜記念日 陸上運動會 尊德祭 第一回考查 秋期遠足

十一月

体操祭 明治節 剛健遠足

十二月

第二回考查整理 珠算競技會 火防宣傳 冬休の友 終業式

一月

四方拜 拜賀式 始業式 垣廡祭 身体検査

二月

第一回考查 卒業生記念撮影 學校經營豫算立案 入學兒童身体検査 紀元節

三月

第二回考查 陸軍記念日 操行査定 大掃除 終卒業式 反省 新學年計劃

(我が校教育活動の概要)

第三章 時局に處する我が校學習指導の實際

第一節 時局と學習指導の方針

小學校に於ける各科教授の要旨は、それ／＼小學校令施行規則に於て明かに示され不動のものである。然れ共其の實際取扱ひに於ては同一教材と雖も土地により其の郷土に即した取扱ひの必要なるが如く、平時に於ける取扱ひと現時の如き戦時體制下に於ける取扱ひとは自ら各科に指導上の差異乃至輕重の差を生ずべきは當然の事である。世界何れの國に於ても平時の教育が世界主義的なるに對し、戦時下の教育が國家主義的となるのは、世界各國の歴史が物語る明瞭な事實である。國家主義的教育も世界主義的教育も極端となる場合は必ず弊害を生ずるのであるが其の是非は暫く置くとして、兎も角戦時下に於ける學習指導の方針は平時のそれとは大いに異なる点を見出さねばならぬ。

教育者は時局に對し關心が少いといふ批評がある。これは必ずしも正しい批評とは思はぬが、現時の教育に於て、この機會を取逃すやうな事があつてはならぬ事を痛感するものである。もつともつと我々の學校に又教室に非常時を泌み込ませて行かねばならない。以上の見地より我が校は、時局に對し學習指導上特に次の諸点に注意する。

一、教育本來の使命と時局

時局が重大なればなる程我々は教育本來の目的を見つめねばならない。時局にのまれてはならない。兎角我々は一つの行事をなす場合他がおろそかになり勝ちである。陸上運動會だから訓練が亂れてもよいといふ事はない。音楽會が間近だから體操はやらなくてよいといふ理は成り立たぬ。然も陸上運動會や音楽會は一時的のものである。非常時は一年中、否何年續くか分らぬ問題である。非常時の名で教育本來の道を誤つてはならない。時局的行事を口實にして教育本來の業務を怠つてはならない。要するに時局にのまれてはならないのである。時局的行事は充分なる計畫を以て臨み、平時の教育行に拍車を加へて教育報國に精進せねばならぬ。

二、時局的環境の統整と時局的雰圍氣の活用

兒童の教育上環境の及ぼす影響の大なることは論ずるまでもない。されば非常時の雰圍氣を學校内に醸成し、その醸成されたる雰圍氣によつて、兒童を非常時的に同化して行く事は現下の教育上甚だ重要な事である。我が校が時局的雰圍氣を醸成すべく環境の統整に意を用ひ例へば「時局室」を設け、「時局展覽會」を開き、「銃後必携」の編纂をなし之を兒童に持たしむるが如き何れもかゝる見地に基く施設に外ならぬのである。尙時局的雰圍氣は學校内に限らず學校外に多分に存する事を忘れてはならない。出征兵の見送りをなし戦死者の町葬に參列する等兒童が最も直接的なる時局的雰圍氣内に置かれると見る時、其の意義の一層深さを感じる。

時局的環境の統整と時局的雰圍氣の活用之際し我々の注意すべきは、徒らに兒童を戦争氣分へ馳り立てるやうな事があつてはならないといふ事である。飽くまで平時の教育を徹底強化し時局的雰圍氣を活用して教育の能率を高める事にあらねばならぬ。

三、時局の體驗に基く教訓の重視

聖戰已に一年有半、此の間兒童は或は學校で或は家庭で、又新聞に雜誌にラヂオに、終日時局の切實なる體驗をなしつゝある。即ち兒童は無言の内に國民的。性格の陶冶をなしつゝあるのである。この體驗こそ實に尊いものである。兒童の時局に對する理解は勿論幼稚である。然し彼等は他日此の體驗を完全に解釋する日があるであらう。假に他日この兒童が敵彈雨飛の中に立つとせよ少年時代に培はれたる現在の國民的格の陶冶が如何に重要なものであるかは言ふ迄もない、又銃後を守る主婦として少女時代の現在培はれたる教訓が如何に意義深きかを思はざるを得ない。幸に平和が続くとしても然として世界に輝く我が國體と國史とは、現時の時局に於てなされたる正しい體驗と之に基く教訓とにより培はれたる第二第三の國民によつて一層輝かしいものとなるのである。こゝに我々教育者の着眼かあらねばならぬ。

「戦時に於ける國民の緊張振り」「非常時に直面しての國民の結束力の高揚」「正義の爲には敢然立つて戦ふべき事」、「天皇の御稜威によつてのみ國家的大事業が成し得らるゝ事」「平和は高價なる代價を拂つて購はれてゐる事」「平和の日に皇恩國恩を忘れてはならぬ事」「平時に於ける勤儉貯蓄の必要」「國産品愛用の必要」等々、單に書物や言葉からでなく、時局の切實なる體驗に基いて幾多貴重な教訓を學ぶやうに指導して行かねばならぬ。

(時局に處する我が校學習指導の實際)

四、時局關聯教材の重視と教材選擇上の考慮

時局に關聯ある教材の取扱ひは平和時に於けるそれ以上に重視し、又教材の選擇に當つては時局的のものを多分に加味する事の必要は現時に於ける學習指導上當然なべき問題である。各教科には時局に關聯を持つ教材が相當多く見出される。修身、國史、地理、理科等には特に時局關聯教材が多い。例へば修身では尋五の學國一致、國史では尋六明治天皇の課に於ける出動將兵への感謝、銃後後援の普及徹底等、地理では産業貿易に於て資源愛護への指導、理科では蠶、稻等に於て國産品愛用への指導等々これ等は一例に過ぎぬが、かゝる教材の如く時局に關聯深き教材の取扱ひは充分なる用意を以て指導の徹底を期すべきである。次に各科に於ける補充教材、或は不要我々に教材選擇の特權を與へられたる教科に於ては、其の教材選擇に當りよろしく時局に順應したるものをより多く加味して行くべきである。例へば手工科に於て廢物利用の教材を擇び、或は實用品製作に重きをおくが如き、唱歌科に於て軍事的のものを取入れ、算術補充問題に時局物を加味し、綴方に於て慰問文を取扱ふが如きは何れも教材選擇の時局化であり、學習指導の時局順應と見る事か出来る。我が校に於ては特に此の点に意を用ひてゐる(時局と各科指導の項参照)

第二節 時局と各科指導

各教科は其の本質上、時局により多くの關聯を持つ教科と、比較的關聯少き教科との存する事は當然である。然し乍ら何れの教科と雖も何れかの分野に於て時局に接觸を持つ事は考ふるに難くない。以下尋常小學校の十三教科に涉り、時局なるが故に特に留意すべき点即ち我が校が各科指導上特に注意しつゝある事項を次に掲ぐる事とする。

一、修身科

我國修身教育の大方針は要旨にも示されて居る通り、教育勅語の趣旨に基き、兒童の徳性を涵養し、道徳の實踐を指導することである。生えぬきの純日本精神に立脚して、よき日本人を養成せんとするものであつて、各教科書の最後の課が「よ

い日本人」で結ばれてゐるのを見ても其の趣旨方針が明かであることがわかるのである。

我國修身教育の方針は、時局重大などを外に、嚴として動かすことの出来ない確固たる實在であつて、偶々國際的、國內的非常時に依つて我が國教育の方針の再吟味、我が國修身教育の反省、日本精神顯現等について、反省させられる機會を作つたのである。

今更非常時局だからと言つて、根本方針に變る理はなく、非常時局だから、思想が悪化したから修身教育が活躍するのでなく、修身教育は社會よりも何よりも一步先を歩んで指導するものである。

よつて教師はよく時局の意義並に刻々に起り來る事實を明確に認識し、之に即應して、日本精神の横溢した「強いよい日本人」を養成せねばならないのである。

之が實際指導としては、

一、國體觀念を明徴にし確乎不拔の信念たらしむること。

(1) 皇室中心の我が國家社會組織につき正當なる觀念を養ふ

(2) 御聖徳に對して十分なる理解を與へ、君國一體、君民一體の信念を明確にする

(3) 國家的、國民的行事を十分尊重し、其の意識を強烈ならしむる

(4) 祖先以來國民の忠君愛國に對する信念を理解せしめ、盡忠報國の念を養ふと共に敬神崇祖の念を強調する

(5) 國體觀念養成に關しては特に留意し郷土的資料は十分に活用する。

二、社會協調、自主獨往の精神を涵養する。

(1) 個人的、社會的、相互聯帶の眞意義に對する正當なる理解を得しむること。

(2) 社會的公正信義の重んずべきことを理解せしむ

(3) 堅忍持久の精神を涵養すること

(4) 奉仕の精神を涵養すること

三、國際正義を強調して 舉國一致國威の發揚に當るの意氣を養成すること

(1) 舉國一致我が國權擁護と使命貫徹に對する自覺と意氣を養ふ

(時局に處する我が校學習指導の實際)

(時局に處する我が校學習指導の實際)

—二四—

(2) 國交の眞意義と國家の大方針とを理解せしめ正義の貫徹に對しては學國一致之に當ること。
(3) 國際信義、國際協調の精神を尊重すると共に國防の重大なる意味を明かにする。
(4) 時局に關する活材料を導入し、一層時局の認識を深くし意氣の旺盛を期すること。
然して修身教科書には時局に缺くべからざる徳目なり教訓なりが隨所に盛られてあり、教科書全卷の教訓はそのまゝ此の非常時局の實踐となつて事實の上に現はるべきである。

二、讀方

讀方教育の目的は「讀み」「書き」の能を養ひ兼ねて智徳を啓發するにあるが、その究極する所は、國民精神の涵養、日本精神を陶冶しようとするにあるのである。

然して我々は日常生活として、國語の中に生き國語によつて育てられ、そして三千年來忠誠をはげんで、國礎愈々固く、微動だにせず、更に目下の非常時局に當り威を海外に宣揚し、千歳一遇の聖戰に、國語の響く限り、共同一致、盡忠報國の赤誠を現はし、聲高らかに萬歳を絶叫しつゝあるのである。

更に又躍進滿洲國に於ても、將又中國新政權下に於ても我が日本語の普及發展ぶりは、我々日本國民にとつて此の上もない快心事である。

我々は此の点に十分意を注ぎ、國語の尊重愛護が單なる傳統の尊重や、復古思想に基くものでなく現下非常時局に當つて大いに此の点に關する自覺と、誇りとを以て教育的努力を傾注せねばならない。

之が實際指導として

一、時局に關係ある教材を重視する。

教師は時局を十分認識して、特に時局に關係ある教材は細心の注意と努力を拂つて取扱はねばならないことは今更言を俟たないのである。

二、正しき國語の指導をなすこと。

本校に於ける實際を示すと

(1) 讀み合せ會 發音、アクセント、速度の研究

毎週金曜日學年單位にて次週教材の讀み合せ會をなす

(2) 朗讀會

毎月一回、講堂にて低學年、高學年に分れ之を行ふ

(3) 發表會

國家的行事、記念日等に關係ある教材及び兒童文の發表朗讀會を隨時行ふ。

三、不撓不屈の精神を養成する。

各學年一定字數を定め毎日家庭に於ける宿題として、書取を課す。極めて簡単な學習ではあるが、一週間一ヶ月、一學期と繼續して、絶へざる努力と不撓不屈の精神の養成に努めてゐる。之が學習は、教師の絶へざる指導が更に又緊要なことは論を待たない。

四、資源愛護の學習

書取帳、讀方帳等、欄外までも使用せしめる。之は一兒童について考へると些細な事のやうに思へるが全校兒童纏まれば非常な節約となり、資源愛護の意味に於て時局に處する學習といひ得る。

三、綴方

學校に於ける綴方教育の根本態度は、作者たる子供の眞實感を表現せしむる事にあると思ふ。即ち兒童の綴方は、それぞれの子供の心の表現である。故に兒童の綴方によつて、その兒童の心境を知る事が出来る。兒童達が時局を如何に認識して居るかを知らぬには誠に都合のよい教科である。以下綴方教育の時局的取扱ひについて述べる。

一、兒童の綴方の社會的進出

最近子供の綴方作品が社會的に進出して來た。新聞にも雑誌にも或はラヂオでも子供の綴方作品を活用してゐるものが可なり多い。特に時局に關しては、戦線勇士への慰問文、傷痍軍人への慰問文、銃後國民の覺悟等色々な形に於て相當大きな働きを勤めてゐる。しかもこれ等兒童の文が大人のそれよりも反つて大きな感動を與へてゐる事は屢々我々の見聞する

(時局に處する我が校學習指導の實際)

—二五—

事實である。

ラヂオの放送で子供達が兵隊さんに送る慰問文の朗讀に我々は大きな感銘を持ちほろりとさせられる事がある。まして戦地にて之を聞き、或は慰問文を手にした兵隊さんが殊更感銘を深くするであらう事は論ずるまでもない。

子供の文が大人の社會に大きな期待を受けつゝある事は子供達の文が飾りけなく卒直に實感を表現してゐるからである。教育者は斯く兒童の綴り方が最近特に社會的に進出し、時局に對して大きな役目を演じつゝある事を承知せねばならぬ。

二、時局を綴方教育上のよき機会と見て

出征軍人への慰問文、傷痍軍人への感謝慰問、防空訓練の感想、消費節約の體驗、勤勞奉仕の體驗、町葬參列の實感、出征兵の見送り等々時局に關する綴り方を課す事は機會學習の上より見て大いに意義ある事である。今日の綴方學習として當然現れ來るべき文題である。時局を綴方教育上のよき機会と見て指導に萬全を期したい。

三、兒童の文を通しての時局的訓練

兒童の文は兒童の心である。時局的の文を通して時局的の訓練をなす事は大切な事である。例へば、銃後國民の覺悟、出征家族に對する感謝、遺族に對する同情、防空思想の普及、勤勞奉仕の必要、消費節約の必要、傷痍軍人に對する感謝等の實際をそれ／＼兒童の表現したる文を通して指導して行き度い。

四、各學年に現れたる時局的文題

次に本校兒童の綴り方に現れたる時局的文題を示すと、

- 兵隊送り ○防空演習 ○お骨むかへ ○兄の出征 ○お父さんの出征
 - 戦地の兵隊さんへ ○陸軍病院へいつた事 ○出征兵見送り ○召集令 ○戦地の兄さんへ
 - 支那事變 ○三笠見物 ○動員令 ○兄さんの負傷 ○代用品
 - 剛健辨當 ○神社掃除 ○家に泊つた兵隊さん ○燈火管制 ○時局と私の覺悟
 - 軍用犬 ○戦地の兵隊を思ふ ○銃後貯金 ○慰問袋 ○千人針
 - 町葬に參列して ○時局展覽會 ○廢物利用 ○陸軍病院の兵隊さん ○兵隊あそび
- 等々時局的の文題は可なり多く見出される。これを見ても兒童の時局に對する關心が領ける。勿論この内には課題として

學級全兒童に作らしめたものもある。

五、時局に關する記事の取扱ひ

新聞雜誌等に現れる實戰記録等には隨分名文のものがある之等の文の取扱ひにより其の表現法を會得せしむると同時に時局に關する實際をも知らしめる。又、兵隊さんの戦地だより等も讀んで聞かせたり適當の場所に掲示して讀ませたりする事も綴方の時局的取扱ひと見られる。

四、書 方

數年來非常時として國民精神の緊張が叫ばれ、日支事變の重大時局に直面して國民教育に於ける書方教育の態度は、目的觀として時節柄、修養的見地を重視せねばならぬ。

以下指導上の留意点を示すと

一、書道精神作興

かつては書はいかなる考のもとに學習されたかといふに、實用といふよりも寧ろ身嗜、修養として學ばれたので書を學ぶ事に依り自己の品性を高尚ならしめ、質實剛健にして高雅な精神を涵養する事が重く考へられた、この考こそ學書の眞髓にして且大道である。書は實用上必要であるがそれなら硬筆書方でも大體間に合ふのであるが、精神修養としての立場からすれば毛筆に據るのでなければ、その目的を達する事は望み難いのである。

現代社會の要求してゐる人物は人格ある有能の士であり、この要求に答へる教育として書方教育は、重視されねばならぬ殊に内外重大時局に當面してゐる今日に於ては眞面目に本科を學習する事により兒童をしてより質實剛健ならしめ純誠忠實、以て健全なる國家の一員たるの、素地を與へたいものである。

例へば態度として姿勢正しく、下腹に力を入れその事に専心さすとか或は手本をよく見させる事等大切な事である。手本は筆者が古の名蹟を參考にし全精神を打込んで揮毫したので一字の結構全體の調和實に立派なものであるからこれを手本とする時は、高尚なる情操を充分に陶冶する事が出来る。

二、資源愛護の精神涵養

(時局に處する我が校學習指導の實際)

物資統制の聲高き今日、書方教育に於いても資源愛護の精神を養ふの大切な事は云ふまでもない事である。例へば筆、用紙、墨、其他の用具等は之を合理的に使用せしめねばならぬ。

五、算術科

算術科に於ては種々なる事象に對して數理的に思考する精神を開發し日常生活に、それを正しく現はす能力を涵養する事に努むべきは平時と非常時とを問はず當然なすべき問題であるが特に現時の如き非常時局に於ては左の諸点に留意し國民精神總動員に協力せねばならない。

一、國民的自覺の涵養

國民的自覺の涵養に努めるには教師自ら時局について充分認識し兒童をして先づ我國の情勢について世界的に如何なる位置にあるかの知識を得しめて置く事が必要である。即ち數量及び圖形等の知識を通して國民としての識見を豊富にする事が大切である。

例へば尋四上卷七八頁の紀元の問題、九四頁の温度の問題、等の教材を取扱ふ事は將來に於ける我國の發展及び國民としての覺悟を得しめるに良教材である。

二、協同精神の涵養

教師と兒童全體との共同學習を本體として特に模型の製作、統計的調査、整理、測量等を課するに當つては共同作業により之を行ひ協同精神の涵養に資すべきである、例へば卷三の二〇頁の類は之である。

三、國民經濟の理解

各學年教材中にある物品、物價、賣買、利益、利息、租稅、公債、株式、保險等に關する事項の教授に當つては個人生活に限る事なく國家經濟思想の養成に努め物品、物價、賣買に於ては選擇的消費節約利益壟斷の抑制に考慮する必要がある又公債、貯蓄に關する問題を取扱ふに現下の時局に於て個人の貯蓄が如何に國家經濟に効果を及ぼすかを理解させ、租稅輸入稅等の事項を授くる場合には出來得る限り一般國債及び支那事變中の租稅に關して解説せねばならぬ。

例へば尋六 四四頁 租稅、五四頁 公債株式等の問題が之である。

四、生活の合理化

日常生活に於て無駄を排除し、國産品使用を唱導する事等何れも此の精神に外ならない。現實の生活と算術との一體化を一層工夫し、兒童を通じて家庭生活の合理化に努めねばならぬ。特に時間、度量衡に關する事項の教授に當つては、計量思想の養成を圖り正確にして質實なる生活に導く様指導せねばならぬ。

例へば尋三上卷一五頁 チョ金 全 三三頁 尋四上卷七二頁 米の問題等。

五、堅忍不拔の精神涵養

問題に當つては飽くまで自己の思考力を働かし工夫を凝らしそれにより兒童の自信を高むると共に堅忍不拔、發明創造の精神を涵養する様に努める。

六、科學的精神涵養

現在の如く國家が全智全能をあげて戰ふ場合は明らかに科學的精神の戦といへる算術教育に於ける科學的精神の涵養といふ事は緊要な事で時局に處する算術教育の使命の重大なる事を痛感する。國防は愛國心だけでは全うされるものでなく、科學的精神と相俟つて初めて完全に其の目的を達する事が出来る。エチオピアの實際がよくこれを物語つてゐる。

七、問題を時局的に取扱ふ

問題に時局的のものを取入れる事。
教科書中の時局的の問題はこれをより以上深めて取扱ふ事等は本科のみの問題ではないが特に算術科に於ては補充問題中に時局的のものを多く課して行かねばならぬ。

六、國史科

一、國史の任務

國史とは吾々國民が過去現在に於て如何に進化發展せしかと云ふ過程を價值に關係させた因果關係に於て解明しかつ表現するものである、といひ得るであらう。國史の對象となるものは國民生活であつて、國史即ち國民史は國民生活に於ける生々流轉の潮流を發展の姿其のまゝを把握しようとするのであるから發展といふことが根本的指導觀念となるのである。

(時局に處する我が校學習指導の實際)

この發展といふ指導觀念に導かれて因果關係も把握するに方つては、常に國民が如何に其の生命と生活とを伸展して行つたか、如何に創造し建設して來たかを明にせねばならない。こゝに價值的見地に立つて考察することの極めて重要な所以を發見するのである。

二、國史を求むる心

吾々は生きたが爲の必要から過去の人類の生活に大きな關心を持ち、この歴史を求むる心即ち歴史的關心は吾々に歴史の中から自己を求めんとするのである。過去の歴史現象の中から自己の生活現象を見出した時に、吾々は歴史の中に自己を發見したといひ得るのである。されば歴史を求むる心は勿論人類の本質を求むる心ではあるが、實は自己が生きたとする内的要求から起つたものである。

例へば北條時宗についてまづ何時何處で如何なることをしたかといふ史實を知りたいといふうとは、自己の内的要求から起るところの歴史を求むる心である。鎌倉時代の中頃、アヂア大陸に忽必烈といふ英主が起つて蒙古滿洲から支那朝鮮までを服屬せしめ、我に我國をも併呑しようとして降服をすゝめた時、我が執權時宗はたび／＼彼の使者を斬つて斷乎たる決心を示した。文永、弘安の二役に我が將士は死を決して外敵に當り、神明の加護により暴風さへ起つて敵艦多く沈没し殘兵は我が軍の攻撃に逢つて戦死し、本國に逃げ歸つたものは少數に過ぎなかつた。これらの歴史現象は客觀的史實に過ぎないけれども、更に時宗以下の鎌倉武士は當時如何なる心理によつて行動したかといふことを探求する時には史實の中に含まるゝ動機、即ち思想感情にまで進んで行く。客觀的から主觀的に事實の世界から精神の世界にまで進んで行くのである。即ち蒙古襲來の事實より更に深く突き進んで日本國民の本質即ち思想感情に及び、日本國民たる自己の本質をも明かにしようとするのである。吾々が歴史に於て求めんとするところは史實の奥に潜んでゐる精神即ち思想感情(信念)を體得して自己の精神はこゝに解け込むのである。こゝには物語的歴史も教訓的歴史も織込まれ、皇國の發展の経路を知るといふ点に於て發展的歴史となるのである。かくして歴史的關心は吾々に歴史の中から自己を求めようとする心にまで深化されて行くのである。歴史を求むる心は國家の本質を明かにし同時に自己の本質を明かにすることになるのである。その自己の本質を明かにすることが歴史を求むる根本的動機であるといふことが出来る。自己がよりよく生きたとする強き要求は吾々の心内に潜める生命の中心より來る根柢深き要求より起るものである。自己がよりよく生きたとする理想的表

現として自己の何たるかを求め、また自己の屬する國家の如何なるものなるかを求めんとする心から起るのである。要するに、國史を求むる心は即ち史實を通じて國家の本質の本を求むる心である、國民としての自己を求むる心である。即ち歴史現象の中に潜める精神の國家の本質と自己の生きたとする生命とが完全に一致するによつて日本精神が見出されるのである。

三、國史教授

國史科は國體の本義を明徴にして御歴代の御聖徳と國民の誠忠とを傳へて日本精神の涵養と其の發揚とに努むることを使命とするものであるから、國史教育に於ては其の本來の使命の達成に一段の熱意と努力とを加へ、少國民をして祖先の遺風を顯彰するの覺悟を固からしめ、其の分に應じて銃後の護りに協力せしむべきである。

抑々國史は即ち祖國史であつて吾々國民の祖先の精神生活、即ち思想、感情は教科書を媒介として理解させるべきである心理學者の説によれば精神生活には知、情、意、の三方面があり、

知 感覺 知覺……………思想
情 同情 情操……………感情 } 信念
意 欲望 意志……………行爲(活動)

知の高尙なる作用は想像力、推理力、判斷力となつてあらはれて思想を構成するのであり、情の高尙なる作用は倫論的道德的情操となつてあらははれる。この思想と情操は融合して茲に信仰、信念が構成せられる。

意は即ち意志で実行力を伴ふのであるからやがて活動、行爲となるのである。故に國民の精神生活といふ小學校令施行規則に國史の目的は國民たる志操を養成するを要旨とすとあるは即ちこれである。國民の活動行爲は歴史的事實即ち史實となつてあらはれる。されば精神生活の所産は政治、經濟、宗教、美術、工藝、文學、その他一切の遺物遺跡となつて表現せられる。

教育者が歴史を教ふるにはよく教科書といふ媒介物教材を通して眞の歴史を攫まなければならない。日本精神を把握させなければならぬ。而して教科書を教へさへすれば歴史教授の目的を達したのではない。教科書は歴史を教ふる媒介

(時局に處する我が校學習指導の實際)

物(教材)には相違ないが、それ丈では歴史の正體は攫め得ないから兒童には國民思想も日本精神も作り上げられない日本精神、國民魂を兒童の心内に生ける姿にて再現せしめて兒童の心の底に喰ひ入り、兒童の心内に潜める精神を呼び醒さねばならぬ歴史教授に於て歴史上に躍動せる日本精神と教師、兒童の心とが合致して心と心とを接觸せしめることによつて始めて兒童を感化することが出来るのである。

次に國史教育に際し愉を用ふる數項を掲げる。

一、聖戰

平和の確保 史實 新羅の御征討
正義の擁護 史實 清、露、獨との戰役
暴戻の膺懲 御稜威 北清、滿洲事變 (目的達成)

二、盡忠報國 史實 和氣清麿
楠木氏

三、堅忍持久 史實 加藤清正(蔚山) ↓剛健なる精神
元寇撃攘 旅順攻略

四、舉國一致 史實 元寇 日清戰役 ↓愛國心の發露
日露戰役 (銃後の結束)

五、質實剛健 史實 源頼朝 國際收支の改善
松平定信 (勤儉力行)
新井白石
徳川吉宗

六、時局の認識

世界に於ける我が國の地位、殊に滿、支、蘇聯、英、米、獨、伊、等との關係を知らしめて時局に關する認識を正しくし國防の重要性を知らしめるのである。

七、地理科

今や我が國は萬古未曾有の建設的大業に乗り出してゐる。時局は單なる支那一國相手の戰爭でなく世界的諸勢力をも相手として立つてゐるのである。此の時局を堂々と乗り切り東亞永遠の平和を確立するには國民全般の獻身的奮闘努力に依らねばならぬ。

この精神を體し地理科の本質に立脚し地理眼の啓培により、國土の狀勢國勢の大要を理解せしめて國民的自覺を深め愛國心の發揚を圖り皇國の發展に奉仕すべき識見を養成するのが時局に對する本科の任務である。

一、本邦國勢の現狀と東洋及世界に於ける我國の地位の理解

(1) 地方別單元取扱ひに就いて

地人相關々係、既習地方との連絡統合―常に我國といふ全體的立場を意識しての指導、兒童の生活への交渉づけ、變動教材の絶えざる調査等最も留意を要する事項である。

(2) 「日本の總説」「世界と日本」の取扱ひ

特に総合的に現時の國勢を理解し諸列強の國勢と比較對照することにより我國の政治的經濟的文化的各方面から見たる世界的地位を明かにし、飾りなき我國の本當の姿を其處に發見する時、始めて國民としての反省と自覺心と呼びさまし得る。

二、經濟思想の涵養

(1) 國民經濟生活の實狀の認識

他列強との比較により國民經濟生活の實狀を認識せしむるやう努める。

(2) 經濟力向上の必要

(時局に處する我が校學習指導の實際)

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一三四

我國産業の現在及將來を説き、友邦滿洲國との提携、日支の協調による日滿支經濟ブロックの確立により共存共榮を圖ることが東洋永遠の平和を致す基であることを自覺せしむ。

(3) 國際收支改善策

輸出の振興を策し海外よりの受取勘定を多くすると共に長期戦にこたへる我國經濟統制の精神を理解し國策に添ふ消費節約の必要を自覺せしむ。

三、最近の國際關係と國防の理解

國史科と緊密なる聯絡を保つて我國と獨伊蘇聯等との關係、支那に於ける英米佛等の權益の主要についての指導をなすと共に現時の國際情勢と地理的位置上より我が國防は國民の最大關心事であるが國防が國力の發展科學の進歩産業の發達と關係することの大なることを理解せしむ。

四、現實に立脚せる支那滿洲國指導の重視

今や滿洲國は國民の懸命の努力と我が國の熱心な助力とによつて國運は益々隆盛となり、國の礎は愈々固くなつた。併し滿洲國の獨力を以て隣邦の威壓を排し、又支那をして徒に抗争するの非なるを覺らしめ支那民衆を救済し支那の文化を向上せしめ、以て眞に協力一致して東洋永遠の平和確立に邁進せしめるに至るまでには前途幾多の難關がある。

我が國民はよくこの難關を突破するの覺悟と熱誠と實力とを養つてゆかねばならぬ。

地理科に於ては特に滿支の現状をよく知らしめ其の依つて來る所以を明らかにしそして今後吾等國民の活動に資すべき原動力を啓培したい。

八、理科

理科教育の眼目は要旨に示されてゐる(1)自然界の正しい理解をすること (2)人生との關係を明にすること (3)科學的訓練をなすこと (4)情操の陶冶に努力すること の四項目になると思ふ。で普通教育に於ての理科は日本兒童教育のためには有力にその一部面を擔當してゐるのであるが、特に非常時下に於ての理科教育には如何なる新面目が見出されるかといふに次の諸点が挙げられる。

1 理科教育は自然科學への有力な基礎教育である。

2 確固たる信念を堅持し精確なる知識を興へ冷靜な判斷力を養成することが意圖される。

3 堅忍持久の精神が陶冶される。

4 協同社會的訓練が意圖される。

5 理科態度は産業開發態度の有力な基礎である。

教材の取扱上については「國民精神總動員と小學校教育」(内閣發行)の冊子中によく示されて居り、私共の進むべき道ははつきり教へられて居るのであるから、指導上次の点に特に留意して行きたいと思ふ。

一、科學的訓練の徹底

科學的知識と訓練とは一朝一夕に養成されるものではない。幼少時の教育がやがて豊かな美果を結ぶことを考へた時、科學日本の誕生と理科教育といふ点からも層一層の努力が必要である。

二、實驗觀察の重視

○器具器械の整理

○實物標本模型等の採集製作

○動物の飼育

○共同的の實驗

○瓦斯水道電氣藥品等消耗品

類の活用

等を実行させることにより勤勞奉仕、協同一致、職分への恪循、資源の愛護、消費の節約等に關しての實踐の基礎指導をなす。

三、國家的意識の喚起、工夫創造の精神作興

理科の教材には科學兵器軍需資材其の他時局と密接な關係を持つものが多いので、その教材を通じて時局の認識を深め大に國民的自覺の喚起に努めなければならぬ。

尋常科の教材中時局に關係深いと思ふものを挙げてみると

尋四馬、牛

(時局に處する我が校學習指導の實際)

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一三六一

尋五鐵、銅、石炭、石油、錫、鉛、亞鉛、アルミニウム、金、銀、鹽、ゆわう、松
尋六えんさん、りうさん、せうさん、かせいソーダ、たんさんソーダ、石灰、アンモニヤ、アルコール、さくさん、等
ある。

これら教材を取扱ふにも製法性質用途等を理解させると共に對內的に對外的觀て如何に重要な物資であるか將來は如何なる点に思ひをいたさねばならないか等、教材を國家的に眺め國家的意識を喚起すると共に工夫創造の精神を作興しなければならぬ。

四、教材の利用厚生方面の重視

廢品の蒐集利用等に就ては單なる機械的蒐集でなくよく其の意義を明かにし例へば錆びた釘一本銀紙一枚でも拾へ集めると命する前にその價值と必要の原理を強調しなければならぬ。そして理科に於て兒童の理解し得る程度に回收再生の理法の大要重要資源との連繫等を會得させることが必要である。尋五の鐵及錫の教材に聯關してブリキ及その廢品よりは鐵と錫とを再生させることが出来ることを會得させて廢品の蒐集利用を指導する等はその一例である。

九、圖畫科

圖畫科の要旨は

1 通常の形體を正しく看取する力の養成

2 正確に描寫する力の養成

3 美感の養成にある。では時局に處し本科として留意すべき点は何か

一、國民的感情の陶冶と其の表現

國產獎勵、防空、國民團結、貯蓄獎勵等の宣傳ポスター等の製作に特に力を用ひて時局に關する思想鼓吹のポスター表現をさせこれを活用したい。

二、繪畫にあらはれた時局意識とその指導

兒童の描くものの中には兵隊さん飛行機、戰車等時局に關聯あるものが非常に多いと思ふ。これらについては圖畫科の立

場より形體を正しく看取し正確に描寫するやう指導することが必要であると思ふ。

三、用具材料の留意点

1 國產品の使用

2 用具の取扱保存の良習慣養成

3 材料の節約徹底

特に用紙は表裏使用とか質大いさを低減して効果を擧げること等節約に意を用ひる。

4 屑紙屑材料の整理保存利用の指導 等は何れも一層努力すべき点で、これらの實踐を通じて時局を認識させ總動員の趣旨の達成に力を致さなければならぬのである。

一〇、唱歌科

音楽が我々の心に訴へる力の如何に大きいものであるかは、今更喋々を要しない所ではあるが、過ぐる日、巷間に滔々風をなして猖獗を極めた、所謂流行歌なるものを考へてみるに、低調卑俗、一も醇風美俗を助長發展せしむるに與つて力ある如きものを發見することは出来なかつた。所謂流行歌なるものは、只單に旋律の大衆性とか、歌詞の魅力とかからのみで流行するものではなく、その流行歌の生れる母胎とも言ふべき、時代相に最もよく適合したものが流行することは明白なる事實である。

今日都鄙おしなべて流行してゐるものは、大きくは軍歌調といふ一の分類の中に屬すべきものではあらうが、之とて決して頭から無反省に無條件に肯定さるべきものばかりではない。

こゝに於てこそ昨年末内閣情報部に於ては「愛國行進曲」を撰定し廣く全國津々浦々にまで行き渡らせ、國民をして、此の歌曲の精神に奮ひ立たせやうとしたのである。(一は永久的使命の下に、一は時局に即應して)

然らば、初等教育に於ける唱歌科の時局に即應した指導精神は何であらうか。只徒らに軍歌を絶叫せしめて事足れりとするは大いなる誤りであり、重大なる危険を胚胎しゝると謂はねばならない。斯る時局であるからこそ、より慎重に考慮し、音楽の精神に及ばず影響を熟慮して適切なる方途を講じなければならぬ。

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一三七

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一三八一

そこで時局に即應して特に考慮を拂はなければならぬと思ふ次の三項目につき考へてみることにする。

一、耳の訓練——音感訓練——

音楽は何と言つても耳(聴覚)の訓練が最初であり最後のものである。つひ先頃までは最も鋭敏な聴覚を有するものは音楽家なりと考へられてゐたのであるが、現今に於ては飛行家こそ完全なる聴覚を要求してゐる由である。こゝに於て耳の訓練は音楽の世界に於てのみ重要であるばかりでなく、直ちに國防能力の上に至大な關係を有することゝなつた。こゝに特に注意しなければならぬ事は、聴覚の發育は三四才頃より始まり、十二三才頃を絶頂として、十七八才頃に於て大体停止してしまふといふ事である。即ち聴覚は是非とも小學校に於て充分の訓練を施さねば、時期を失つてしまふといふことである。

その訓練法は、近時漸く盛になりつゝある「和音感及び絶對音感を基調とせる音楽教育」法が最も効果的であらうと思はれるが、よし關係音感に於て教育するとしても、少くとも和音感の訓練だけは施さねばならない。

二、聲音の訓練

こゝに言ふ所の聲音の訓練とは専門教育のそれを指すのでない事を明白にして置きたい。

動もすれば教師自身が受けた専門の教育法をそのまま兒童に強いて省るところ無き弊に陥り易いのであるが、之は嚴に戒めねばならない。小學校の教育は決して専門的陶冶を要求してはゐないのであるし、まして年齢を考へた時、こゝに當然大きな反省が爲されなければならない。即ち兒童の聲音を訓練する目標は、

1 自然なる聲

2 上品なる聲

と考へて差支へない。

三、教材の選擇

最も慎重を要する教材の選擇に當つては、法規に示された範圍内に於て、1、兒童神意の發達に留意し、2、兒童身體の發育を考慮し、3、兒童の生活環境を省みて次の如き標準をもつて選擇する。尙歌曲は教育的であり、藝術的でなくてはならない。(例は新訂より)

1、愛國心の養成に資するもの

日の丸の旗(一) かがやく光(三) 靖國神社(四) 入營兵を送る(五) 出征兵士(六)

2、雄大豪壯なるもの

富士山(二) 波(三) 曾我元弟(四) 鯉のぼり(五) 我は海の子(六)

3、高雅優美なるもの

人形(一) 紅葉(二) 春が来た(三) 雲(四) 三才女(五) 遠足(六)

4、明朗快活なるもの

電車ごっこ(一) 雪(二) 汽車(三) 春の小川(四) 朝日は昇りぬ(五)

一一、體操科

時變下、稍もすれば、教科教授時數の不足を來し、教授能率の低下を見るの現状に鑑み之に對し、何等かの方策を講じなければならぬ。特に體操科に於ては、現制時間數の全部を以てしてさへ、尙不十分にして、其の目的達成の困難を叫ばれつゝある折、之を最も經濟的且つ有効に活用して、教授能率の最大限發揮に努め、尙且つ國民精神總動員に際しては、特に時局に鑑み、國民體育、學校體育の基礎たる體操科の全般的刷新を圖らなければならない。以下之に關し其の指導目標並に實際に就いて述べるであらう。

◎指導目標

- 一、體操科の本旨を發揮せしめて、體位向上を圖ると共に、一層人格陶冶に力め、道德的訓練並に團體的訓練を重視し、就中學國一致、堅忍持久、進取必勝、困苦欠乏に耐へる等の精神を練磨すること。
- 二、運動種目の選定及び運動量は、兒童の體力體質、氣力等に留意し、鍛練と養護の融和を圖ること。
- 三、女子に對しては、運動種目の選定並に實施に關し、常に女子の體質に適合せしめ、且つ性能發揮に努むること。
- 四、系統的、繼續的指導をなし、有効なる結果を擧げしむること。
- 五、時間の始めと終りは特に嚴肅を旨とし、規律を重んずること。

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一三九一

六、常に運動愛好の精神を養ふと共に、日常生活の体育化に努むること。
七、運動具の節約愛用の精神を涵養し、服装に就いてはつとめて簡素實用を旨とすること。

◎指導の實際

- 一、教授時間割の變更割愛を避く
如何なる故障あるも體操科の時間だけは、之を省畧又は他教科充當若くは割愛を避け、現在教授時數を絶対に減ぜざることにしてゐる。
- 二、準備の完璧を期し、教授時間の浪費を避く。
毎時教授に際しては諸準備を完全にし、兒童を前にして、尙準備不完全なるため教授能率を低下せしめたりすることなきやう而して時間浪費を可及的に避けるやうにしてゐる。
- 三、教材の研究と教授の經濟化
教授能率の増大を圖るため、教材の研究を慎重にし、特に運動の結合、複合、連続實施によつて、効果の増大と時間的經濟を圖つてゐる。
- 四、室内體操勵行
雨天時、其の他室外體操實施困難なる場合、講堂、廊下、特に普通教室(机腰掛を其の儘)内の體操を勵行して、屋外體操の欠陥を補ひ、且つ不良姿勢矯正の自覺を促してゐる。
- 五、合同體操を實施して、共同、犠牲、忍耐等の諸徳を涵養すると共に、種々體育指導の機會としてゐる。
- 六、裸體々操、足體操を實施して、保健的鍛練の効果の増大に努めてゐる。
- 七、竹棒體操に依つて用具、修練の簡易化、興味喚起、等に資してゐる。
- 八、綱引、懸垂等を重視して、堅忍持久力の養成に意を用ひてゐる。
- 九、體操欠課簿を備へて欠課、見學兒童の處置に留意してゐる。
- 一〇、木劍體操實施による武道精神の發揮に努めてゐる。
- 一一、高學年に於ては教練を重視し、軍隊的教練との聯關を密にし、其の基礎的教養に資することにしてゐる。

一二、手工科

從來稍々もすれば其の教育的價值を輕視され勝ちであつた手工科は、この非常時局に際會し大いに再認識の必要を感じ、手工科の任務の重大さを痛感せしめられる。我々は此際教材選擇の上に、實際指導の上に、確たる信念と兒童愛とを以て時局に即せる手工科の指導に精進せねばならぬ。

一、非常時に於ける手工科の任務

試みに本時事變を見るに、百戰百勝、戦へば勝たざるなき我が皇軍に於て其の國產品の威力、空軍の活躍、工兵隊の架橋其他の工作、射撃の正確力、等々是れ等は何れも人間の實行力と技術的優秀さを明瞭に物語る事實である。一方支那軍を見よ、其の軍需品は外國製品ならざるはなく、消費、破壊、放火、逃走、一つとして建設的の行爲がない。即ち兩者の國民性と國民技術とに如何に大なる差異のあるかを知る事が出來やう。
この一事を以てするも手工科の任務の重且つ大なるを思はざるを得ない。

二、時局と教材選擇上の着眼

1、廢物利用

不用品を更正せしめる事即ち廢物利用は現下の國策より見るも誠に重要な事と思ふ。教材を選ぶ場合この事を充分心して行き度い。先般本校に於て廢物利用の展覽會を行つた所各學年から集つた製品には、随分よく考へた物が多く職員一同之を參觀して意を強うした。低學年兒は低學年なりに高學年兒は高學年なりに感心させられた。菓子空き箱から塵取を作つたもの、古レコードのお盆、お父さんの古帽子で子供の戰鬪帽等々枚舉にいとまがない。
高價な材料を使つての手工より廢物を利用し兒童に工夫創作せしむる所に時局順應を見出し得るのである。

2、實用品の製作

ボール紙材工の貯金箱、竹細工のハガキ差し等は同じ材料を使用するにしても其の製品が實用品である所に時局との關聯を持つもので、製作に當り同一の價值あるものなら實用品を作る教材を取材した方が時局的である。
3、修理其他實際的作業

(時局に處する我が校學習指導の實際)

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一四二一

掛圖の裏打、校舎の修理、標本の製作等學年相應の實際作業を課す事は校具校舎等を大切にする習慣を養ふ上からも、現時時局より見るも大切な事である。本校にては先般全職員並に六年女兒總動員にて全校の掛圖類の裏打修理を實行した。

4、共同製作

各兒童を團體の一員として働かしめ、團體に對する重大なる義務を感じせしめ、一意團體の爲に努力せしめ、共同精神を涵養する事並びに奉仕的實行力を養ふ事に努める。共同製作の教材を取入れる事を忘れてはならない。

三、時局と指導上の考慮

1、材料の節約に留意せしめる。

低學年兒によく見受けけるが色紙の中央から自分の慾するものを切貫き廻りの大部分が無駄となるが如き極端な例であるが、材料の節約に關し充分なる訓練が必要である。

2、發明、發見、工夫、創作の重視

特に代用品の發明への指導は現時時局より見て最も實際的のものであり重要な事である。

3、能率増進の訓練

文化の進展は時間經濟の問題をより重要ならしめる。手工科指導上能率増進の訓練は今後益々重要視せらるゝ問題と思ふ。

4、正確精密の能力陶冶

近代文化や兵器等のあらゆる機關が益々正確精密を必要とする今日、計畫した通りが出来上らなければ安心出来ないといふ精神と其の實力とを養ふ基礎は當然手工科に於て考へらるべき事である。

5、用具の取扱を叮嚀に

自分の物は大切に取扱ふが學校のもの仲間のもは大切にせぬといふ事は人生共通の欠点である。此際用具の取扱に特に注意せしめ度い。

一三、裁縫科

裁縫科の目標は衣類生活、服装生活の指導をするのにあるが學習の過程に於て忍耐綿密熱心勤勉等の諸徳の涵養に留意し女子としての優美な情操を發揮し將來有爲の婦人たらしめるやう精神的基礎觀念をも培つてゆくものである。それ故現時の如き國家非常時局に際しては物資を尊重する態度を教養すると共に國民生活の立場から兒童をして眞の經濟的生活をなさしめ國民思想の養成に資し得べき様指導することは最も必要なことと思ふ。

一、物資を尊重する態度教養

1、用布の種類と價格比較表

(内容)學習材料の標本と價格比較(戰時前と現在との兩方を表はす)棒グラフ

(考察利用)

イ材料の中何が多く騰貴したか

ロその原因は、對策は(國家的立場より)

ハ衣服原料に對する正しき認識

ニ用布の買ひ方指導

2、廢物の更生圖表

(内容)廢物が工場に於て科學的操作を施すと立派な再生品となつて市場に出て再び役立つことの表

イ簡単な縫ひ方裁ち方の工夫考案……例税の造り方長着の縫ひ方順序等

ロ基礎技術の習熟―縫ひ方新け方笠附等

ハ作業の際に於ける材料用具の清潔整理整頓

ニミシンの利用及手入について

ホ作業計劃の遂行

3、用布の節約について

イ廣幅物改良型等の工夫による用布の節約―新聞雜誌類の參考記事等蒐集

袖無羽織(小裁老人用)廣巾による縫目無しの大裁長着。襦袢の衿無し

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一四三一

(時局に處する我が學校指導の實際)

— 四四 —

(利用) 屑箱取付け(部類別) 賣却して有効なる費用の資とす—資源愛護の精神

二、經濟生活への訓練

1、材料の節約利用

裁ち残り布の利用……袋物お手玉前掛等古衣類古手拭の利用……襦袢雑巾等
補綴の指導……足袋靴下衣類等縫ひ直し物の奨励
小切利用……座蒲團ひちつき等洋服を洋服に形を變へる

2、用具の使用法及その手入れ保存

3、時間と努力の節約利用

三、裁縫科を通しての饒後奉仕

1、袋類製作としての慰問袋

2、マスク製作

3、千人針—時に應じ

4、雑巾—武運長久祈願の神社掃除に利用

四、作業態度の養成

1、準備

イ 身支度……身支度を整へ手指の清潔

ロ 仕事場の整理整頓

ハ 材料用具の準備整理

2、作業計劃の樹立

一定時間内の仕事の豫定を定め其處まではともかくに成し遂げやうと邁進する態度の養成

4、作業の實習

イ 姿勢 ロ 進度 ハ 跡片附 ニ 反省

五、服装生活指導の一部面として

製作品及既成品に對する觀察眼鑑賞眼の養成

1、先づ着用者に着せてよくその着姿を眺めさせ實用に協ふか更に仕立方の良否巧拙形色柄地質との關係の究明

2、かくて現在の服装に對する理解を與へると共に更に將來の衣服を創り出す爲に何等か働く心を養ひ度い小學校に於け

る創造教育は決して直ちに實物に現はれる事をのみ希ふのではなく何とかしたい、もつと何とかあり得たら……と考へる様になる其の態度の養成が即ち創造教育と見るべきものであると考へる。

第三節 學習指導より見たる我が校の時局的施設

學習指導の上より見て必要なる施設は數多くあるが、本項は我が校に於ける其の施設中特に時局に關係あるもの並びに非常時局に直面し本校が特設したる施設について記述する。

一、同化を目指す施設

同化を目指す施設とは、非常時の雰圍氣を學校内に醸成し、その醸成されたる雰圍氣によつて兒童を非常時的に同化せんとする施設である。

1、時居室の設置

時居室は一室を之に充てこの室に入らば時局萬般の事を一目瞭然たらしめ度いのであるが本校は特別教室すら充分でない現状であるから止むを得ず階上廊下を之に代用してゐる。

時居室の内容

イ、時局ニュースの揭示

ロ、事變發展異動圖

ハ、列國海陸空軍比較

ニ、戰地ダヨリ

ホ、輸出入品グラフ

ヘ、再生品更正表

ト、各戰爭の年數グラフ

チ、武器の變遷

リ、各國領土の比較

ヌ、各戰と主要人物

ル、事變各種統計

テ、石油産額グラフ

ワ、鐵の産額グラフ

カ、石炭の産額グラフ

ヨ、綿の産額グラフ

タ、羊毛の産額グラフ

レ、皮革の産額グラフ

ソ、ゴムの産額グラフ

ツ、邦人海外發展圖

ネ、支那産業圖

ナ、滿洲産業圖

ラ、用布の種類と價格比較

ム、改良服見本

ウ、貯金グラフ

キ、事變畫報其他陳列

ノ、戦利品の陳列

オ、時局に關する兒童作品の揭示

ク、其他

以上はすでに出來上れるもの及目下製作進行中のものである。この室の充實には今後共教師、兒童共々に力を盡し常に躍

(時局に處する我が學校指導の實際)

— 四五 —

(時局に處する我が校學習指導の實際)

— 四六 —

動する室である事を念じて居る。

未だ設置後日尙淺く、貧弱なものではあるがやがて兒童の父兄もこの室の充實に参加を見るの日も近きにありと信ずる。内容充實と共に其の活用にも萬全を期せんとしてある。

2、教室經營と時局

學級經營を語る者にして教室經營を考へざるものはない。何となれば兒童の學習場たる教室は兒童の環境中教師として吾も意をそぐべき場所であるからである。

昭和もすでに十三星霜、現在は砂漠のやうな無味乾燥な教室で授業をしてゐる學級は恐らくないであらう。然し乍ら其の經營振りを各方面から検討して見た場合、我々は大いに反省し此際再検討の必要を痛感せざるを得ない。唯清潔とか整頓とか、そして日本地圖と世界地圖と年代表、お役目的に兒童の作品が何週間も色あせて貼り付けられて居るやうな教室がありはしないだらうか。只矢鱈に教室中所せまきまでに貼り付けたり並べたりして得々として居るやうな誤つた教室經營がありはしないだらうかこの非常時局に際し如何なる教室經營をなすべきか。當然考へらるべき問題は教室内に時局色を織込むべき事である。

本校に於て低學年教室に皇太神宮の御寫眞宮城の御寫眞等を常掲しあるは此際我が國体の世界に卓越せる事を三つ子の魂として腦裡深く記憶せしめんとするもの、日本地圖、世界地圖を全校各教室に常掲せるは決して月並的に漫然と掲げて居るものではない、世界に於ける日本を學年相應に認識せしめんが爲めのものである。郷土地圖等とは自ら意義を異にするものである。次に本校に於て教室内に特設せる二三の例を擧げる。

「時局揭示板」

時局揭示板を全學級に設置した。教師兒童共々に或は新聞から雜誌から或は父や兄の戦地からの便りをこゝに集め、教師兒童これを圍んで皇軍の大勝を祝し將兵の困苦に思ひを致す等、かくして時局揭示板は學級に於ける時局認識の好個の資料となりつゝある。尙揭示物は常に新陳代謝するを以て舊揭示物は之を一様にスクラップブックに貼付し揭示板の下に吊す事とした。

「戦局圖」

戦局圖は二年以上全學級に備へ付け、今日は〇〇を占領した今日は〇〇を占領したと日の丸の旗が地圖上に翻へり其の日の丸が日と共に數を増す。これを眺める輝かしい兒童の眼、教師の顔、我が國ならではの教室風景といへやう。

この感激はやがて我が教へ子が次の時代に我が國を背負つて立つ力となるのである。

「時局畫報、銃後美談集忠勇美談集其他教室備付」

雜誌の附録でもよい新聞の切抜集でもよい時局畫報類、或は事變エハガキ、銃後美談集、忠勇美談集其他時局に關聯あるもの何でもよい教室内に一定の場所を設け備へ付けることにした。

兒童の多くは其の家庭に於て書齋もなく圖書館は勿論ない。勉強するにも幼い弟妹に本を汚されないやうにと追ひ廻され逃げまはり乍らせねばならぬやうなものも多いのである。せめて教室内にかゝる施設をしてやる事は最も適切な時局的施設と考へる。

以上は我が校に於て教室内の時局的施設の例を記したに過ぎない。

我々は繼續的努力により時局に即せる教室經營に一段の研究を致さねばならない。

3、其他

非常時の零圍氣を作る意味に於て其の施設は勿論教室内に限らるべきものではない校内到る處に其の時局的零圍氣が認めらるべきである。以下本校の施設の例を示す事とする。

「戦死者肖像」

學區内の戦死者の肖像を講堂に掲げた。日の丸の旗を打振りつゝ歡送した勇士の面影をこゝに見出し、或は近所のをちさんを、隣りの兄さんをこゝに見出した時の兒童の感慨は充分察する事が出来るのである。

「五綱目の玄關揭示」

舉國一致、盡忠報國、堅忍持久、質實剛健、勤勞奉仕の五綱目を校長自ら大書して之を玄關にかゝげる事にした。職員兒童は勿論來客へも本校の目標を明示すると同時に時局的認識を深めしめ得る効果がある。

「時局専用揭示黑板の新設」

今迄の學校新聞揭示黑板へも勿論時局に關する事項が、屢々揭示された。否殆どがそれであつた。然し外にも書きたい(時局に處する我が校學習指導の實際)

— 四七 —

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一四八一

事がたくさんある。どうしても時局専用の學校新聞用黑板が必要になつた。そこで兒童の最も通行の繁しい場所に時局専用黑板として一面新設する事にした。兒童に、今度新設の學校新聞は時局の事のみ書く事を約束した處、兒童はこれを読む事を楽しみにして居る。これは全職員輪番に一週二回以上發行に努めてゐる。

二、體驗を目指す施設

體驗を目指す施設とは兒童をして直接的に非常時運動に参加せしめ非常時を體驗せしめるための施設を指す。

- 1 避難訓練、防空訓練、不時呼集
 - 2 全校兒童神社參拜
 - 3 武運長久祈願祭
 - 4 陸軍墓地參拜
 - 5 戦死者墓参
 - 6 出征軍人歡送
 - 7 傷病兵慰問
 - 8 勤勞奉仕
 - 9 慰問文、慰問成績物發送
 - 10 廢物蒐集(特に反古の集積屑鐵類の集積)
 - 11 節約献金
 - 12 日常生活訓練の強化(私共の一日)
- 以上は何れも之を體驗せしむる事により時局の認識を深め時局に處する本校教育の目的を達せんとする施設である。之等は簡單に考へると教育的價値が僅少な様にも思へるが、之を直接に體驗しつゝある間に兒童の胸中に徹するものがある事を考慮に入れ大いに教育的價値ある事を教師自身自覺して兒童に對すべきである。
(前記各項の具體的方法につきましては主として訓練の章に記載しあるを以て御參照ありたし)

三、認識を目指す施設

認識を目指す施設とは事變の特質を闡明にすると共に皇軍の活躍を知らしめ、或は舉國一致の統後國民の現状を見聞せしめ以て非常時を實際的に認識せしむるための施設である。

- 1、朝會に於ける時局訓話
- 朝會に於て時局に關する實話、訓話等を行ふ。之は全校兒童に行ふ場合もあり學年を限つて行ふ場合もある。

2、學級に於ける時局訓話

學級受持は常に時局に關心を持ち受持兒童に對し常に時局に關するお話をなすことを怠つてはならない。

3、ラヂオ聴取獎勵

兒童の約半数は家庭にラヂオを備へて居る。然しこれを充分活用して居るとはいへない。我々は學年相應に之を活用せしむべく指導せねばならぬ。それには常に新聞のラヂオ版に注意し、今晚何時には何をやらせよとか明日の何時には何をといふやうに受持兒童に注意してやり度い。時に前日のラヂオ聴取事項の發表をなさしむる事もよい。かくしてラヂオの活用により時局の認識は相當深め得ると信ずる。

4、ニュース映畫觀覽

映畫觀覽は之亦適切なる指導と施設を要する。昨今は何れの映畫館に於てもニュース映畫を加へて上映してゐる。然し普通の映畫館に自由に出入せしむる事は幾多の弊害を伴ふ。故に本校に於ては愛護會の援助により時折映畫會を催し適切な時局映畫其他の觀覽をなさしめつゝある。

5、事變美談發表會

忠勇美談、統後美談等の發表會を行ふ。教師の發表もあり時に兒童の發表もなさしめる。

6、時局講演會

戦地より歸れる從軍記者或は在郷軍人等適當の人を招聘し時局講演會を開く。

7、時局展覽會

十月上旬廢品更正展覽會を行つた事は各科指導の手工科の項に述べたから省略し普通の成績品展覽會の計畫について述べる事とする。

第三學期に行ふ成績品展覽會は時局展覽會と命名し其の内容は努めて時局向とする事に申合せた。例へば圖畫の作品には戦争の繪、出征兵見送りの場面、軍艦、タンク、兵隊といった類のものを學年なりに書かせる。書方に於ても「ニッポンパンザイ」とか「武運長久」とかいつた類のものを書かせる手工は實用品、廢物利用の類とし裁縫等の作品にはモンペの類が陳列される。かやうに時局物を會場内に網羅する豫定である。

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一四九一

(時局に處する我が校學習指導の實際)

8、其他

陸上運動會、音樂會、學藝會等の年中行事を努めて時局化し時局に對する兒童の認識を深める事に努力せねばならない。

第四節 學習指導上の其の他の問題

一、時局判斷テストの實施

時局に對して兒童が如何なる程度の認識を持ち如何なる判斷をして居るかを知らる事は學級經營上よりするも學校經營の上より見るも甚だ大切な問題である。本校に於ては去る九月中旬一齊にテストを試みた其の問題と成績を示すと次の通りである。

- 第一問 今、日本はどこと戰爭してゐますか？(低學年、中學年)
- 第二問 支那の一番大將は誰ですか？(全學年)
- 第三問 日本と仲よしの國を知つてゐるだけ書きなさい。(低學年、中學年)
- 第四問 紙くづや鐵屑を大事にすることはよい事です何故でせう？(中學年)
- 第五問 何故あなたは貯金しますか？(中學年、高學年)
- 第六問 日本は外國からどんなものを買つてゐるか？(高學年)
- 第七問 日本は何故支那と戰ふのか？(高學年)
- 第八問 日本は今、戰爭中である。それであつたは何か決心した事があるか？(高學年)

第	支那ト答ヘシモノ	學年					
		一年	二年	三年	四年	五年	六年
調査人員	二七〇	二七〇	二六二	二五二	二三七	二二七	
支那ト答ヘシモノ	二〇四	二四二	二四〇	二四三	一	一	

第	問	問					
		一	二	三	四	五	六
一	誤リタル國ヲカキシモノ	一四	一五	一一	六	一	一
	答ヘ得ザルモノ	五二	一三	一〇	二	一	一
二	蔣介石ト答ヘシモノ	一四一	二〇四	一三六	二三八	二三三	二二三
	答ヘ得ヌモノ	一二九	六六	二五	二三	四	四
三	滿洲ノミ答ヘシモノ	一五	三〇	三四	二	一一	六
	獨逸ノミ答ヘシモノ	五三	三五	三一	二四	三一	五四
四	伊太利ノミ答ヘシモノ	一七	一一	一〇	一一	九	四
	二ヶ國答ヘシモノ	三七	一〇一	七六	一一二	一〇五	八一
五	三ヶ國答ヘシモノ	一九	四五	七八	七八	六一	七四
	答ヘ得ヌモノ	一二九	四七	三二	一五	二〇	八
四	正解ト認メ得ルモノ	一	一	一一三	一八一	一	一
	全認メ得ザルモノ	一	一	一三八	七〇	一	一
五	正解ト認メ得ルモノ	一	一	一〇一	一三二	一七八	二〇七
	全認メ得ザルモノ	一	一	一六〇	一一〇	五九	二〇
六	重要輸入品五種以上答ヘシモノ	一	一	一	一	一一	三七
	全三、四種ノモノ	一	一	一	一	七七	二〇

(時局に處する我が校學習指導の實際)

問	全 一、二種ノモノ 全一ツモ書キ得ザルモノ	一一九 三五 七五
問七第	正解ト認メ得ルモノ 全認メ得ザルモノ	一八二 五五 二〇四
問八第	正解ト認メ得ルモノ 全認メ得ザルモノ	一七三 六四 二〇九 一八

二、「銃後必携」の編纂と其活用

小冊子「銃後必携」の編纂をなしこれを尋三以上の兒童に使用せしむることとした。内容は銃後の兒童に是非知らしめ度いものを集録した。

1、編纂趣意

時局に對する兒童の關心をより深め、銃後の兒童としての覺悟と心情を陶冶し併せて銃後兒童の常識を涵養せんとし本小冊子の編纂を試みた。

2 内容(別冊参照)

イ、特に時局的常識として

- 靖國神社寫眞。○皇軍南京入城寫眞。○師團司令部。○飛行聯隊。○陸軍の兵科及兵種。○帝國艦艇種別。○航空隊鎮守府、要港部。○陸海軍學校。○列國軍備。○列國國富。○我が國重要輸出入品。○愛せよ資源生せよ廢品。○内地人海外發展。○日本の人口概數。
- ロ、國體明徴、日本精神昂揚の資として
- 宮城御寫眞。○君が代。○皇室。○教育に關する勅語。○明治天皇御製。○昭憲皇太后御歌。○皇太后宮御歌

ハ、兒童の修養の資として

- 金剛石の歌。○和歌。○佳語。○私共の一日。○健康兒童十則
- 二、時局記録のために(兒童に記入せしむる部面)
- 事變日誌。○出征兵見送り其他。○奉仕。○貯金。○其他
- ホ、其他
- 本校玄關寫眞。○五綱目。○愛國行進曲。○軍歌。○競技レコード。○常識。○我が校。○我が家

三、活用法

本冊子は常に兒童に携帯せしめ折にふれ屢々之を利用する様にした活用の場合として次の諸項が考へられる。

1、朝學の際

朝學に際し兒童は各人それく自由の學習をする其の際本冊子を取り出し或は我が國の輸出入品を調べ、廢品更正の實際を知り或は内地人海外發展狀況を學ぶ等利用は多方面にある。

2、本習の際

各教科の學習中に屢々之を利用する。修身は勿論地理國史等の授業に本冊子の活用せらるゝ事は相當多い。軍事的諸統計は算術の時間にも活用し得る。

3、各種行事の際

- イ、朝禮に於て靖國神社のお話をする際、之を取り出し寫眞を見、皇后陛下の「やすらかにねむれとぞおもふ君のためいのちさげしますらをのとも」の御歌を奉唱する等其の例である。
- ロ、神社掃除其他奉仕の前後に於ける行事にも使用し得る。
- ハ、學級自治會、通學區自治會等の折も必ず之を持參せしめ活用する。
- 4、家庭にて使用する場合

(時局に處する我が校學習指導の實際)

(時局に處する我が校學習指導の實際)

一五四

- イ、豫習復習の際
 - ロ、新聞を見る時
 - ハ、ラヂオを聴く時
 - 5、補遺欄の活用
- 事變の日誌を漸次記入し、銃後の奉仕事項、出征兵見送、町葬参列、等も記録し得るやう仕組んであるので兒童はそれぞれ之に記録する。
- 尙貯金の欄を設け勤儉貯蓄の奨励の爲め自分の貯金日記を記載せしめる。
- 最後の白紙の部は各學級受持の指導により時局に關する事項の記録學習に充てる。

第四章 時局に處する我が校訓練

一、時局と訓練

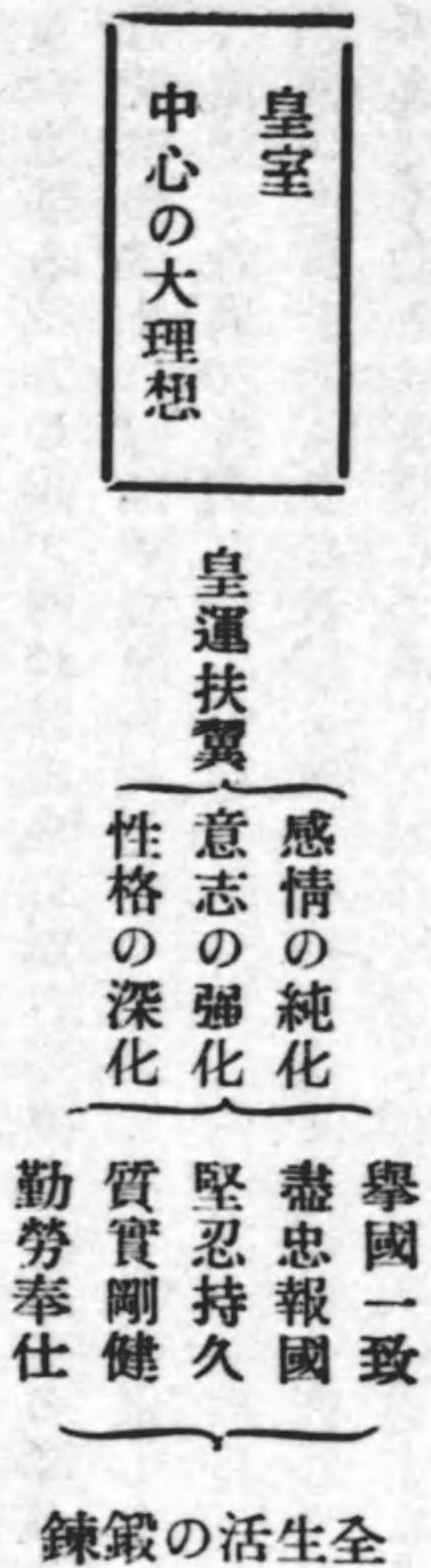
我が國未曾有の國難とも考へらるべき非常時局に際會し、前戦、銃後の別なく尊皇愛國に燃え切つてゐる。この機に處しこの機を捉へ益々國民的自覺を深め日本精神の顯現強化を念ずるものである。しかし如何に非常時局と雖も時局に籍られ、時局に捉はれた訓練でありたくない、一時の流行や功名の爲に或は徒らに興奮した態度、精神を没却し緊張味眞剣味を缺いた態度が微小だも現はれてはならぬ。

固より非常時局的訓練には常に一貫した不動的訓練部面と非常時局により施さるべき可動的訓練部面とがある。即ち常に變りなき組織的計畫的努力と、この非常時局に處し更に新にし更に力を注ぐべき努力こそ肝要である、この二部面の訓練こそ吾人の非常時的訓練で、飽くまで時局を凝視し、機を逸せず、兒童日常の具體的實踐を目ざし以て皇運扶翼の忠良なる日本人の基礎陶冶に向つて邁進するものである。

二、訓練方針

- 1、教育勅語の御趣旨を奉戴し道徳的、國民的素地を體得せしめ鞏固なる日本精神の體驗者たらしむべく鍛鍊す
- 2、非常時局に處し一層國民的信念を鞏固ならしむると共に尊皇愛國、敬神崇祖の念を涵養す
- 3、時局に鑑み學國一致盡忠報國の大精神を強化振起せしめ堅忍持久の精神を培養し、困苦欠乏に堪ゆる心身の鍛鍊を圖ると共に、質實剛健勤勞奉仕の氣風を養ふ
- 4、非常時經濟を認識せしめ資源愛護の精神を涵養し、消費節約、勤儉貯蓄の勵行をなさしむ
- 5、時局を充分認識せしめて銃後の覺悟を鞏固ならしめ、出征將士並に遺家族の慰問助力等實行せしめ以て銃後國民の任務を遂行せしむ
- 6、訓練五項目の實踐にあたりては自發的内省的になすの習慣を養成し、漸次自治の境地にまで至らしむ

三、我が校訓練の目標



四、教師

兒童は教師の反映なり。と。訓練の原動力は教師其の人にある誠に自明なるも而かも實際には朦朧たる感あり、教育の事一切其の原動力教師にあるも訓練に於て一層其の痛切なるを感するのである。更に物心の總動員に兒童としてもれなく之に参加せしめ、國策に添ふ人物養成を念願するとき更に責任の重且大なるを思ふ。本校職員大に自戒自肅、訓練の眞先に於て大なる自覺を以てかゝりたい。

- 1、身を以て率ひるの氣概と態度

(時局に處する我が校訓練)

一五五

教師の人格修養により教師の一舉一動自然に流露して兒童の儀範となり有力なる感化を與へる事に努め度い。教師は率先垂範以て全兒童を率ゐる家庭にあつては全家族を道化し社會の生活に處しては社會人を教化せずして止まざるの堅き信念と決意をもち常に己の胸に輝く三島教師のマークを想ひ己の全生活の態度が即ち各方面訓育の根源なるを思ひ自らを空しうして自らの脚下を常に凝視し自らを訓練し人を教ふの前に先づ以て自らが教育道を行するの意志と態度こそ最も平明の理にして而かも最も急所急務なるを知る。こゝに兒童は尊重せられ眞の親心の訓育が生れるものと信ずる。

2. 教師の訓練的眼光

教師は絶えず心底に訓練的眼光を輝かせ度い。兒童の現はれは教師の現はれである「或學級の兒童は身装が常に整つてゐる」之即ち教師の眼が常に其處から離れざりしを證する事實であると思ふ訓練の成否は一にかゝつて之にありと言ふも過言ではあるまい。此の点を自覺し常に眼光を輝かせ精進したい。

3. 協同一致同一步調

訓練の性質を考ふるに教授に比し場所の特定を認むる能はず、人は特定の人のみに依るべからず。反覆練習の度数も可なり多きを認む(習慣に迄高めん爲に)更に訓練事項の完了に手を弛むることの中々難きを知る。之を教授に比較するとき職員は協同一致を要することの遙に大なることを知る。されば訓練事項を學級に施行する場合全職員同一步調に出で、又全校兒童の訓練状況に注意を拂ひ自他の級を問はず齊しく之が訓練に當る、又前擔任の施せる訓練を生かし其の上に築く等協力に多方面あるも要は協同一致の精神を固め歩調を揃へて十分なる成績を擧げんことに努力す。

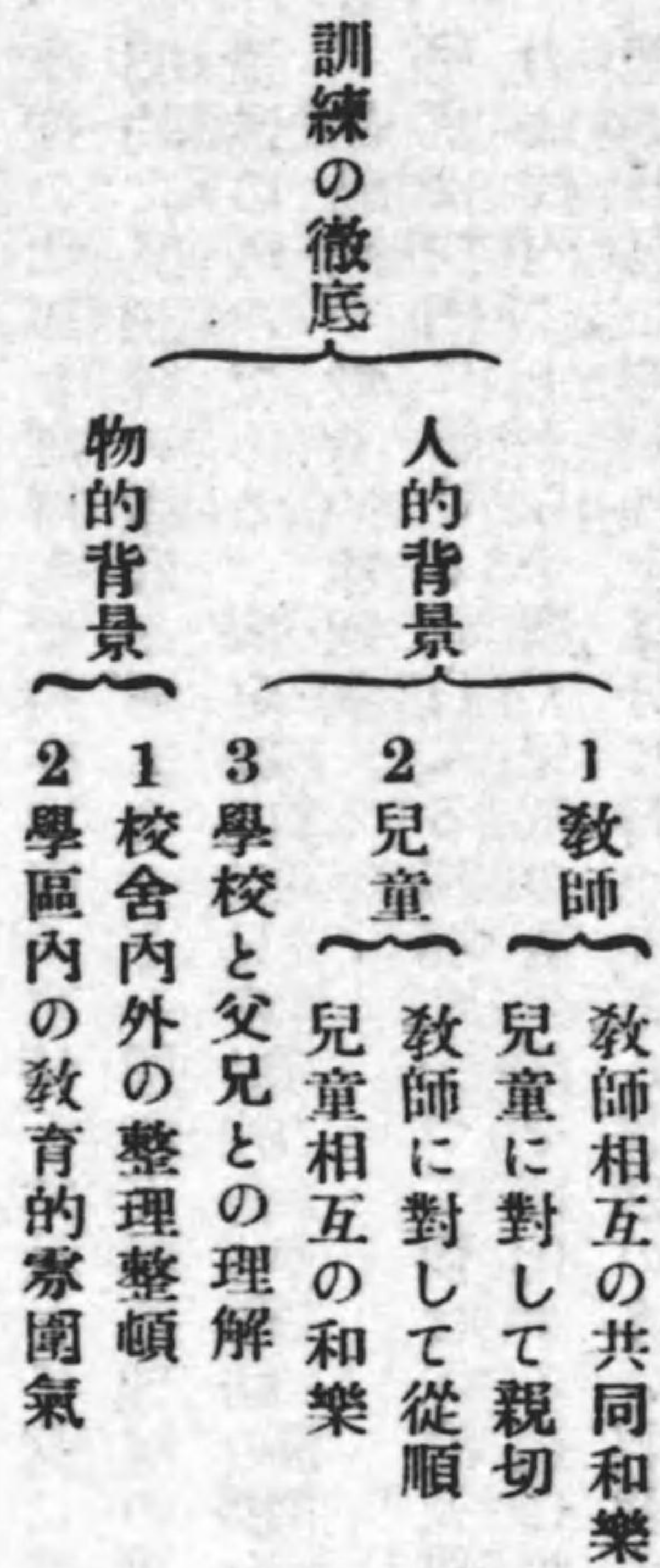
4. 時局に處して

時局に關し力めて的確なる認識と之に對處する確固たる覺悟をなし、訓練の機会を捉へこれに適應する實踐指導をなす。殊に國民精神總動員の大國策は單に各自の教育活動の中に採り入れ之を兒童に實踐指導するのみならず、各自家庭に於ても種々の機會を利用して之を指導し更に諸團體の運動にも能ふ限り参加し協力するの用意を持つ。

五、訓練の背景

訓練の根強く力強く一層の成果を收めん爲に豫め整備さるべきものに人的背景、場所的背景が考へられる。この二者が充

分整ふに於て訓練は層一層容易となり成果を收むるに至らん。非常時局に直面し訓練の徹底を叫ぶの時殊更背景の整備を圖りよりよき訓練を行はんとするものである。



1. 教師相互の共同和樂

家庭に於ける和樂か否かの如く直接兒童に明らかに直観されないにしても、教師間の和樂は教師の心情をして平靜快活ならしめこの快活が兒童に響く所は如何に大なるものがあるであらう。和樂こそは生活に生氣を與へ熱心を生じ積極的態度に出でしむるであらう。されば小を捨て、大につき共同を求め常に互に和樂につとめん事を望む。

2. 兒童の教師に對する從順

この從順あるによつて教師なき所にも教師の訓言力を發しこれあるにより訓練の意志は兒童の意志となりて其處に自治を生みこれによつて訓練事項の徹底を期し得るのである。若し受持兒童の快き從順なかりせば如何でか教育の成果を望むべき、この快き從順を得るの道……教師の心底に潜む深大なる教育的精神より現れたる親切同情の言動よりかち得られるもの大なりと信ず。この教師の態度は兒童の腦裡に響く蓋し大なるものあり。教師の兒童に對する言語態度につき一層留意すべきである。

3. 兒童相互の和樂

兒童相互に親切を盡し相誠めて善に勵み快よく友の言を容れ互に相協同する氣風を作るは訓練をして一層力強く其の効を奏せしむる必須條件ではあるまいか、「叱られたら將來改むべく互に慰め合ひ或は教師に謝せしめ共に叱られたら共に誠

め合ひ何事も共同する如き氣風」之あつて其の級或は其の分團の訓練益々堅實たり。殊に時局は舉國一致、國民和樂協同總てが打つて一丸を要するの秋個々の兒童に至る迄が和樂協同の中に事を進むるに至つてこそ舉國一致の實あがり國策に適應し國への奉公も出來得るものなり。而して此の氣風を養成するの道多々あり。或は共同作業に共同遊技に或は遠足に學級會に等此の氣風養成に利する大なるべきも最も主となるは學習時であらう。日々多數の時間を占むる學習には種々訓練の機會を捉へてかゝれば此の氣風が麗はしく實現せらるゝであらう。而かも教師兒童間の和らかき温かさは體て兒童間にも及び如上の氣風養成に大なる効を奏することであらう。

4、校舎内外の整理

掃き清められた運動場、きちんと整頓され飾られた教室、この中に生活する快よき、そして惡事、不徳の發する餘地少なき様することが大切だと思ふ。而も此の環境の整理は一人の教師のよくする處にあらず全職員共同しても未だ十分とは申されまい。教師と兒童とが相共力して始めて十分だと言へるであらう。

5、學校と父兄との理解

如何なる兒童も家庭に在つては等しく喜怒哀樂の中心である。而も其の性格は十人十色で家庭の状態も一樣でない、何一つ不自由なき者があるかと思へば其の日の生活に追はれ子供面倒など到底見られない氣の毒な家庭もある。父母がよく學校の仕事を理解し受持亦家庭の事情を知悉して眞に個人に適した指導がなし得られるものである。殊に兒童の生活を時間的に見訓練の徹底を考ふるとき一層相互聯絡理解の重要さを思ふ苟も意志の疎通を欠き徒に非難不平を醸すことあらば遺憾の極みである。家庭訪問父兄會參觀會等聯絡の機を多く作り相互打つて一丸となり兒童訓育に萬全を期したい。

6、學區間の教育的雰圍氣

兒童は校内に於ける善良なる環境を去つて後は家庭及雜然たる社會の多種多様の環境内に置かれるのであるが學校の教育力は校内に止まらず廣く兒童の全生活を純化する迄に強力なものでなければならぬ。然し兒童は稍もすれば本能衝動に支配され易い浮動性を多分に持つてゐる誘惑の多い刺戟の強い社會の渦中に在る兒童の生活には深い觀察指導を要する殊に時局に處するの道は單に校内の教育のみに止まるものにあらず更に進んで家庭及社會に迄呼びかけ働きかけるの必要を痛感するものである。家庭及學區が純化し教育的雰圍氣が醸成さるれば兒童の訓練は自ら成果を見るに至らん。

六、時局に處する我が校訓練の實相

1、舉國一致

イ 學校精神の強化

一、訓練目標たる訓練五要目の徹底—五要目中の一をととりて週間中の訓練目標とし更に之か實踐具體項目を教室、廊下の週訓板に掲げて徹底を期す。

二、級訓の徹底。三校旗尊重—諸儀式及學校が團體行動する時—鄭重敬禮—學校精神の強化を圖る

ロ 國家意識の強調

一、國旗掲揚並降納

掲揚式

1 全職員全兒童國旗に注目

2 唱歌主任の指揮に依り國歌唱和

降納式

1 午後四時降納、當日看護當番

2 サイレンを合圖に職員兒童共に其の場に直立不動の姿勢をとり國旗に注目す。

二、國旗の尊重

國旗に對しては常に皇威の發揚と國運の隆昌とを想はしめ益々忠君愛國の念を深からしむ、特に親しさに馴れ國旗の尊嚴を失するが如きことがあつてはならぬ例へば出征兵歡送の際或は運動會等に於て國旗を扱ふ場合 破れたるもの古きものについても鄭重に取り扱はしむ。

ハ 學校家庭の連絡

教育に於ける環境の整理と兒童訓練の實踐を容易ならしめ更に進んで父兄母姉の自覺を噴起し蒙を啓き又兒童の訓練の實踐を通して家庭の中までを動かし益々學校愛の念を助長せしめ兒童教育の背景に萬全を期したい。

(時局に處する我が校訓練)

一六〇一

- 一、定期家庭訪問 四月中
- 二、隨時家庭訪問 三、參觀デー 毎月十日低學年、二十日高學年
- 四、父兄母姉會
- 五、愛護會便りによる聯絡 六、諸文書による通信聯絡等

ニ 國民生活の強調

- 一、祝祭日 待祝祭日の心構へ、當日趣旨の徹底 祝祭日に因める作品展覽會
- 二、記念日 記念式と講演會及記念日に因める作品展覽會或は募參、行軍、學區の淨化、生活刷新、非常時訓練等の行事を実施す。

行幸記念日、學校創立記念日、陸海軍記念日、滿洲事變記念日、支那事變勃發日、震災記念日等

三、武運長久祈願祭及初詣り新年祭節分大祓年越等郷土の祭祀には力めて參拜せしむ

四、強調日強調週間中は殊更に意識的生活をなさしむ

ホ 兒童の家庭生活強調

一、各自の墓所清淨と祖先の命日墓參

二、各自家庭の神前佛前には、何時も生々した花を、珍らしきもの、受賞等は眞先に上げる。

三、父母祖父母の故郷、本籍地及家紋をはつきりして置く

四、其他「私どもの一日」參照

ヘ 團體精神強調

一、少年團訓練

校内、五年以上、男女各中隊二、小隊六に分ち每週木曜放課後訓練實施

校外、九學區に分ち各學區に分團長男女各一、副分團長男女各二、班長男女各一、其の下に團員若干の組織により校外訓練實施

二、少年團自治會—校外少年團組織を通して校内及校外にて實施

三、學級自治會 尋三以上實施

四、集團作業 神社清掃、川砂運び、プール掃除、運動場清掃、路道清掃作業

ト、大國民たる襟度

一、國體の認識

二、公衆道德の涵養

三、非常訓練—防空訓練、避難訓練

四、時局をとらへて—事變に關する美談親炙、默禱、祈願、流言の禁遏、國家の機密嚴守、軍歌獎勵等

五、其他揭示物、學校新聞、映寫機等の活用及講演會

2、盡忠報國

イ、皇室敬仰、敬神崇祖觀念涵養

一、儀式—殊更莊重嚴肅に

二、御影奉安殿の禮拜—定位置、停止、不動姿勢、注視、最敬禮、注視

三、奉安殿の清淨 毎日高學年生交替にて奉仕す

四、遙拜 會禮時、雨天の際は各教室にて(サイレンにて一齊に)

五、御尊影鄭重處理 御尊影箱校長室設置

六、行幸啓及御影奉遷時の奉迎送

七、聖跡參拜 毎月三十日

八、聖跡の清淨毎日高學年生交替にて及附近の兒童と共に奉仕す(勤勞奉仕參照)

九、新轉任退職々員及入退學兒童の奉安殿前に於ける報告、宣誓、感謝

一〇、參宮旅行

一一、神佛禮拜 (1)三島神社參拜(各自は毎朝家庭にて遙拜、學校引率參拜毎月一回、十六日)

一二、社前通過の時の禮

一三、各自家庭に於ける神佛禮拜(毎日)

一四、神社境内清淨(勤勞奉仕參照)

(時局に處する我が校訓練)

一六一一

(時局に處する我が校訓練)

一五、入學祭卒業報告祭

ロ、聖旨奉體

一、御製奉唱 毎朝學級にて

二、詔勅御渙發時の奉讀式

ハ、献身報告感恩報謝觀念の養成

一、祈願祭(町主催のもの、代表參列、學校だけで行ふもの—毎月七日の感謝日武運長久祈願と默禱)

二、慰靈祭(聯隊主催のもの代表參列、學校にて舉行—毎月十二日の感謝日學區内の今事變殉國勇士の肖像を掲げて舉行終つて幕參をなす)

三、町葬參列

四、應召兵歡送、還送兵歡迎、傷病兵出迎遺骨出迎

五、傷病兵の慰問(學校單獨にて又は他團體と合同して)

1 病院訪問、學校園切花鉢植成績品及贈金による見舞品呈上及慰安演技をなす

2 慰安會の催へ招待 五校合同或は他團體と合同して室内又は野外にてなす演技はダンス、遊技、競争、合唱、劇、朗讀、お話、野球、劍道等

3 學校行事に招待 例運動會、野球、劍道試合、音樂會等に

六、應召軍人慰問 毎月前の感謝日(七日)に用意せしめ後の感謝日(十二日)發送

七、應召家庭慰問 毎月兩感謝日の間に行ふ

八、献金品

九、應召家族及遺家族を拜賀式其の他の會合行事に招待

一〇、應召家族及遺家族兒童のみを一堂に集めての談話會開催

二、日本精神鼓舞

一、時局に關する講演會開催 資料として、國家社會に關するもの、皇室に關するもの、事變及勇士に關するもの、銃後

に於ける事件人物に關するもの、郷土學校に關するもの、國際融和等に關するもの。

二、愛國行進等の軍歌獎勵

三、劍道の實施

四、映畫會開催(學校内、映畫館)

五、學校新聞、揭示板の活用

六、忠勇美談蒐集、戰局地圖揭示と記入及戰況寫眞繪畫の展覽蒐集

七、軍隊生活見學

八、偉人祭舉行(乃木祭、義士祭、二宮祭、垣庵祭)

九、先賢展幕(春秋彼岸中日の早朝舉行)

3、堅忍持久

イ、忍耐力養成

一、剛健行軍—隔月實施、特に耐寒耐暑行軍實施

二、薄着獎勵—靴下四月より十月迄不用、オーバー類及毛織上衣の着用を禁ず

三、早起獎勵—學校獨自のもの、毎日曜の早朝少年團事業として神社道路掃除をなす(勤勞奉仕参照)及早起會、無遅刻週間を特設して早起訓練をなす。尙社會的なものとしての行事例へばラヂオ體操の會、體育週間中の早起等には力

めて參加せしむ

四、立食嚴禁—三島五校打合せ同一歩調にて之が徹底を期す

五、無間食日 毎週金曜日を克己日と定め辨當は剛健とし一日中無間食日とす尙無間食日を特設することあり

六、劍道—暑中、寒中稽古

ロ、不撓不屈精神養成

一、學習並生活様式の一事貫行—例へば學習帳は最後の二頁迄使用せしめることか日々繼續して書取をなさしむる等各級にて適當なるものを選びて實施

(時局に處する我が校訓練)

(時局に處する我が校訓練)

二、ラヂオ体操、建國体操の年中實施

4、質實剛健

イ、質實強調

一、服装検査

1 徽章、帽子の黄線(男子)、手拭、鼻紙、爪、ボタン、ホック、ほころび等
附、靴下、上履十月まで使用せぬ事

二、不時身廻品、所持金調査(兒童には知らせず)

兒童の不爲なる所持品の流行を制止

1 學用品

2、玩具、細かな必需品

3、所持金

所持金所持品調査表

所持品名	第一回 (昭和二三、四、一)			第二回 (昭和二三、六、三)			第三回 (昭和二三、九、三)		
	調査人員	所持金總額	所持品數	調査人員	所持金總額	所持品數	調査人員	所持金總額	所持品數
所持金人員	一三六三人	一五二人	一八三人	一四九人	一八三人	一四九人	一四九人	一四九人	一四九人
所持金總額	一三圓三〇錢	二錢一厘八毛七糸	三圓六九錢	七圓八七錢	三圓六九錢	七圓八七錢	七圓八七錢	七圓八七錢	七圓八七錢
調査人員	九厘七毛六糸	二錢一厘八毛七糸	五厘二毛五糸	九厘七毛六糸	二錢一厘八毛七糸	五厘二毛五糸	九厘七毛六糸	二錢一厘八毛七糸	五厘二毛五糸

所持品名	第一回 (昭和二三、四、一)	第二回 (昭和二三、六、三)	第三回 (昭和二三、九、三)
紙肩章	一	〇	〇
繪本	一四八	七四	二〇
ピストル	一	〇	〇
獵銃バラ弾	八	〇	〇
望遠鏡	一	〇	〇
鏡	一	〇	〇
ゴム毬	九	三〇	四
安全ピン	三	〇	〇
塗り繪	五	〇	〇
紙風船	一	〇	〇
プロマイド	一	〇	〇
形紙	〇	〇	〇
紙ヤスリ	〇	〇	〇
リボン	一	〇	〇
石筆	〇	四二	五
ホーズキ	二〇	四	〇
ビー玉	〇	二四	三六
カード	〇	五〇	〇
コマ	〇	一	〇
ピンポン球	三	一	〇
クサリ	四	一	〇
ハモニカ	〇	一	〇
おはじき	〇	三	〇
切ヌキ繪	二	一	〇
笛	〇	〇	〇
レズ	二	〇	四
ビーズ	二	〇	〇
指環	二	〇	〇

ロ、經濟生活への訓練

一、學用品使用上の訓練

(時局に處する我が校訓練)

(時局に處する我が校訓練)

- 1 ノートは餘白を作らぬこと、欄外も使用
- 2 反古の處理(學級於)
- 3 教科書はいたゞいて使用
- 4 古本使用獎勵、國産品及國産代用品愛用等
- 二、冗費除去(金錢使用の自制)
 - 1 飲食物に對して(戦地の將士を想へ)剛健辨當(毎金曜)偏食指導
 - 2 妄りに劇 映畫の觀覽を禁ず
 - 3 流行遊具の未然防止(校外少年團の活動)
 - 4 節約貯金獎勵
 - 5 小遣帳使用(四年以上)
 - 6 廢物蒐集

常時	銀紙、金屬類	隨時	廢物一切(全職員及全校兒童持參)
古雜誌諸廢品賣上高(兒童教師全員持參ノモノ)			
年月日	金 高	年月日	金 高
昭和二年一月一八日	四五圓八六錢	昭和十三年十月二八日	四三圓八〇錢
昭和十三年七月七日	六三圓三七錢	昭和十三年一月一〇日	六圓一六錢
- ハ、剛健思想涵養練磨
 - 一、體育獎勵
 - 二、體力グラフ實施
 - 三、少年劍道實施
- 5、勤勞奉仕
 - イ、聖跡への奉仕

上級生を主體として毎朝交替にて奉仕し近くの兒童亦毎朝力を合せて次の如くにて聖跡清淨奉仕をなす

集合、瞑目、明治神宮方位遙拜、聖跡への敬禮、明治天皇御製朗誦、清淨作業、集合、聖跡への禮、愛國行進曲合唱、

禮、解散、

- ロ、學校勤勞奉仕
 - 一、校舎校庭勤勞諸當番―花壇、教材園、職員室、衛生室、教室の諸當番
 - 二、看護當番―男生補助看護當番は主に訓練方面の看護に當らしめ女子看護當番は主に校内衛生状態につき看護せしむ
 - ハ、社會勤勞奉仕
 - 一、神社清淨―少年團訓練事業の一として各分團別にて毎日曜舉行、時間を定めて集分團監督司會にて
瞑目、朝の祈り、武運長久祈願、支那方位にて感謝の禮、御製朗誦、訓練要目齊唱、清淨作業、感話、心臓を清めて
登校
 - 二、道路掃除―多く神社清淨作業と共に
三、諸宣傳―ポスター作製揭示、宣傳ビラ配布、交通整理等の奉仕作業
 - 四、慰問作品の作製發送
 - 五、傷病兵慰安會への參加
 - 六、應召家庭への慰問手傳
 - 七、千縫彈除け作製奉仕
- 6、私どもの一日
 - イ、起床
 - 一、お世話をやかれぬ中に早起する
 - 二、目がさめたら直ぐ起きる
 - ロ、起床後
 - 一、直ぐ齒を磨き顔を洗ふ
 - 二、神さま佛さまをおがむ
 - 三、氏神さまをおがむ
 - 四、非常時だ今日もしつかりやらう
 - 五、お家の人へ「お早う」を言ふ
 - ハ、朝食
 - 一、「いたゞきます」を言つてから
 - 二、すききらひ多い少いを言はない
 - 三、よくかんで食べる
 - 四、「いたゞきました」をいふ
 - ニ、登校前
 - 一、便所へいく
 - 二、忘れ物のないやう氣をつける
 - 六、ラヂオ體操をやる
 - 七、お家のおてつたひをする

(時局に處する我が校訓練)

(時局に處する我が校訓練)

一六八

- お道具手拭徽章鼻紙爪ボタンなど
- 三、時間を守りおくれぬやう
- 四、出掛ける時「行つてまゐります」

- ホ、通學途上 一、左側通行
- 二、姿勢を正してどん／＼歩く
- 三、神社の前では必ず止つて敬禮する
- 四、知つてゐる人に挨拶する
- 五、ふみ切り四つ角はよく注意する
止る、見る。

ヘ、學校内の心得

- 一、學校への挨拶をする
- 二、奉安殿に最敬禮をする
- 三、きめられた所直立脱帽注目最敬禮
- 四、廊下は決してとばない
- 五、先生やお客さまにはえしやくする
- 六、先生やお友達に挨拶する
- 七、廊下は決してとばない
- 八、先生やお客さまにはえしやくする
- 九、静かに自習する
- 一〇、す早く、静かに集る
- 一一、正しくならび心を引しめて
- 一二、皇太神宮 宮城遙拜はま心こめて最敬禮する
- 一三、國旗にはしつかり注目する

休み時間

- 一、御製は心から朗誦する
- 二、訓練要目も心から唱へる
- 三、姿勢を正しておけいこする
- 四、しりごみせず進んでお答へする
- 五、答ははつきり終まで
- 六、机の中まできちんと整頓しておく
- 七、休み時間は必ず運動場へ出る
- 八、雨の時は室内で静かに遊ぶ
- 九、便所へ行く 必ず手を洗ふ
- 一〇、言葉つかひに氣をつける
- 一一、遊び道具仲よくきまりよく大切に
- 一二、遊戯は仲よくあぶない遊びをしない
- 一三、けがをしたら直ぐ衛生室へそして必ず先生につげる
- 一四、看護當番の言ひ付けをよく守る
- 一五、使丁さんには言葉をていねいに頼んだらお禮をいふ

授業

- 一、國歌は心からはつきりと
- 二、體操は正しく元氣で
- 三、行進は張り切つた元氣と正しい姿勢で音楽に合はせて教室まで
- 四、御製は心から朗誦する
- 五、訓練要目も心から唱へる
- 六、姿勢を正しておけいこする
- 七、しりごみせず進んでお答へする
- 八、答ははつきり終まで
- 九、机の中まできちんと整頓しておく
- 一〇、休み時間は必ず運動場へ出る
- 一一、雨の時は室内で静かに遊ぶ
- 一二、便所へ行く 必ず手を洗ふ
- 一三、言葉つかひに氣をつける
- 一四、遊び道具仲よくきまりよく大切に
- 一五、遊戯は仲よくあぶない遊びをしない
- 一六、けがをしたら直ぐ衛生室へそして必ず先生につげる
- 一七、看護當番の言ひ付けをよく守る
- 一八、使丁さんには言葉をていねいに頼んだらお禮をいふ

反省

- 一、授業は本氣でやつたか
- 二、きめたこと(訓練實踐項目)を實行したか
- 三、自治會できめたことは守れたか
- 四、進んでよいことをしたか
- 五、お道具を大切にしたか

掃除

- 一、静かに早くすみ／＼まできれいに
- 二、人に負けずに進んで働く
- 三、道具は大切に片付けは元通りに
- 四、窓を開けてやる終つたら手を洗ふ

ト、歸校時

- 一、「さようなら」の挨拶をする
- 二、奉安殿に最敬禮する
- 三、學校へのゆきまの心得を守る
- 四、みちくさしないでどん／＼歩く

チ、家庭での心得

- 一、歸つた挨拶をする
- 二、勉強する
- 三、1 きちんとしてまじめに
- 四、2 豫習復習は早く必ず致しませう
- 五、3 時間割を見て明日の支度をする
- 六、4 あと始末をきちんとしておく

7、週訓練行事

月 週訓發表と實踐具體事項につき訓話國旗掲揚式
(時局に處する我が校訓練)

火 身装検査

- 三、家事の手傳ひ
- 一、言ひつけをよく守る
- 二、言はれなくても進んで手傳ふ
- 三、お使ひはぐす／＼してゐない
- 四、遊び
- 一、ことはつて遊びに行く
- 二、道路やあぶない所で遊ばない
- 三、あぶない遊びをしない
- 四、むだづかひをしない
- 五、5時を忘れて遊んでゐない
- 六、入浴、ふざけてゐないきれいに洗ふ
- 七、夕食、食事の時の注意を守りませう
- 八、夜の心得
- 一、夜遊びは決してしない
- 二、2 銃後の一日がしつかりおくれたか
- 三、八、就寝
- 一、用がすんだら早くねる
- 二、便所へいく
- 三、「お休みなさい」を言ふ
- 四、正しい姿勢で休みませう

(時局に處する我が校訓練)

一七〇

水 大掃除 看護當番檢閲

木 週訓に對する實踐狀況につき訓話

金 剛健辨當

土 週訓實踐に對しての反省學校新聞書替

8、本校に於ける非常時防護

非常災害に處しよく機宜の策を講じ學校の萬全を期し併せて防護思想の涵養を圖るの目的を以て本校は防護團を組織し常時非常時の任務を明らかにし常に非常時を想定しての訓練をなし以て變時に備ふ

本校防護團要項

イ、概説

一、本團ハ非常災害ニ際シ御眞影並勅語謄本ノ奉護ニアタルト共ニ兒童生命ノ擁護ヲ第一トシ併セテ學校ノ防護ニ任ズ

二、御眞影並勅語謄本ノ奉遷所ハ左記ノ如ク定メ團員之ヲ熟知スベキモノトス

第一奉遷所若宮神社 第二奉遷所三島神社

三、職員ハ非常災害ニ處シ克ク統制ヲ保チ沈着ニシテ迅速機宜ノ處置ヲ誤ルコトナク以テ其ノ任ヲ全フスル様常ニ修養ヲナス

四、兒童ニハ冷靜ニシテ從順克ク教師ノ命ヲ奉ジ秩序ヲ守リ敏速ニ行動スル様常ニ訓練ヲナス

五、本團ノ組織及任務ハ別項ノ如ク定ム

六、本團ノ役員並部署ハ別項ノ如ク定ム

七、兒童ノ避難所ハ別項ノ如ク定ム

八、非常警報及非常口非常道ハ團員常ニ熟知シ置クベシ

九、防火及救護器材ノ配置等ニツイテハ役員之ヲ熟知スルト共ニ變時直ニ使用シ得ル様常ニ検査シ置クベシ

一〇、本大綱ハ兒童保護者町防護團等ニモ熟知セシメ置クモノトス

ロ、本團ノ組織及各班ノ任務(いろハ常時任務)

一、總務班

1、各班ノ指導並連絡統制 2、職員並使丁等非常召集 3、町及區防護團警察方面トノ連絡 4、命令通報報告ノ受發

5、各班ヘノ警報傳達 6、情報ノ蒐集整理 7、燈火管制ノ指導 8、資料其他ノ配給 9、防護日誌其他必要事項記録 10、其他々班ニ屬セザル事項 い、學校防護計畫立案實施 ろ、召集連絡ノ計畫 は、兒童職員ノ防空防護思想涵養に、毎年四月防護團編成 は、各種資料ノ整備保管配給計畫 へ、團務ニ關スル必要事項記録等

二、護衛班

1、御眞影並勅語謄本ノ奉遷及警護 い、右具體的方法決定

三、避難班

1、校内避難通路ノ整理 2、避難所ノ設備 3、避難誘導ノ遂行 い、非常口昇降口階段廊下等避難通路ノ障害ノ除去 ろ、避難所ノ設備 は、通路設置計畫 に、避難所ノ割當 は、避難誘導計畫、指導

四、救護班

1 學校看護婦等救護要員ノ配置 2 學校内救護室ノ設備 3 病院校外救護所トノ連絡 4 傷病者收容 い、擔架藥品其他救急資料ノ準備計畫 ろ、學校外救護所設置計畫 は、傷病者救急計畫指導

五、防火班

1 警察署トノ連絡 2 消火器バケツ其他消火用具ノ整備使用 3 電氣絶緣火氣濯滅 4 藥品ノ密閉引火物取片付作業統制 5 防火作業 い、消火器材ノ検査整備 ろ、防火用水ノ對策考究 は、理科及衛生藥品貯藏上注意検査 に、電氣絶緣裝置検査 は、防火計畫立案指導

六、通信班

1 各班ニ附隨シテ通信連絡ヲナス い、各班附隨計畫案ヲ立テ指導

七、監視班

1 對空及地上火災監視 い、各方位ノ目標物及其ノ高度ヲ知ルノ指導

八、防毒班

1 防毒室設備 い、防毒室ノ設備計畫及防毒具藥品等ノ使用法指導

九、整備班

(時局に處する我が校訓練)

一七一

(時局に處する我が校訓練)

一七二

1 避難班ニ附隨シテ避難兒童ノ監督補助ヲナス
ハ、本團役員及部署

- 1 團長 校長 部署本部校長室
- 2 總務班關望月大木 部署本部職員室
- 3 護衛班校長土屋 部署本部職員室
- 4 避難班 部署本部藤棚下 第一部上條 第二部掬地西島 第三部平野 第四部横山 第五部三田 第六部笹原
- 5 救護班看護婦芹澤八十川鈴木部署本部藤棚下
- 6 防火班植田渡邊杉崎小川白井原部署本部講堂西側
- 7 監視班宮澤松本齋藤横山大箸本部東側裏門
- 8 通信班望月大木
- 9 整備班原遠藤西島望月渡邊杉崎白井
- 10 防毒班 小川植田笹原白井

ニ、避難場所

- 第一部藤棚下 南校舎階下兒童 第二部運動場南側棚 南校舎階上兒童 第三部東側裏門道路上 北校舎尋一兒童
- 第四部野球本壘 尋六兒童 第五部門前道路上 尋五兒童 第六部西門前道路上 北校舎二三年兒童

ホ、各班補助員

總務班八 護衛班一〇 避難班一〇 救護班二〇 防火班五〇 監視班一二 通信班三一 整備班二〇

ヘ、想定

- 一、敵機ノ襲來箱根方面沼津方面ヨリ
- 二、敵機ノ燒夷彈投下校舎ノ北中南へ投下
- 三、火災ノ生ゼルコト小使室理科室職員室北側ノ民家東側ノ民家等ニ火災生ゼシ場合
- 四、地震襲來ヲ想定シテノ避難

七、作法教育

1. 作法の精神

西哲の語に「紳士、淑女の高尙優美なる言動が禮儀作法に現はれる有様は文明の華なり」實に味ひある言なり。文明の精華は一面は其の國民が日進の新知識に富み、衣食住に關する總ての点が合理的に發展し、幸福なる文化生活をなすことであつて、一面は道德思想が高尙であつて禮儀作法のよく行届くといふことにある。今や我國は國初以來の重大時局に會し、國威は日に増しつゝある時、眞の文明國として世界を指導せんがためには、禮儀作法を國民の上に確立するの

急務を痛切に感ぜられる。

人が完全な人格を有つには、常に其の精神が高尙で、圓滿で、外形又其の精神の如く圓滿高尙に言動する様注意して努力することが肝要である。

精神は如何に圓滿にして高尙でも、外部に現はれる言動が高尙で圓滿でない時は、完全なる人格と稱することは出来ない。眞正の禮儀作法は、平素修養した人格の發露でなくてはならない。

禮儀作法の精神は、尊長を敬ひ、卑賤を侮らず、人を先に、己を後にし、自己の便益を主とせず、他人のためを思ひやり同情を以つて、高尙優美な言動を發表することにある。

敬 尊長を敬し
容姿 卑賤を侮らず

人の言語動作を美しくすることは先づ第一に心を整へた後に出來得ることである。如何に心が美しくとも形の整はない時は禮儀作法の道に適はず、又如何に形が整つて居つても心に正しい和順がなかつたなら言動も自ら野鄙に感ぜらるゝものである。要は心を通じた、優美な言動でなくてはならぬ(日本精神も又禮の精神である)

2. 作法教育の注意点

イ、學び得たことは反覆練習し實行し、殊更に意を用ひずして自然に圓滑に出來得る様にし、而して不知不識の裡に習慣となりやがて性となすこと

ロ、筋肉の動作をも反覆練習し意志の命令通り自由自在に行動し得る様にす

ハ、人として世に存する限す何時如何なる場合と雖も必要缺くべからざるものなること

ニ、禮儀作法の主とする所は實行にあること

ホ、高尙優美な態度は一朝一夕に養成し得らるゝものでない故、平素の修養を積むこと

ヘ、現代的の禮儀作法を學ぶ(實際生活への適合)

3. 本校作法教育の實際

(時局に處する我が校訓練)

一七三

(時局に處する我が校訓練)

一七四

イ、教師の修養

ロ、児童の作法教育(文部省制定小學校作法教授要目)

一、修身教科に依る作法教育(作法教授細目)

二、訓練要目にもとづき

週訓として徹底 級訓として徹底

三、行事に依る指導

四、當番勤務に依る指導

五、反省日に依る指導(毎土曜各級にて)

六、校外に於ける作法指導

七、その他隨時

ハ、非常時に關しての作法教育

1、出征者に對し

2、戦歿勇士に對し

3 出征兵遺家族に對し

4 傷夷軍人に對し

5、言語明瞭に大に剛健に

服装は質實剛健に動作は迅速、雄大、優美に

第五章 時局に處する我が校體育經營の實際

序にかへて

◎時局なるが故を以て、徒らに目新らしいもの物珍らしいものをのみ、鵠の目鷹の目で、探し求める向もある様だが、それが果して教育的であらうか。

◎過去を考へ、現在を知り、手近なものを捉へて、その精神と方法を時局に適する様に工夫研究することが最も肝腎なことの様に考へるが。

◎ありふれた名稱、平凡な行事では何故悪いのか、その中に時局色を織込むことは、果して不可能なことであらうか。

◎特に時局に善處すべく混迷し、無理し、焦慮する前によく時局を認識することが先決問題だと思ふが、時局に對し深い認識と正しい見解さへ有つことが出来れば、自ら方法は生れて來るではないか。

◎體育の本質を極め、確固たる時局認識の上にこそ、時局に處する體育的實踐はある。

戦争は先づ勝たねばならない、勝つて東洋平和を確立せねばならぬ。勝つためには強い體力と強い精神が絶対に必要だ。強い精神と強い體力は體育することによつて増進される。鍛錬することによつて愈々強化される。體育は兵士にのみに必要なのではない。銃後の國民にこそ是非必要だ。そして國民全體が強くなければならない。それは身も魂もだ。體育のねらふ最後のものは心身一如の調和的發達である。

第一節 國家總動員と體育の指導精神

一、體育運動主事會議に於ける主務大臣の訓示要項

國民の健康を増進し、體力を強化することは如何なる時代に在つても緊要なることであるが特に戰時體制下の今日に於いては一層その重要性を痛感せざるを得ない。現下未曾有の時艱を克服し、愈々國威を宣揚するに當つてその根柢となるものは國民の鞏固なる志念と強健なる身體にあることは今更言を要しないところである。

之が爲には國民をして心身一體の體育的鍛錬を實踐勵行せしむることは洵に適切なる方策であると言はなければならぬ。就中國民體育の基礎たる學校體育の振興刷新こそ最も重要にして緊急不可欠事であつて、一日も之を忽諸にすることを容さないのである。然るに學校に於ける體育指導の實施は、その理論竝に形式に於ては、近時進歩の跡見るべきものがあるが、未だ之に基く修練の結果が眞に國民の日常生活にまで徹底して居るとは思はれない。今更言ふまでもないが、體育運動の技術的修練が精神修練と渾然融和し心身一如の境地にまで發展するところに國民教育としての體育の眞價が存するのであるから、今後は益々斯の方面について一層の研究を進め殊に非常時局に於ける、體育指導の特異性についても十分之を検討し克く國家の期待に副ふやう一段と努力せねばならない。

二、國家の體育方針

厚生省の創設によつて、體育は國策の上に登場した。されば國策線に添ふべき體育とは果して如何なるものであらうか
1、國民的義務として建設せらるべき體育

(時局に處する本校體育經營の實際)

一七五

厚生省の目的から見ても國民全體が體育すると云ふことは大切な義務でなければならぬ。從來の所謂體育なるものが、國民の生活から餘りにもかけ離れてゐた事實を反省して今後の體育はもつと國民の實生活に迄滲透せしめなければならぬ。即ち我々は眞の意味の體育を實踐して、次代子孫に遺すべき我々、遺産としては財産と領土と共に絶對的に必要不可欠なるものは優秀強健なる後繼者であらねばならぬ。

2、自由主義の排撃と國家的體育の建設

從來所謂スポーツなるものは、スポーツそれ自身が目的であつて他の目的のための手段ではなかつた、戦時下に於て、強壯剛健なる者の次第に減少しつゝあるに鑑み、人的資源の強化擴充こそ目下の最大急務である。されば個人主義享樂本位のスポーツを斥けて國家的全體的體育を建設することは、國家國防の見地よりするも實に重大要事であらねばならぬ。

3、國家の海外政策に添つて建設すべき體育

滿洲に北支に、將又南海洋に向つて進出發展することによつて解決されるべきは、我國の人口問題食糧問題である。更に日本民族は世界人類の最高指導者として、世界に向かつて派遣せらるべき使命を有つものである。されば氣候風土の異なる土地にその體力を順應せしめ、酷暑酷寒に耐え而して非衛生的環境にも屈せざる様心身を鍛鍊して置かなければならぬ。茲に於てか、民族發展のためにも鍛鍊的體育の建設が意味づけられるのである。

4、機械化文明の弊害對策として建設すべき體育

近年機械文明の進歩には實に驚くべきものがあり、慶賀すべき一面、人間の健康の上からはまた悲しむべき原因ともなつてゐる。即ち労働を過重にし、精神に過激の刺戟を與へ、身體の使用部分の偏頗を招き、やがて疲勞を増大し、體力を減退せしめる等、健康に及ぼす障害の甚大なるに鑑み、労働者の自然への還元は、最も緊急な事である。茲に労働者の體育が國策線に添つて來なければならぬ當然の理由があるのである。

以上は、國家が一般國民に對する體育的要求の概畧であつて、是が徹底は國民體育の基礎たる學校體育の改善刷新による指導に俟たねばならぬ。即ち

○學校正科體育の刷新改善をなすこと

○課外體育指導の合理化によつて正科教授時數の不足を補ふこと

○教師自ら心身を鍛鍊するため體育運動を實行すること

○武道を奨励して、心身を鍛鍊し、志操を固め士風を作興せしむること

○夏季に於ける體育訓練を適當ならしめ、強健なる體力と勤行の精神を涵養せしむること。
等は國家が今後の學校體育に對する要求である

三、國家社會の現状より見たる體育強化の重要性

1、國民一般の體力低下と體育の重要性

イ、壯丁検査の悲觀的結果 ロ、死亡率の増大

ハ、平均年齢低下

2、事變下に於て皇軍の活動力と體育の重要性

イ、身體修練者と然らざる者との差

ロ、強行軍

ハ、睡眠不足

ニ、激勞

ホ、非衛生

ヘ、飲食糧品の不足 等々に對する抵抗力の差異

3、家庭生活、社會生活の複雑化と主婦の負擔増大と體力の必要

4、健全なる母體よりのみ、強壯なる子女は誕生するといふ見地より女子體育の重要性

5、個人主義思想の跋扈と自由主義スポーツの跳梁を防禦驅逐するための健全體育の重要性

四、縣體育方針

- 1、學校經營上體育に一層重点を置き、國民體位の向上を圖ること
- 2、人格陶冶に努め特に道德訓練並に團体的訓練を重視すること
- 3、體育の普遍化を圖ること
- 4、體育の合理化を圖ること
- 5、體育行事に於ては 國民意識を昂揚振作に努め、簡素を旨とし、經費の節約を計ること
- 6、日常學校衛生事項の徹底を期すること

(時局に處する本校體育經營の實際)

(時局に處する本校體育經營の實際)

一七八

- 7、兒童をして體育の生活化を圖らしむること
 - 8、兒童の作業訓練をなし、運動用具を大切に取扱はせしむること
 - 9、校地周囲の空地を利用活用すること
 - 10、教師は一層體育的修養をなし、理解を深め、課外體育の監視に當り、國民精神總動員に際しては特に時局に鑑みて適切なる様努むること。
- (公報體育振興ニ關スル件 三一三一號)

第二節 本校體育の精神並其の目標

一、指導精神

日本國民が、眞に國家の將來を考へ、現状を反省して、個人生活を改善し、衣食住の全般に涉つて一大革新を斷行することの緊要なる。實に今日より急なるはなし。殊に國家總力の根源たる體育により、人間活動の原動力たる健康の増進と体力の強化を圖り、所謂人的資源を擴充して、現下未曾有の非常時局を突破し、國威を海外に宣揚するは、國家國防の見地よりするも、實に重大國策であらねばならぬ。此の事たるや、國民體育の基礎たる學校體育に課せられた一大使命である。茲に於てか學校體育に携はる者其の責務の愈々重大なるを痛感し、一意専念、體育報國の誠をいたし、體育の正常なる發達に貢献すべきである。然るに從來、稍々もすれば、體育の理論及び形式の進歩が、國民の日常生活から遠ざかり、運動の技術的修練は精神修練との融合一致を缺き、積極的體育運動と、消極的衛生養護との不統一、不調和を來せる等、幾多の弊害と缺陷とに鑑み、今後は宜しく、國體の本義に基き、個人主義自由主義を排し日本精神を基調として人格陶冶に努め、特に道徳的訓練並に集團的體育行事の實施により國體的訓練を重視して、國民全体の體育、心身一如の調和的發達と、鍛鍊と養護の並行とを目指す、眞の國家的國民的體育を建設して、益々人的資源の充實強化を圖り、以て體育をして其の本來の使命たる教育的眞價値を發揮せしめなければならぬ。即ち、國民精神總動員實行訓練綱目中に、示された盡忠報國の至誠、必勝の信念、堅忍持久の志操、和協一心の道、勤儉實實の習慣、困苦欠乏に耐ふる心身一体の鍛鍊、國體訓練による國民的意識の振作等に努むるは、現下非常時局に處する國民の一

大義務であつて、體育經營者の重大なる役割でもあり、本校體育指導上の根本方針たる所以でもある。以下是が徹底貫徹を期するための目標の重なるものを列挙するであらう。

二、指導目標

1、教師率先體力向上の實踐躬行

小學校に於ては、直接體操科擔任者たる否とに關らず、協力一致、二層修養研究に努め、其の向上を期すると共に愈々體育的理解を深め、舉つて體育の指導監督に當らなければならぬ。殊に國民精神總動員運動に際しては時局に鑑み、體育内容の充實を圖り、其の實施に際しては身體修練をなすと共に、精神訓練に重きを置き、質實剛健、舉國一致、堅忍持久、進取必勝、困苦欠乏に耐へる精神を鍊磨するために率先實行すべきである。

◎職員運動—毎週木曜日放課後、係(主席指導)の指圖によつて實施す。

○種目—體操科教材の練習、排球、蹴壘球、卓球、ボール突彈丸蹴繼走。

○行事—集合、遙拜、愛國行進曲合唱、建國體操、運動、整理體操、合唱、解散。

◎職員旅行 ◎職員勤勞作業 ◎日常生活の體育化 ◎帽子、防寒外套、シヨール等の節制

◎家庭に於けるラヂオ體操及保健運動の實施 ◎朝の散歩 ◎歩行通學 ◎生水の愛飲 ◎含嗽 ◎鼻洗

2、體育の充實刷新と社會的進出

◎ラヂオ體操の會。建國體操の會。

○ラヂオ體操建國體操等を行つて體力の向上に資すると共に大いに國民精神を作興する。

○ラヂオの放送に合せて行ふを本體とするが、時にレコードを用ふることもあり。

イ、音樂の鑑賞 ロ、ラヂオ體操の歌 ハ、ラヂオ體操 ニ、愛國行進曲(建國體操を行ふ場合は省畧する)。

ホ、建國體操 ヘ、前奏歌唱 ト、體操實施 チ、讚歌合唱

◎各種體育講習會◎體育功勞者の表彰◎町民體育會◎運動場の解散◎運動用具の携供並其の指導

(時局に處する本校體育經營の實際)

一七九

(時局に處する本校體育經營の實際)

其他體育施設の校外進出

3、全體主義と鍛錬主義運動の重視

○特殊の技術と少數特殊の兒童に限られた經營を排し、なるべく其の境遇に應じて全體的施設の普遍化を圖る。

○保健養護に留意すると共に、積極的鍛錬を重視する。

○個人主義自由主義の排撃と精神的日本の指導への轉換を圖る。

◎課外體育の合理化

正科體育の不足欠陥を補ふため左記事項に留意すること。

○體育運動の眞義に徹し、其の實施に當つては精神的訓練を一層重視すること。

○運動種目の増減を斷行すること

○選手に對する過當待遇の弊に陥らざること

○正科體育の刷新改善

4、其他待遇養護施設の刷新

○養護學級 ○健康時間の特設

5、興味ある指導と効果ある練習によつて、體育それ自身に魅力と權威の附與につとめる。

○教材の選擇 ○指導過程の重視 ○各月體重測定記録表兒童年齡身長別 ○健康カード ○體力検査 ○健康優良兒童表彰

○體育賞 ○集團體育 ○課外體育

第三節 經營の實際

一、運動施設

1、正科體育

(教授の部、體操科参照)

2、課外體育

小學校に於ける、現制體育實施の時間數は餘りに寡少にして、眞に兒童の體質を改善し、體力を強化し、健康を増進することは困難である。之が對策として、先づ制度を改正して、正科體育時間數を増加せしめよといふ聲が次第に高まりつつある現狀である。實際家は、制度の改正を待たず、直ちに之に善處せねばならぬ義務がある。即ち、課外體育こそ實に大きな役割を有つものでなければならぬ。殊に、我國現在の時局に鑑み、現制時間數内に於て、極力之が内容の充實と、教授能率の増大を圖ると共に、一方、課外體育を合理化し、過去の缺陷を補ひ、更に、新らしい體育的地歩の獲得に向かつて精進することこそ、我々實際家の良心的義務でなければならぬ。本校の課外體育とは、すべて正課體育時間以外に於けるもの、總稱であることを前提として、以下其の概畧を列挙するのであらう。

イ、課外運動

○目的—全體活動による運動趣味の涵養

○場所—校庭及び蹴足コース

○日時—毎日放課後約一時間(雨天の際

は中止)

○方法—學年を單位として左記日割及種

目を定む。

曜日	學年	種目
月	二年	源平球入 片手鬼
火	四年	廻施 競争
水	六年	順送 球
木	一年	球技 手ツナギ鬼
金	五年	巴鬼 片脚相撲
土	三年	置換 競争

○備考

運動場の使用と蹴足コースの利用は男女なるべく交互に職員は此の時間を自由運動時間とす。種目及日割は限定せず。集合、解散等は嚴肅を旨とす

ロ、堅忍持久戰

○目的—頑張る力、粘る力、協同の力を養ふ。

(時局に處する本校體育經營の實際)

○日時—毎月一回、普通授業のある日は放課後

○場所—校庭

(時局に處する本校體育經營の實際)

一八二

○方法—通學區町別に學年を考慮同數宛の選手を出し合つて、綱引(單式複式)試合を行ふ。

○豫定日 四月—二十一日 五月—二十七日 六月—三十日 七月—二十五日 八月—召集日 九月—十三日

十月—三十日 十一月—十日 十二月—十四日 一月—二十日 二月—二十二日 三月—十日

○行事 集合 國旗の禮—遙拜、皇軍武運長久祈願 諸注意 決戦 表彰(彌樂三唱) 講評 解散

ハ、早天鍛鍊會

○目的—早起の習慣を養ひ、心身を積極的に鍛鍊する

○機會—早起會、ラヂオ體操の會(自八月一日至全三十一日) 國家的行事に参加 日曜、祭日の朝

○場所—校庭、神社、寺院境内等

○方法—早朝適當なる場所に集合して、體操及駢歩等の運動を行ふ

○行事—國旗掲揚、君ヶ代奉唱、遙拜、皇軍武運長久祈願、宣誓及默禱、體操及び駢歩、(教材は季節及行事精神により

定む) 合唱—勇壯剛健なる歌曲、(愛國行進曲、建國體操歌) 彌樂三唱、解散

ニ、建國行進

○目的—佳節に當つて悠遠にして光輝ある歴史を回顧すると共に、神武天皇建國勦業の洪謨と雄畧を欽仰しまるらせ、其

恩波德澤を敬頌し奉り併せて連綿無窮、御繁榮極りない我皇室の彌榮を祈念しせめて皇恩の萬が一にも報い奉るべき覺悟を新たにし、愈々心身を鍛鍊して奉公の誠を盡すにある。

○日時—二月十一日紀元節

○方法—拜賀式終了後學校を起点として低學年は八幡様、高學年は大社に向かつて大行進を起し、途中、愛國行進曲、建國

體操歌等剛健にして勇壯なる歌曲を合唱する。

○服裝—劍道用防具にて武装、鉢卷、木太刀、日の丸、心旗等。

ホ、奉納建國體操

○目的—神前に於て建國體操を実施することにより、其の目的たる、身體を鍊成し、靈を磨き、以て皇運扶翼の一途に參するの意義をいよいよ大ならしむ。

○日時—二月十一日紀元節

○場所—三島神境内廣場

○方法—建國行進と合せ行ひ、左の行事をなす

參拜、前奏歌、體操、讚歌、參拜、歸校

ヘ、跣足コース

○目的—日本精神コースとも稱し、校外に夫々コースを設定し、跣足にて踏破(徒歩又は駢歩)せしめて歩行を訓練し、

併せて足裏より思ひ切り土の精を吸收せしめて大いに健康の増進に資せんとす。

○機會—早天鍛鍊會、健康特設時間、課外運動時間、其の他

○場所—本校の南側田園路

第一コース—高學年用(五六年) 第二コース—中學年用(三四年) 第三コース—低學年用(一二年)

○方法—夫々の機會を利用し、夫々適當なるコースを選定普通行進、急歩、駢歩、競走等を行ふ。

ト、建國勤行隊

○目的—集團勤勞作業による社會及國家に對する義務的作業を通して、體育と勤勞作業との結合を企圖するものである。

○機會及び種目—校庭花園の手入砂場建設等—放課後、神社佛閣境内の清掃修理—日曜、祭日、毎月五日の日

道路(排水溝)の清掃及修理—全 プールの清掃—夏季

○行事 イ集合 ロ整列点檢(心がまへ、服裝) ハ國旗の禮—國歌奉唱、ニ遙拜、皇軍感謝、武運長久祈願

ホ建國體操 ヘ準備 ト通告チ作業、リ片附、ヌ建國體操、ル國旗の禮、ヲ彌樂三唱、ワ解散

チ、必勝祈念陸上運動會

是が非でも勝たねばならぬ今時事變に直面し、凡ての機會を捉へて、堅忍持久 質實剛健 舉國一致 盡忠報國の念を一増強固にすべく心掛けねばならない。本校が陸上運動會を好機として、殊更に「必勝祈念陸上運動會」と稱し、師兄協心戮力以て心身を練磨育成して 所期念願貫徹に向かつて邁進する所以である。即ち、開會式、閉會式をつとめて嚴肅に行ひ、特に遙拜(宮城皇太神宮) 國旗掲揚國歌奉唱に際しては、悠久三千年の古き歴史を回顧し、尊嚴無比なる國體に對し更に力強い感謝と感激とを捧げて、國民意識の昂揚振作につとめ、最後まで體育本來の使命達成を念願し、凡て簡素を旨

(時局に處する本校體育經營の實際)

一八三

(時局に處する本校體育經營の實際)

一八四一

とし、力めて經費の節約を計り、慰勞會の如きも之が廢止を斷行して、聖戰の目的完成の日の一日も速かれと念願してゐる次第である。

プログラムの表はれた時局色特に濃厚なるものゝ例

昭和十二年度(○ハ團體演技 △ハ個人競技)

○日の丸の旗 ○日の丸萬歳 ○私の好きな水兵さん ○日の御旗 △空襲 ○保定攻畧 △傷兵輸送 △歡送競走
昭和十三年度

△皇軍の華 △出征兵見送 ○堅忍持久戰 ○兵隊さんとすみれ △空襲々々 ○敵機攻撃 △國防婦人 △先陣競争
○日本子供の歌 △救護班念げ ○兵隊さん △一番乗り △鐵脚無双 ○日獨伊交驩 ○長期戰 ○木太刀操法
△特務兵 ○建國體操 ○總攻撃 △第一戰かますめし ○彈丸蹴繼走 △先陣争ひ ○野試合 △砲車廻し
△空襲出動 △支那爆撃 ○彈丸運び ○日の丸行進曲 △糧食供給 ○凱旋 ○愛國行進曲
リ、朝禮體操及び行進

○目的及効果—朝會禮は一種の儀式であるから、兒童に對して要求する緊張の度も比較的劃一であつて多少の無理を伴ふのが常であるが最後に體操を行ふことによつて氣分を他に轉換し、肉體に解緊の機會を與へることに効がある。尙始業前行ふことによつて一日の課業に對する心身の準備を與へ、毎日繼續實施することにより、保健上、訓練上に與へる影響も大きく殊に姿勢に對する自覺を強めることに大いに役立つ。

○方法—時局に際し、特に日本精神を強め、堅忍持久、質實剛健、必勝信念、困苦艱難に打ち克つ精神力と體力とを涵養せんがために其の材料として建國體操を選び之を蓄音機のレコードに合せ、氣合と共に實施す。
終つて剛壯勇健なる歌曲に合せて行進を起し教室に入る。

又、國民皆泳全國學童水泳大會

趣意並實施要項—日本水上競技聯盟、國民皆泳全國學童水泳大會趣意書及び實施要項に準ず

3、運動設備(運動場、體操器具室)

○肋木 一七、 ○鐵棒 三、 ○低鐵棒 九、 ○横木 四、 ○滑台 一、

○登攀器 一、 ○梯形シーソー 七〇、 ○腰掛 三、 ○鐵製バック 一、
○踏切板 四、 ○平均台 四、 ○ブール 五〇、 ○引綱單複各 一、 ○ネット 四、
○跳繩 六五、 ○ハードル 一〇、 ○高跳台 一、 ○球投的 一、 ○全ボール 一〇、
○出發合圖器 二、 ○フットボール五〇、 ○バレーボール 二、 ○バトン 一〇、 ○投球 三〇〇、
○源平球入籠 一、 ○鐵製リング 二〇、 ○竹製リング (紅白布卷) 一〇

二、衛生養護施設

1、職員

イ、衛生係—主任訓導以下七名
ロ、養護部—主任以下五名
ハ、運動部—(野球部)主任以下九名 競技部—主任以下九名 庭球部—主任以下四名
ル、武道部—主任以下八名
ニ、學校看護婦 ホ、學校醫 へ、齒科醫 ト、耳鼻咽喉科醫 チ、眼科醫
リ、衛生當番 看護當番
ヌ、兒童愛護會散水夫

2、施設

イ、體力検査及體育章

1 目的—兒童自身に、體位を自覺認識せしめ、その保護増進を積極的ならしめて體育の健全なる普及發達と體位向上に資す。

2 方法—男女別に検査標準(別表)を定めて隨時受験せしめ合格者に對し夫々體育章を授く(實施方法は全日本體操聯盟制定に準ず)

3 種目—(標準参照)

4 體力検査標準

(時局に處する本校體育經營の實際)

一八五一

(時局に處する本校體育經營の實際)

種目	男子			女子		
	等級	種目	時間	等級	種目	時間
走	六〇米疾走	六〇米疾走	一〇秒	九秒四	六〇米疾走	二一一秒
跳	又ハ三圍跳	又ハ三圍跳	三米六〇	四米七〇	置換競争	二八秒
投	送球又ハ	送球又ハ	四一六米	五五八米	又ハ走中跳	四米八〇
	逆上(脚懸上)又	逆上(脚懸上)又	脚懸上	逆上	排球又ハ	一一三三米
力	逆上(脚懸上)又	逆上(脚懸上)又	脚懸上	逆上	排球又ハ	一一三三米
綜合	平均	平均	六〇走置換走	走中	三回跳送球	平均
建	ラヂオ	建	六〇走置換走	走中	三回跳送球	平均
國	體操	第二前	六〇走置換走	走中	三回跳送球	平均
		終	六〇走置換走	走中	三回跳送球	平均

8、體力検査受驗者名簿

受驗者氏名		保護者民名		住		町		所	
受驗年月日	學年	年齢	身體	六〇走置換走	走中	三回跳送球	平均	判定	

備考 合格種目ニハ〇印不合格種目ニハ×印ヲ附ス

縣垂ハ回数

ロ、健康優良兒童表彰

- 1、目的―校内に於ける健康優良兒童を選定して之を表彰し、益々健康の増進につとめしむると共に一般兒童に對する獎勵の一助としす。
 - 2、方法―體力検査、身體検査、出席状況、健康カード、日常生活等から推測して健康優良兒童と認むるものを表彰する各學級男女各一名
 - 3、審査會は學校長の任命による審査員を以てなる。
 - 4、衛生訓練教授要目
- 衛生思想の健全なる發達と之に伴ふ實行の指導訓練は、兒童の保健、衛生上の重要問題である。兒童の日常生活を、衛生的に導くために必要な系統案として、別表の如き教授要目を定めて、系統的智識を與へやうとするのである。

◎ 兒童衛生訓練要目

種別	要目					
尋	外遊ベ	運動用具ノ名稱	危イ遊ビ	步行ノ價値ト獎	運動ト休息	自己ノ體質ト運
一	用具ヲ大法	用具ヲ大法	不良姿勢ノ害ト	勸ト遊戯	身ト運動	運動ノ精神ニ及
尋	動用具ノ名稱	動用具ノ名稱	姿勢ノ良好ト脊	氣候ト遊戯	身體ト運動	運動ノ精神ニ及
二	運動用具ノ名稱	運動用具ノ名稱	作法ニ合シタル	勸ト遊戯	身體ト運動	運動ノ精神ニ及
尋	用具ヲ大法	用具ヲ大法	脊柱彎曲トソノ	武道ノ精神ト方	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
三	用具ヲ大法	用具ヲ大法	正シイ歩行	運動過度ノ害	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
尋	用具ヲ大法	用具ヲ大法	清潔ノ必要	武道ノ精神ト方	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
四	用具ヲ大法	用具ヲ大法	履物ト衛生	運動過度ノ害	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
尋	用具ヲ大法	用具ヲ大法	清潔ノ必要	武道ノ精神ト方	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
五	用具ヲ大法	用具ヲ大法	履物ト衛生	運動過度ノ害	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
尋	用具ヲ大法	用具ヲ大法	清潔ノ必要	武道ノ精神ト方	運動ト休息	運動ノ精神ニ及
六	用具ヲ大法	用具ヲ大法	履物ト衛生	運動過度ノ害	運動ト休息	運動ノ精神ニ及

(時局に處する本校體育經營の實際)

呼吸器	呼吸	日光	口腔	耳鼻	眼	頭髮	皮膚
○鼻呼吸ニツイテ	○齒ノ働キト液ノ働キト食ベル	○日光浴ニ親シメ	○齒磨ノ仕方	○全上ルコト	○眼ヲ洗ヒヨ	○不潔ナ頭髮ノ害	○皮膚ノ清潔
○新鮮ナ空氣ト不潔ナ空氣	○食物ト運動	○日光消毒	○乳齒ト永久齒	○耳聾塞ツイテ	○直射日光ト黄昏時ノ注意	○理髮ノ必用	○皮膚ノ入浴ノ方法
○咽呼吸ノ衛生	○食物ト身體	○日光消毒	○扁桃腺ニツイテ	○耳ト鼻ノ病氣	○眼病ト健康	○毛髮ノ衛生	○皮膚ノ乾燥
○換氣ノ必要	○營養ト體力	○紫外線ト日光浴	○ウガヒノ仕方	○耳ト鼻ノ病氣	○眼ト色ト健康	○毛髮ノ衛生	○皮膚ノ抵抗
○呼吸器ノ機能	○自己ノ營養	○日光ト感謝	○齒ノ構造ト疾病	○耳ト鼻ノ病氣	○眼ト色ト健康	○毛髮ノ衛生	○皮膚ノ抵抗
○呼吸器ノ衛生	○食物ノ營養價	○結核菌ト日光	○痛ウレノ處置及齒	○耳ト鼻ノ生理的	○眼ト原因ト生理	○毛髮ノ衛生	○皮膚ノ抵抗

食器	排泄器	循環器	睡眠	衣服	住居	救急	個人衛生
○咀嚼ニツイテ	○無理ニガマンセ	○キレイナ血トキ	○早寝早起ノ習慣	○衣服ヲヨゴサマ	○家ノ中ヲキレイ	○出血ノ手當	○鉛筆ヲナメルナ
○食物ノ好嫌言フ	○除食前後静カニ	○血ノメグリヲヨ	○睡眠時間ノ回復	○服装ノ端正ト精	○室内ヲキレイニ	○怪我ノコト	○本ノメクリ方
○食物ト消化器	○運動前ノ排泄	○ド石作用ニツイ	○疲勞回復ト休養	○足表手袋	○掃除ノ方法	○打撲傷擦過傷	○掃除ノ仕方
○過食ノ害	○過食ノ害	○過食ノ害	○睡眠ノ注意	○被服ノ清潔	○住ミヨイ家、明	○卒倒ノ處置	○机筆入ノ清潔整
○食物ト消化器	○寄生蟲ト消化器	○運動ト循環器	○睡眠ト學習	○厚着ノ害	○通風ト採光	○捻挫ト脱臼	○疾病ト豫防
○食物ト消化器	○飲料水	○排泄器ノ保護	○睡眠ト睡眠	○洗濯	○日光消毒	○火傷ト毒物	○衛生ト修理

公衆衛生	○ミダリニ痰ヤ唾ヲハキ散ラサヌ	○○屋外ノ排便	○○川ノ使用	○○道路ノ掃除	○○傳染病ノ注意	○公衆衛生
	○ゴミノ捨場	○○共用ノ風呂	○ヒクサミセキヲ注意	○○蚊蠅ノ驅除	○乗物内ノ病ノ注意	○消毒法

ニ、健康カード

兒童の健康生活を指導するため、別表の如き健康カードを作製毎日記入せしむ。

月	日	日	日	日	日	日	日
曜	日	月	火	水	木	金	土
ことがら	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
起 床							
睡 眠							
齒 磨(朝)							
禮 拜							
ラヂオ建國體操							
便 通							
入 浴							
齒 磨(夜)							
食 事	朝						
	晝						
	晚						
一 日 一 善							
就 寢	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
通 信							

ホ、食事訓

食事十訓の中に食事作法、營養教育、咀嚼訓練等の意味を含めて、營養週間、衛生週間、その他晝食前後等に朗讀玩味せしめる。

- 一、いつも買ひ食ひ、身の破滅。
- 二、につこり、ゆつくり、味が出る。
- 三、三度の食事を有りがたく。
- 四、せいしく消化よし。
- 五、ごはんの前には手を洗へ。
- 六、無理頬よりは味知らず。
- 七、なんでも食べよよくかんで。
- 八、腹八合醫者いらす。
- 九、食ひしんばうは胃腸が弱い。
- 一〇、十分食べて力を養へ。

へ、健康時間

毎日特別時間を設けて全校一齊に兒童の健康増進につとめる。

イ、特設理由

全校一致體育國策への順應。 繼續實施の重要性と其の効果。 兒童心身機現の多角形的相異

ロ、實施時間

毎日約十五分(前後五分宛の休憩)を時間割中に挿入する。

ハ、實施事項

異常兒の矯正體操及び運動。

ニ、組織

風驅除凍傷皮膚病手當。

自由運動。

肝油給與。

齒磨訓練。

虛弱兒童の養護と。

一般健康兒童の鍛練。

全兒童を増健、矯正、鍛練の三部門の何れかに屬せしめ、夫々尙各部若干の班に分ち指導す。

増健部

第一増健班 虛弱兒童

第二増健班 肝油給與兒童

第三増健班 トラホーム、虱、皮膚病等要手當兒童

第四増健班 太陽燈、照射兒童

矯正部

第一矯正班 胸廓、脊柱異常兒、筋肉薄弱兒童

第二矯正班 ○脚、×脚、扁平足、歩行不自然兒童

(時局に處する本校體育經營の實際)

(時局に處する本校體育經營の實際)

一九二一

第三矯正班 猿臂、頸、首不正兒童

鍛練部

第一鍛練班 低學年一般健康兒童男子

第二鍛練班 低學年一般健康兒童女子

第三鍛練班 高學年一般健康兒童男子

第四鍛練班 高學年一般健康兒童女子

ホ、實施方法

増健部

第一班 日光浴。自由遊戯、滑台シーソー其の他。國民保健體操。步行運動

第二班 肝油給與—衛生室、服用後は所屬班に加はる

第三班 トラホーム兒童は藥品洗眼(一週二回)の外水壓洗眼器による洗眼

第四班 風の驅除、皮膚病の手當は時季により適當に

矯正部 第一、二、三班に屬す兒童中特に必要と認むるものを以てす。

矯正部

第一、第二、第三矯正班 矯正體操。自由遊戯共通

鍛練部

第一、二、三、四班共通 駈歩にて跳足コース廻走。建國體操。國民體操。綱引等

へ、備考

各班自由遊戯は毎日全部行ふ。各班共最後に一齊に國民保健體操二回繼續行ふ

3、衛生設備一般

イ、救急設備

1、一設備

イ、衛生戸棚—大小各一 ロ、同ガラス製 二 ハ、事務机 一 ニ、同 椅子 一

ホ、兒童用長椅子 二 ヘ、肝油台 二 ト、鏡 三 チ、寒暖計 二

リ、手洗洗面所 一 ヌ、痰壺 一 ル、石鹼箱 一

2、外科的設備

イ、革製携帯常用救急カバン 大小各一

ロ、木製同 一

ハ、ズック製同 一

ニ、ガーゼ罐 一

ホ、汚物罐 一

ヘ、ガラス製ガーゼ壺 二

ト、消毒液瓶架 一

チ、ハサミ 五

リ、爪切 五

ヌ、毛拔 五

ル、脱脂綿油紙繙帶三角 若干

ヲ、安全ピン 若干

ワ、スポイド 同

カ、ピンセット 同

3、内科的設備

○寝台 二

○毛布 大六 小一〇

○水囊 二

○體溫計 六

○藥サジ 三

○ガラス製ロート 二

○懐爐 五

○メートルガラス 一

○液量計 一

○ゴム製湯タンポ 二

○コップ 三

4、常備藥品

○オキシフル

○硼酸軟膏 一

○ワト丁幾 一

○石炭酸 一

○硼酸

○デルマトール 一

○バンソウ膏 一

○酒精 一

○ワセリン

○ルゴール 一

○リバノール 一

○重曹 一

○デアスターゼ

○コーハン水 一

○アンモニヤ 一

○メンタ油 一

5、齒科醫器

○齒科用治療椅子

○附水道用吐唾装置 一

○煮沸消毒器 一

○コロダイン 一

○藥品瓶

○コップ 一

○齒鏡 一

○仁丹 一

○拔齒鉗子

○拔齒用挺子 四

○アルコールランプ 二

○葡萄酒 一

○スクーラ

○ベルト式旋盤車 若干

○消毒盤 三

○其ノ他 一

○齒模型

○同掛圖 一

○齒鋸刀 三

(時局に處する本校體育經營の實際)

一九三一

(時局に處する本校體育經營の實際)

- 注射器及注射針 三
- 乾燥器 一
- 耳鼻咽喉科醫器 二
- 額帶反射鏡 二
- 眼科醫器 一
- 消毒壺 二
- 身體檢查用具 一
- 體重測定器自動秤一台秤一
- 色盲表 一
- 檢眼レンズ 一
- EY背筋力計 一
- 色神検査表 一
- 異常矯正器 一
- 扇平足矯正靴 一
- 治療用廻轉椅子 一
- 身長計 三
- 握力計 二
- 坐高測定器 一
- 肺活量計 一
- 姿勢矯正鏡 五
- 人體背柱矯正器 一
- ピンセット 二
- 其他齒科治療用小器械 若干
- 綿棒 一八
- 舌壓力 五
- 眼鏡 三
- 洗眼瓶 一
- 受水器 一
- 水壓療眼器 一
- 卷尺 一
- マルチン式人體測定器 一
- 比重比胸圍比坐高早見表 一
- 運動速度検査器 一
- 視力表 二
- NY式扇平足測定器 一
- 同早見器 一
- サック入檢眼鏡 二

一九四一

三、鍛鍊養護に關する行事一覽

- 1、行事
 - 掃除一朝、夕。肝油服用一休憩時間。卒倒兒童原因調査。シラミ驅除。報徳理髮。少年劍道一放課後。課外運動
- 2、週行事
 - 火 身裝検査
 - 水 大掃除、合同體操(三、四年)

木 職員運動、合同體操少年團訓練(五六年)
 金 食事訓練
 土 年中行事

月 十	月 七	月 四
トヲホーム検診 一市三郡 體育競技會 支部十六校 體育會	七夕祭	トヲホーム検診 くわんぶつゑ 結核豫防デー
肝油給與開始 陸上運動會 蛔虫驅除 (十五日) 體重測定 堅忍持久戰	夏休中の注意 短縮授業 耐熱行軍 堅忍持久戰	結核豫防デー 肝油給與開始 種痘検査 春季遠足 機體掛選成 時制編定 教室決定
月 一 十	月 八	月 五
健康週間 (二十三日—三 十日) 體育デー	ラヂオ體操の會 (一日—二十日)	端午節旬 兒童愛護週間 (五日—十一日) 健康週間 (十七日—二十 三日)
體操祭 定本清潔法 體重測定 堅忍持久戰	臨海學校 ラヂオ體操 建國體操 (一日—二十日) 兒童召集 堅忍持久戰	體重測定 家庭通知 家庭除 トヲホーム点眼 開始 蛔虫驅除 堅忍持久戰 27日
月 二 十	月 九	月 六
皇太子殿下 御降誕 (二十三日)	重陽の節旬	虫歯豫防デー (四日)
感冒豫防週間 (一日—七日) 上履使用許可 冬期休業注意 體重測定 堅忍持久戰	秋季遠足 大掃除 席坐變更 堅忍持久戰 身長測定	體重測定 夏服用 健康問題を主と した父兄會 肝油給與中止 ムシ歯豫防週間 (一日—七日) 定期大清潔法施 行 堅忍持久戰

(時局に處する本校體育經營の實際)

一九五一

月 一	七草粥 大寒	座席變更 大掃除 蜘蛛除 身虫測定 △身長測定 〇〇體重測定 〇〇堅忍持久戰
月 二	節分 建國祭	耐寒週間 (七日—十三日) 建國行進 奉納建國體操 (十一日) 〇〇耐寒行軍 〇〇體重測定 〇〇堅忍持久戰 (二十一日)
月 三	桃節句 陸軍記念日 (十日)	營養週間 (三日—九日) 〇〇體重測定 〇〇堅忍持久戰

◆結語にかへて

再び言ふ。時局下日本國民が、國家の現状を見、將來を考へた場合の當面の問題は、何と言つても支那事變の火急的解決と、東洋永遠の平和の即時建設である。

即ち、日本國民は、戰の第一線に立つと立たざるを問はず、銃前銃後よく協力一致して政治、宗教、教育、學問、産業、經濟等あらゆる部面に涉つての國民的全能力を總動員して、日本本來の使命達成に向つて邁進しなければならぬのである。更に、頭を廻らし、思ひを世界の趨勢に馳せ、列強の動勢を注視するとき、我々が最も考へなければならぬ問題は、民族の力であり、國家の力である。伸びんとする意志、發せんとする力の存する所に、その必然性として如何なる困苦をも忍び、如何なる欠乏にも耐え、而して如何なる難關障害をも克服して、やがて解決せらるべき所に解決せらるゝ原動力があるのであつて、所謂非常時突破の鍵は茲に存するのである。

今日の世界は力の時代である。正義正論は力によつて貫徹し、平和は力によつて維持せられる。力のない所には發展もなければ進歩もない。力とは單に兵力のみではなく、國民的全體としての力でなければならぬ。

こゝに教育の重要な意義があるのである。さて民族の力と言ひ、國力と言ふも、その源泉は國民の體力であり、精神力であることは言ふ迄もないことである。而して體育は其の指導原理と形態とを其の基礎科學たる學校體育に俟たなければならぬ。されば、學校に於ける虛弱兒童の保健養護から一般健康兒童の鍛練に至る迄其の完成を期するためには、體育の全般に涉つての科學的再檢討が加へられなければならない。時局下に於ける國力の問題は常に科學的立場に於て論議されてゐる。

折柄、國力の涵養發展に最も適切なる方法は科學的立場に於てすることであると言はれてゐる。厚生省の創設と言ひ、その施設と言ひ、將又、文部省の學校衛生行政方面に於ても、見られる如く、國力の人的要素の強化、國民體力の向上等皆科學的方法を以て望んでゐる所を見ても、今後の兒童健康問題に關する限り、只に習慣と常識とそして單なる經驗とのみによらずして、出来るだけの科學的檢討が加へられなければならない。

此處に注意を要すべきは如何なる教科に限らずその指導方法に於て時局下なるが故に斯くすべし、平和時なるが故斯くすべからずといふ風に、まるで根本的に、天地の差違があらう筈はない。特に體育の問題に於ては、そんなに簡單なものではない。そこには一定不變確固不拔の根本方針がなければならない。要するに兒童の現在を如何にするか、而してその將來を如何に導くか、尙進んで兒童が成人して國民の重要な一員として、國力の一單位として活動するに至つた場合にも備へて體育の問題を考へなければならない。こゝにもはかり知り得ない忍耐と努力が肝腎であり、一面又言ひ得ない歡びも生ずるわけである。

兎もあれ小學校に於ては、直接體操科擔任たると然らざるとを問はず、第一線に立つ運動競技の指導者たると然らざる者との區別なく、凡て體育指導者であるとの自覺に立つて、以て兒童教育にその誠を盡さなければならぬ。

重ねて言ふ、小學校に於ては、體操教師(體操科擔任)のみが體育指導者ではなく體育のことは全校職員がすべて教育の全機會に於てなさなければならない重要問題である。

我が校に於ける英語教育

目

序言
第一章 英語教育の重要性
第二章 英語教育の目的
第三章 英語教育の教材
第四章 英語教育の方法
第五章 英語教育の成果
第六章 英語教育の将来

我が校に於ける武道教育

一、序

世界大戦争以後各國の目ざす國家經綸の方針を單的に言ふならば、それは一に民力の總和、魂の統一強化に着眼し以て教育・經濟、外交等に當り只管自國の發展を企圖せんとするものである。かゝる精神は教育の指導原理にも如實に現はれ専ら自國民精神文化の強調を根本とし、その營みに全力を注ぎつゝある状態である。

まして今日我國の現状は、國を擧げての對支全面的な交戦は、單なる國民政府を相手とし利害得失を争ふものに非ずして蔣政權の容共抗日の態度こそ、全く我輩國以來の國是と背致するものにして、その赴く處、世界文化史的亂争展開にまで延びんとする、重大深刻味のある事變的内容を持つ特殊相にして假令長期抗戰の幾久しきに及ぶとも、斷乎その擊滅と永遠に渉る我が國是の完璧を期するの一大決意の下に、皇師幾百萬は聖戰の陣頭に前進又前進の武威を宣揚されつゝある次第である。尙又國際情勢の推移を併せ考へる時に、今こそ國民精神總動員の重大決意を以て、只管に舉國一致、盡忠報國、堅忍持久の精神を一刻も忘れず各自の生活の上に着實に實現すべきの秋である。

かゝる重大時局に處する教育奉公の道を、奈邊に求むるかを検討せんに、それは窮極の姿として、將來眞に君國の爲に御奉公の出来る、日本精神の體得者、即ち信念日本人の教養であるべきを思ふのである。

然してその實現の爲には、日頃の教育教授の道を忠實に實踐することによつて、必ずや所期の目的は達し得られるものと確信する次第なるも、尙其の上に日本精神の體得に向つて直接的具體的な心身の修養、並に練磨の道を講ずる事も、定に時宜に適したるものであると同時に、衷心冀求する處のものであるべきである。

かゝる欲求を満足せん方途は多岐ならんも本校は先づその道を剣道に求めたのである。抑々剣道は我大和民族特有のものにして開闢以來輝かしい歴史と共に、その精華は益々發揮されて來た處の武士道の中核を爲すものであつて、幾多の尊き歴史を培ふ破邪顯正の武の道、活人劍の煌の中にこそ眞日本人的精神内容は溢れて居る事を思ひ起すのである。まして少年剣道否學校剣道は、決して單なる小手先の「術」の練磨のみを目標とするものに非ずして、

(我が校に於ける武道教育)

むしろ「精神修養」を主眼とし、劍神一如の境地に於ける體育として、特殊の價值ある事を第一義と考へる時に、吾人は今日の少年、やがての國民をして劍道の修行にいそしむ心身の鍛練によつて、永遠に變らざる教育道、並に時局に處する本校教育經營の一部面とし、その實績を擧ぐべく師弟同行以て教育奉公の誠を捧げんとするのである。

一、武道綱領

- 第一條 忠君愛國の大義は武士道の本領なり。
故に武道を修行する者は常に心身の鍛練に努め以て日本精神體得の修養を怠るべからず。
- 第二條 禮儀を重んじ驕慢粗暴を戒むるは武道の常基なり。
故に斯道に志すものは長上に對しては只管恭敬の念を盡し、その命に従ひ幼者に對しては専ら親切丁寧なるべし。
- 第三條 名譽と廉恥とは武士の生命なり。宜しく斯道を修むる者は背信卑劣の行爲あるべからず。
- 第四條 大敵たりとも恐れず、小敵たりとも侮らざるは武道の眞髓なり。
故に斯道に志す者は正義に對しては迷はず、恐れず、挫けず自己の所信に向つて玉碎するの氣概あるべし。
- 第五條 臍下丹田に力を充たし以て全一無二の心境に没入して修行これつとむるが武道の生命なり。
故に斯道を修むるものは決して輕學雜用心する事なく専ら心氣力一致の業に勵むべし。

三、劍道教育と時局

抑々武道は大和民族の固有する我が「道」として發現されたる尊き發展史を持つ存在にして、肇國以來三千年に渉る光輝ある國史の成跡は殆ど悉くが、武徳の發揚であると云ふも決して過言ならざるを信するものである。即ち劍道は劍によつて武の精神を鍛練し、大和魂を練磨する道にして、日本精神の精華もこの道に求むる事決して尠からざるを認むるのである。然らば茲に國粹日本劍道の眞髓につきその一端を考察せんに、それは櫻は國華、武士は國粹の譬の如く、破邪顯正、活人精神の體得發揮は、全く我が民族性の特質と渾然一體化した精神是の下に發展し、その心からなる發現は、全く日本固有の歴史を培ふ主動力となつて、東亞に君臨する今日の、尊き日本帝國ははぐくみたるものと言はざるべからず。

即ち武士道の本領とする處は、忠君愛國の大義に根ざし、生死を超越して専ら「一劍留身、應君恩」の確乎不動の高き眞の大和魂を振起せしめ、以て皇國を無窮に隆昌ならしめんとするを根本の要義としたる、我民族固有の國家觀に立つ發展相であり、尙修行道の要諦としては専ら奉公の精神を第一義とし、死を以て長生の所以を明かにし、禮讓を重んじて、驕慢卑劣を戒め、名譽と廉恥は武士の生命とし、苟も表裏背信の行爲あるべからざるを強調し、長を凌ぎ少を侮る事なく、只管に恭敬慈愛の道を獎め、質實剛健を骨子として、輕佻柔懦の處爲あるべからざるを諭し、戦ひを以て戦を止むるを旨とし、務めて争心を去るべきを教へ、尙他面に於ては文武兩道は二元的に對立するものに非ずして、一元的に兼備すべき武士生活の理想貌を合せ考へる時に、日本精神と日本武士道とは、根本的に一體の關係を固有するものであり、日本精神を離れて日本武道を理解する事が出来ず、日本武道を他にして日本精神を體得し難いものであり、又その精神是とする處の切言なるは、以て吾々の日常生活實踐への範疇なるを信じて疑はぬ處である。

ましてその修行に當つては、白刃一下生命のやりとりと言ふ眞劍三昧に没入し、全一無二の心境の下に、形より入つて形を離れ、肉より入つて肉を脱し、靈の靈に突き進む血の滲む切嗟琢磨、不斷の鍛練習熟の體験によつて、全身全靈渾然一體の和の力、即ち瞬息心氣力一致によつて、悟得せしむる鍛練行を通しての實踐に生命を持つ点より考へても、武道こそ眞に日本精神そのもの、修練體得へと直進するものなることを深く感ずべきである。

今や時局は益々伸展し愈々深刻味を加へつゝある時、皇國日本の今日、否將來の發展途上こそ、實に多事多端なるを覺悟せざるべからざる折柄、國民すべてが乾坤一擲、國難打開の勤行に團結し、以てその實を擧げざるべからず。

此の秋に對處する吾人の信條こそ、日本古來の道義に基く、正しく強い、清い心を遺憾なく發揮するの痛要性を感じ、その具現化を日本武士道の發揚、即ち武道に求むる事の切實さを志向し、日々の鍛練行によつて綱領の精神の體得發揮にまで專念せんとする次第である。

四、本校指導の目標

かゝる態度の下に實施せんとする本校武道教育の目標とする處は、中學校令施行規則改正の要旨にも明記せられたる如く武道は單に一般體育運動として實施するのみならず、心身の鍛練を通して質實剛健なる國民精神を涵養すべき大なる期待の

(我が校に於ける武道教育)

— 四 —

ある事を體し、直接左記三項目に着眼せんとす。

- 1、心身の鍛練
 - 2、技術の練磨
 - 3、精神の修養
- 然してその根底とする處は、日本武士の理想たる「剛なる心、健かなる身體」の練成を目標とし以て日本精神の體得により、時局に處する教育施設の一端とせん事を念願するのである。

五、指導の實際

一、設備

イ、道場

剣道を修行する場所が道場であつて、我が校にあつては講堂を以て道場に充つ。

講堂は嚴肅なる式典を行ふべき神聖なる場所、之を剣道修行の道場として、武士的人格を養成するには最も良き場所、講堂たるの神聖を穢さぬ様、特に道場内に於ける躰は、剣道の修行と結びついて、剣道を通じての訓育となり、學校訓育の根本ともなつて、實生活の上に役立たねばならないのである。

従つて道場内に於ける、清潔整頓は勿論常に心を正し、禮儀を守り、坐作進退を靜肅に、言語を慎み、容儀にも注意して苟も道場の尊嚴を傷つける様なことがあつてはならない。

ロ、防具

教師用 三組 兒童用 三十組

防具は兒童數全部が使用出来るだけあることがいゝのだが、經費の關係上それは仲々望めないことで、數人が交替使用することになつてゐる。然して其の取扱ひに對しては、古の武士が甲冑に對して、極めて大切に尊重し、甲冑の不完全は武士の恥辱であつたといふ精神同様に、最も親切に、鄭重に、責任を以て使用せしめねばならない。

ハ、竹刀

兒童各自用意

剣道は刀を以て敵と斬り合ふのであつて其の刀を眞似て作つたものが竹刀である。武士が魂とまで呼んで極めて鄭重に取扱つた刀、其の心持ちになつて丁寧な取扱はねばならない。

ニ、服装

禮に始まり禮に終る剣道、禮儀作法の正しく行はれる所に、剣道としての偉大な價值が見出されるのである。稽古着を着着袴した時は自然と心も落着き、禮節も整はつて來るもので、是非兒童にも稽古着と、袴を使用せしめたいのであるが家庭の事情上、強制的な事は出來ないので、成るべく使用する様にと奨めつゝあり。

ホ、防具入戸棚

四十四人分入り戸棚設置。稽古終了後、きまり正しく整理された防具を、所定の位置に、きまり正しく置かすこと。

ヘ、竹刀指 (四個)

各教室に一個宛置き竹刀袋に入れたるものを立て、入れさす。

ト、木太刀 五百本

取扱は竹刀と同じ心持。基本動作及剣道形教授に際し使用する。

二、實施學年

少年より剣道を學ぶ者に對し、世間では餘り過激過ぎはしないか、又頭を打たれ腦を悪くしはしないか等と心配する者があるがそれは皮相な見解で、剣道修行により益々精神は健全となり身體は強健となり學業成績も愈々向上して行くことは確かである。剣道に限らず何藝でも、社會の第一流者となつた人々は大抵は少年の時から其の道に入つて修行したと聞く、要は其の指導法にあるのであつて將來益々正しく伸びる様、最善の努力を以て指導すべきである。従つて實施學年を餘程の低學年より始めた方が良いのであるが本校に於ては五年より之が實施をなせり。

三、實施時間

(我が校に於ける武道教育)

— 五 —

少くとも一週二時間は剣道修行の時間を欲しいのであるが、道場學級數、指導者等の關係上左表の如く一週二時間乃至二時間而して放課後の指導とし准正科として實施しつゝあり
月五ノ一。火六ノ一。水五ノ二。木六ノ二。金五ノ一。土六ノ一。月五ノ二。火六ノ二。水五ノ一。木六ノ一。金五ノ二。土六ノ二。

四、修行の過程

總てが「禮に始まり禮に終る」の修行である。

- イ、道場の美化
- ニ、祭神の禮拜 二拜二拍手一拜
- ト、準備運動
- ヌ、整理運動
- ワ、祭神の禮拜
- ロ、教室より道場へ
- ホ、御製奉誦
- チ、稽古、全力を發揮し倒れ後て止むの精神を以て修行
- ル、靜座瞑目
- カ、教師に對する禮
- ヨ、退場
- ハ、各自所定の座につき靜座瞑目
- ヘ、教師に對する禮
- リ、防具整理
- ヲ、朗誦 吟詠
- タ、道場の美化

六、指導に關する諸注意

一、指導者の態度

小學校に於ける剣道は只に技術の修得が最終のものでないことは明かである。即ち剣道は體驗的の倫理の實踐であつて、その主目的は訓育にあり、剣道を通して實生活を考へ、その生活を反省して、高尚なる精神生活、正しき道義生活を營み得るやう、剣道といふ手段によつて、兒童の全人格を作り上げるのである。決して劍の術のみの傳達者であつてはならないのである。
如何なる教育行も、その指導者の人格は直ちに兒童に反映するものなるも、殊に剣道にありては著しく、教師の一舉一動は、そのまゝ兒童生活の上に顯はれて來るものである。
従つて教師の人格の善惡、技倆の巧拙は剣道指導上の大問題であつて、苟も斯道にたづきはる以上、常に正しき修養をな

し、熱心に懇切に指導すべきである。

- 指導に當りては
- イ、常に人格を磨き、技術の修練に心掛けること
- ロ、學問的修養に心掛けること
- ハ、眞劍に、熱心に、懇切に指導をなすこと
- ニ、兒童をよく知り、兒童と一如となり、兒童本位の指導をなし大人の剣道を兒童に課すべきでない。
- ホ、卒先躬行、沈着果斷なること
- ヘ、管理をよくし、道場内の嚴肅道具の整頓特に禮を重んじ、常に兒童を掌中に收めて一人でも管理の外に出してはならぬ
- ト、指導案を立て、系統的な指導をなすこと
- チ、兒童をして愉快に、自ら積極的に修行せしむる様指導をなすこと
- リ、他教科との連絡をはかること
- ヌ、養護上の注意を忘れざること
- ル、個人指導を重視すること

二、實施上の注意

禮に始まり禮に終り、小手先の術でなく、眞の武道精神、日本精神にかなつた指導でなければならぬ。
イ、兒童心身の發育に留意すること
ロ、姿勢を正し膝下丹田の力を重視すること
ハ、反復練習により、絶へず、既習教材を行ひつゝ、漸次その程度を進めること
ニ、準備及整理運動を行ひ指導を合理的ならしむること
ホ、技術のみの偏重に陥らぬこと
ヘ、武の本義を體得せしむべきこと

(我が校に於ける武道教育)

- ト、剣道精神を日常生活に及ぼさしむること
- チ、道場は常に神聖を保たしむること
- リ、躰を重視すること
- ヌ、竹刀の手入、道場の床面に注意し怪我を豫防すること
- ル、衛生上の注意を怠らぬこと
- ヲ、適切なる講話をなし實地との聯關に力むること
- ワ、基本動作を重視すること
- カ、技は總べて氣劍體一致たる様、又攻撃技を獎勵し攻撃精神を尊重すること
- ヨ、片手の撃突は之を避けること
- タ、技は大技を指導すること

三、見學者の取扱ひ

多人数の兒童中には種々な理由によつて剣道の實施中見學すべき者の出来ることは當然で見學者を大別して、用具の關係上の見學者と、疾病により剣道が出来ないで見學する者との二となすことが出来る。然して此等見學者をそのまゝ放任して、漫然と見學せしむるが如き事があつてはならない。特に後者の如き理由の爲の見學者に對しては適切なる處置をなし、非衛生的にならぬやう、細心の注意を拂はねばならない。

次に見學者指導としては、先づ見學の意義を十分明にして、他人の稽古、試合等を見學して、自ら相對して稽古する時知り得ない氣分、氣合の用ひ方、應用變化の身體動作等見學によつて始めて觀取されることもある。特に間合、撃突の機會等は見學によつて會得し得ることが多い、剣道は見學と實地と相俟つてよく健全なる上達をなし得るものである。従つて見學の場合は、稽古してゐるときと同じ氣持となり、態度を正し、精神を緊張して苟も不作法なる振舞のなきやう見學すべきである。

四、衛生上の注意

身體の強健なる兒童に對しては、相當にまで無理を強ひても別に身體上に及ぼす影響は少いが、多人数の兒童中には、完全なる身體、構造、健全なる素質の者ばかりはない。身體を強健にする剣道で、反つて體を弱くしてはならないから鍛練の反面大いに衛生上に留意し、兒童をして過勞に陥らしめぬやうに、姿勢を不正ならしめず、且又剣道精神及剣道の實際に關係の作法等を適當に課し、庇護と鍛練と相俟つて、兒童心身の健全なる發達を計らねばならない。

- イ、常に身體を清潔にし、特に手足の爪は短く剪つておくこと。
- ロ、稽古着を出来るだけ使用し、時々洗濯して清潔なるものを使用すること。
- ハ、稽古前には大小便をしておくこと。
- ニ、練習の前後三十分間は食物を食べぬこと。
- ホ、防具は時々日光に當て、防具の保存と共に之が消毒をなすこと。
- ヘ、稽古終了後は汗を拭き取り、又は水で體を洗ひ、身體を清潔にして衣服着用のこと。
- ト、身體上に故障のある場合は、練習を加減すること
- チ、傳染性疾患の場合は練習させぬこと。
- リ、酷暑の際嚴寒の際の指導は特に細心の注意を怠らぬこと。

五、傷害の豫防と手當

何事に依らず傷害を受ける主なる原因は、その事に當るに緊張味を缺き、心茲に有らざる場合、又は使用する用具に細心の注意を怠りたる場合等に生ずるものであつて、特に剣道にあつては、十二分の注意を拂ひ、假初めにも緊張味を缺きしが爲に傷害を受けるが如き事は、絶対になき様に指導をせねばならない。

萬が一にも傷害を受けし場合は、如何なる輕傷と雖も直ちに之が手當をなし、一刻も早く全治せしむべきである。

之が實際指導としては

- イ、基本練習を重視し、定められたる撃突以外の箇所を撃たしめざること。

口、道場内を清潔にし、床の破損箇所等のなき様注意すること。
 ハ、防具及竹刀の破損したるものを使用せしめぬこと。
 ニ、手足の爪は短く剪つておくこと。
 ホ、小手使用後は掌の内の皮を伸ばし軟になし置き、豆などの出来ぬやうなしておくこと。

七、剣道と行事

- 一、入部式 少年團入團式を兼ね剣道部への入部式を行ふ
- 二、土用稽古 土用中十日間の土用稽古を行ふ
- 三、乃木祭 小剣道大会開催
- 四、野試合 陸上運動會當日行ふ
- 五、義士祭 武道講話會開催
- 六、寒稽古 寒中十日間の寒稽古を行ふ
- 七、建國祭建國行進 防具着用の上大社参拜奉納試合
- 八、剣道大会 三月十日陸軍記念日をトし武道大会開催

八、結論

吾々日本人が身體、特に精神を訓練するには、純然たる日本精神の所産である剣道によるものが最有効であり且必要であることから小學校剣道が、急速なる勢を以て隆盛になりつゝあることは、國家の爲誠に喜ばしい限りである。
 然し乍ら小學校剣道は何處までも正しい剣道の普及發達でなければならぬ。誰しも正しからざる邪道の普及發達を願ふ者はないのであるが、特に小學校剣道にありては、之が指導に當り、深甚なる注意と、慎重なる態度を以て臨み、徒らに技の末に走ることなく、剣道本來の使命に基き、道場内に於ける修行そのものが、教室内に於ける學習は勿論、兒童の日常生活の總てに現はれ、非常時局下の少國民として恥かしからぬ、底力のある眞の日本人たらしむべき剣道の指導でなければならぬ。(紙數の都合に依り指導細目を畧す)

三島西尋常小學校兒童愛護會

一、創立ノ概要

教育ノ伸展ガ國家將來ノ消長ニ直接影響ヲ齎ス事ノ切實ナルハ言ヲ俟タヌ處デアアル。教育ハ次代ノ國家ヲ擔フ、人的資源ノ養成ヲ目的トスル文化的活動ナレバ、獨リ我國ノミナラズ、世界何レノ國々ト雖モ、國家經濟ノ根本問題トシテ、之ガ經營ニ專念シツ、アル現狀デアアル。
 翻ツテ我國ノ教育行政ノ現狀ヲ見ルニ 畏クモ 明治大帝陛下ノ教育御振興ヲ深ク御軫念遊バサレ宏大無邊ノ御聖旨ハ、ソレガ長生ノ途ヲ辿リ、爾來當局ハ之ガ發展ニ銳意力ヲ注ゲリ。教學機構ノ整備セル、世界何レノ國ト雖モ、ソレガ伸展普及ニ勝ルモノアルヲ知ラザルハ、吾人ノ最モ敬仰措ク能ハザル處デアアル。然シ乍ラ、地方町村ノ經濟情勢ヲ觀フニ、文化ノ開發年ト共ニ其ノ度ヲ増スニツレテ、出資多端ナルハ免レザル處ニシテ、生活ハ日々ニ驚異ヲ呈スル、ノ趨勢ヲ辿ルノ有様ナレド元ヨリ教育ノ事タルヤ、一日モ之ヲ忽ニ爲スベキニ非ザル趣旨ヲ以テ、政府當局ハ、義務教育費ノ國庫負擔ヲ逐次増額シ以テ町村ノ教育ニ對スル出費ノ輕減ヲ意圖シテ、アル。然レ共實際ニ於ケル今日ノ義務教育費タルヤ、何レノ町村ト雖モ、全歲出ノ殆ド過半ハ之ニ充當セザルノ止ムナキ状態ニテ、コレガ費用ノ捻出ハ、最モ苦心サレハ處デアアル。然モ學校當事者ヨリ云フ時、ソレガ満足トハ必ズシモ言ヒ難キ場合アリトスルモ、ヨリ以上ヲ町村ニ求ムル事ノ不可能ナルヲ知ル場合ノ多々アル事ヲ痛切ニ感ズルモノデアアル。茲ニ於テ學校當事者ハ求ムルニ由ナキ財源ヲ、他ニ求メ爲シ能ハザル事業ニ協力ヲ願ヒ以テ切實ナル必要感ノ満足ヲ冀ハントスル時ニ、眞ニ學校教育ノ後援ヲ爲ス組織ヲ要望シテ止マザル實情デアアル。本校ニ於テハ斯カル要求ヲ、痛切ニ感じツ、アリシ時、父兄ノ兒童ニ對スル教育熱ガ擡頭スルト共ニ、學校ヲ愛シ兒童ヲ愛シ、職員ヘノ同情ハ、日ヲ追ツテ昂マリ、本會ハ月ト共ニ成長シ、胚胎セル芳芽ハ遂ニ熟シ、昭和八年十二月五日喜々トシテ誕生シ年來ノ希望ハ、コ、ニ結實ヲ見タノデアアル。ソノ間歴代校長ヲ初メ全職員ノ努力ハサル事ナガラ、現會長酒井茂雄氏ヤ、逝去セル理事栗田國柄氏ノ如キ夜ヲ日ニツグノ獻身的ナル功績ハ實ニ涙グマシキ程ニシテ、其ノ功勞ニ對シテ篤ト一般父兄並ニ有力者ノ心カラナル理解ト、感謝ヲ得、以テ今日ノ本校愛護會ハ設立サレタノデアアル。

二、會長外役員

會長	酒井茂雄	副會長	佐伯泉	同上	佐藤喜作
理事	池田章	同上	水口善三	同上	水口三平
同	平出寬一	同	野澤覺道	同	横田鋼萬呂
同	杉本寅雄	同	根上信	同	川口周作
同	西田濱太郎	同	漆畑久作	同	松森守三郎
同	龜山啓太郎	同	山形榮雄	同	川口庄平
同	長野高次郎	同	藤原健介	同	以上十七名
幹事	關厚	同上	上條	同上	英雄
評議員	茅町十一名	木町十四名	茶町十三名	同上	大中島六名
	小中島六名	芝町十四名	國分町八名	六反田十九名	以上九十一名

三、三島西尋常小學校兒童愛護會々則

- 第一條 本會ハ三島西尋常小學校兒童愛護會ト稱シ事務所ヲ三島西尋常小學校内ニ置ク
- 第二條 本會ハ小學校兒童ヲ愛護シ初等教育ノ普及上進ヲ圖リ特ニ學校家庭ノ聯絡ヲ密接ニシ兒童教育事業ノ後援ヲナスヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
- 一、學校ト家庭トノ聯絡ヲ圖ラン爲ニ毎年一回以上三島西尋常小學校ニ於テ懇談會ヲ開催スルコト
 - 二、講演會ヲ開キ又ハ印刷物ヲ刊行シテ會員ニ頒チ以テ兒童教養上ノ資料ニ供スルコト
 - 三、兒童ノ體育保健ニ關スル施設ヲナスコト
 - 四、兒童ノ學用品ヲ統一シ出來得ル限りノ力配給ヲナスコト
 - 五、善行兒童ヲ表彰スルコト

第四條

- 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
- 一、普通會員 兒童保護者其ノ他ノ者ニシテ本會規定ノ會費ヲ納ムルモノ
 - 二、贊助會員 本會ノ目的ヲ贊助シ五ヶ年間毎月參拾錢以上ノ會費ヲ納ムルモノ
 - 三、名譽會員 本會ニ功勞アル者及一時金壹百圓以上ヲ寄附シ若クハ十ヶ年間毎月金壹圓以上ノ會費ヲ納ムルモノニシテ評議員會ニ於テ推薦シタルモノ
- 六、兒童教育振興ニ關スル各種事業ノ獎勵後援ヲナスコト
- 七、校外ニ於ケル兒童取締ヲナスコト
- 八、其他兒童教育上必要ト認ムル事項

第五條

本會ニ左ノ役員ヲ置キ會務ヲ處理ス

第六條

- 本會役員ノ職掌左ノ如シ
- 一、會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス
 - 二、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス
 - 三、理事ハ會長ノ指揮ニ基キ事業施行ノ任ニ當リ會務ヲ處理ス
 - 四、評議員ハ本會ノ豫算、決算、其他重要會務ヲ評定議決ス
 - 五、顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ役員會ニ參加スルコトヲ得
 - 六、幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス
- 一、會長 一名 評議員會ニ於テ選舉ス
- 二、副會長 二名 評議員會ニ於テ會長之ヲ推薦ス
- 三、理事 若干名 評議員會ニ於テ會長之ヲ推薦ス
- 四、評議員 若干名 評議員會ニ於テ會長之ヲ推薦ス
- 五、顧問 若干名 評議員會ニ於テ推薦ス
- 六、幹事 三名 小學校職員及會員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第七條

役員ノ任期ハ二ヶ年トス

第八條

但再選ヲ妨ケス 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス 本會ノ會議左ノ如シ

- 一、總會 每年一回之ヲ開キ事業及會計其他必要ナル事項ノ報告ヲナス
但必要ニ應シ臨時ニ開會スルコトヲ得
 - 二、評議員會 隨時ニ之ヲ開キ豫算、決算、其他重要ナル會務ヲ議定ス
 - 三、理事會 隨時之ヲ開キ事務施行方法ヲ定ム
- 第九條 會議ノ召集及議長ハ會長之ニ充ル
- 第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第十一條 本會ノ經費ハ會費、分賦金及寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ當ツ
- 第十二條 本會ノ經費ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定メ翌年度ニ決算ノ認定ヲ經ルモノトス
- 第十三條 會費ハ兒童一人ニ付毎月金五錢トス(應召出征戦死者ノ子弟ハ全額免除ス)
- 第十四條 分賦金ハ學區内各區ノ兒童數ニ比列シ且ツ各區ノ資力狀況ヲ參酌シテ割當ツルモノトス
- 第十五條 會費ハ毎月二十日會所定ノ納入袋ニ依リ事務所ニ納入セシメ、各區分賦金ハ毎年九月、二月末日限り各區長之ヲ事務所ニ拂込ムモノトス 但期日前納入ハ妨ケナシ
- 第十六條 本會ノ金錢保管並ニ出納ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第十七條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ事務ヲ處理ス
一、會員名簿 一、兒童名簿 一、役員名簿 一、記錄簿 一、會計簿 一、其他
- 第十八條 本會々則ノ改正ヲ要スル時ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ
附則 本會々則ハ昭和八年十二月五日ヨリ實施ス

四、昭和十三年度三島西尋常小學校兒童愛護會歲入出豫算

歲入合計金壹千六百拾壹圓九拾貳錢也
歲出合計金壹千六百拾壹圓九拾貳錢也
差引殘額ナシ

豫算		種目		本年		前年		増減		附記	
科目	費目	種目	種目	額	額	額	額				
一會費	一五〇〇	一兒童父兄納金		七五〇〇	七〇〇〇	三〇〇〇					
二分賦金	五〇〇〇				五〇〇〇						
		一茅町		六〇〇	六〇〇						
		二木町		六八〇	六五〇	三〇					
		三茶町		七三〇	七〇〇	三〇					
		四國分町		四二〇〇	四二〇〇						
		五六反田		一三〇〇	一三〇〇						
		六大中島町		五三〇	五三〇						
		七小中島町		一八〇	三〇〇	△二〇〇					
		八芝町		四三〇	五〇〇	△八〇					
		九區外		一五〇	一〇〇	五〇					

(兒童愛護會)

科 目	預算額	種 目	算 說		附 記
			本年度	前年度	
一學用品費	三九〇〇	一學用品費	三九〇〇	三六〇〇	兒童二五〇人ニ對シ壹人金貳拾錢
二著作物費	一五〇〇	一著作物費	一五〇〇	一五〇〇	
二講演會費	九〇〇	二講演會費	九〇〇	七〇〇	講演會 一〇,〇〇〇 兒童會 三〇,〇〇〇 展覽會及音樂會 三〇,〇〇〇 映畫會 三〇,〇〇〇 映畫借用費 一〇,〇〇〇
三兒童文庫費	一〇〇〇	三兒童文庫費	一〇〇〇	三〇〇	
四〇育獎勵費	三六〇〇	四〇育獎勵費	三六〇〇	三六〇〇	フットボール購入 六,〇〇〇 フットボール修繕 一〇,〇〇〇 野球部 三〇,〇〇〇 庭球部 六,〇〇〇 庭球部 三〇,〇〇〇
五善行兒童表彰費	一〇〇〇	五善行兒童表彰費	一〇〇〇	一〇〇〇	
六少年團補助費	三五〇〇	六少年團補助費	三五〇〇	二〇〇	
七少年赤十字團補助費	一〇〇〇	七少年赤十字團補助費	一〇〇〇	一〇〇〇	
八陸上運動會費	三〇〇〇	八陸上運動會費	三〇〇〇	三〇〇〇	
九弔慰費	三〇〇〇	九弔慰費	三〇〇〇	三〇〇〇	
一〇植樹費	五〇〇	一〇植樹費	五〇〇	七〇〇	
二撤水費	三六〇〇	二撤水費	三六〇〇	二四〇〇	撤水夫一名月給十九圓十二ヶ月分 撤水車修繕二十圓
三旅費	三〇〇〇	三旅費	三〇〇〇	三〇〇〇	職員視察費補助
計	一、六二九三	計	一、六二九三	一、五五二八	
三雜收入	八七〇	一過年度收入	八七〇	一〇〇〇	芝町八五,〇〇
二寄附金	一〇〇	二寄附金	一〇〇	一〇〇	
三豫金利子	一〇〇	三豫金利子	一〇〇	一〇〇	
四基本財産造成指定寄附	九二〇	一基本財産造成費	九二〇	八二〇	
		二卒業生記念基金財産造生費	八〇〇	八〇〇	基本財産三,五〇〇 卒業生記念財産七,五〇〇
		三基本財産利子	二〇〇	一〇〇	
五繰越金	一八三三	一前年度繰越金	一八三三	二二一八	
計	一、六二九三	計	一、六二九三	一、五五二八	

(兒童愛護會)

科 目	預算額	種 目	本年度	前年度	増減	附 記
一事業費	九九〇〇	一著作物費	九八〇〇	九三〇〇	七〇〇	
		二講演會費	九〇〇	七〇〇	二〇〇	講演會 一〇,〇〇〇 兒童會 三〇,〇〇〇 展覽會及音樂會 三〇,〇〇〇 映畫會 三〇,〇〇〇 映畫借用費 一〇,〇〇〇
		三兒童文庫費	一〇〇〇	三〇〇	一〇〇	
		四〇育獎勵費	三六〇〇	三六〇〇		フットボール購入 六,〇〇〇 フットボール修繕 一〇,〇〇〇 野球部 三〇,〇〇〇 庭球部 六,〇〇〇 庭球部 三〇,〇〇〇
		五善行兒童表彰費	一〇〇〇	一〇〇〇		
		六少年團補助費	三五〇〇	二〇〇	五〇〇	
		七少年赤十字團補助費	一〇〇〇	一〇〇〇		
		八陸上運動會費	三〇〇〇	三〇〇〇		
		九弔慰費	三〇〇〇	三〇〇〇		
		一〇植樹費	五〇〇	七〇〇	二〇〇	
		二撤水費	三六〇〇	二四〇〇	一三〇〇	撤水夫一名月給十九圓十二ヶ月分 撤水車修繕二十圓
		三旅費	三〇〇〇	三〇〇〇		職員視察費補助
計	九九〇〇	計	九八〇〇	九三〇〇	七〇〇	

三需要費	五五〇〇	一備品費	一〇〇〇	一〇〇〇	五五〇	總會費 一〇〇〇〇 遠足費 一〇〇〇〇 懇談會費 一〇〇〇〇 諸雜費 三四〇〇
二消耗品費	三〇〇〇	二消耗品費	三〇〇〇	三〇〇〇		
三雜費	一〇〇〇	三雜費	一〇〇〇	一〇〇〇	諸雜費	
四手當	一五〇〇	四手當	一五〇〇	一五〇〇	教員囑託幹事手當 一名金五圓參名分	
四基本財産造成費	九三〇〇	一基本財産造成費	四〇〇〇	八三〇〇	一〇〇〇	基本財産利子ヲ加算ス
五豫備費	八五九三	二卒業生記念基金 本財産造成費	八八〇〇	八〇〇〇	八〇〇	昭和十三年卒業生記念寄附金八〇〇〇 積立財産利子八〇〇
計	二、六二九三	一豫備費	八五九三	三六一八	四九七四	
			六二一九	一、五五二八		

五、昭和十二年度事業ノ概況

四月一日：三ノ瀬戸秀男死去、會長並幹事會葬
 四月十一日：會長副會長校內理事幹事出席、前年度決算ニ付協議

四月十四日：十二年度決算及十三年度豫算ニ付理事會開催ス

四月十九日：十二年度決算及十三年度豫算ニ關シテ評議員會開催豫算決算可決

四月廿六日：天野雄彦先生ノ童話開催

四月廿七日：海軍記念日三島館ニ於テ映畫會開催

六月二日：酒井會長息女逝去、副會長、理事、幹事會葬ス
 酒井氏ヨリ亡久枝嬢供養ノタメ本會基本積立金トシテ金五拾圓也ヲ寄附セラル

六月廿五日：野球部へ部費ヲ支給ス

七月五日：秦野氏ノ皇室中心日ノ丸感激談

七月廿八日：中山堯章先生應召セラレ餞別贈呈

九月一日：應召家族中ノ兒童ニ對シ愛護會費ヲ免除ス(九月ヨリ)

九月五日：各學級へ學用品支給(畫用紙ワラ紙)

十月十五日：陸上運動會へ補助金ヲ支給ス

十月十八日：理事野澤覺道氏息女逝去會長、理事、幹事會葬

十月廿三日：金原氏ノ宮金次郎先生ノ少年時代ノ講演於講堂
 十月廿八日：競技費ヲ支給ス
 十一月二十日：三ノ山崎芳江死去、會長、幹事會葬
 十二月十日：槍野知邦氏向上精神作興ニ關スル講演
 十二月廿一日：佐野氏令息逝去、會長、理事、幹事會葬ス
 一月十日：各學級へ學用品支給(畫用紙及ワラ紙)

(兒童愛護會)

(兒童愛護會)

- 一月十三日…鈴木二三子先生夫君逝去 會長、理事、幹事會葬ス
一月十七日…一ノ一河野多喜子死去 會長、幹事會葬ス
二月十五日…劍道部開設ニ關スル協議會
愛護會正副會長、理事、幹事出席
三月一日…劍道防具、購入ノ件、協議會開催
正副會長、理事、幹事出席原案承認
庭球部敷地トシテ佐藤喜作氏所有ノ土地借入ノ件
佐藤喜作氏當分無償貸與ヲ承諾セラル
三月廿二日…吉田武氏ノ童話會開催
三月廿三日…時局映畫會ヲ三島館ニテ開催
三月廿五日…芽ノ光發行
三月廿八日…卒業生ヘ記念品ヲ贈呈ス

384
540

昭和十三年十一月七日印刷
昭和十三年十一月十二日發行

〔非賣品〕

編輯兼發行人 藤原健介

印刷人 荻野正三

印刷所 靜岡縣三島町一六九八
⊕ 三島印刷所

發行所 靜岡縣三島西尋常小學校

